

# 第4次片品村総合計画 後期基本計画 (第2期むら・ひと・しごと創生総合戦略)

小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ  
～世界を視野に～



令和3年3月  
群馬県利根郡片品村

# 小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ

## ～世界を視野に～



片品村長 梅澤志洋

片品村では、平成28年度に策定した第4次総合計画前期基本計画にもとづき「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」を将来像として、村民の価値観やニーズの変化、地球温暖化や国際観光時代における社会状況を反映させた各施策の推進に努めてきました。

しかし、前期基本計画の策定から5年間を経過し、急速に進む人口減少や少子超高齢化社会への対応など、本村を取り巻く環境は急激に変化しています。国では新たな未来社会である Society5.0 の実現を目指しており、本村においても、新たな技術の活用を見据えて、DX(デジタルトランスフォーメーション)やインターネット環境の整備など、村民サービスの向上をはじめ、新たな行政需要に的確に対応できる体制づくりが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっています。

本村においても、新たな日常(ニューノーマル)への転換を図りながら、村民の幸せな暮らしの実現に向け、安全・安心を基本としたむらづくりが必要となります。

このような状況を踏まえ、後期基本計画では、本村の第2次総合戦略の内容を適切に反映させ、両計画を一本化し、持続可能な自治体運営を実現させるためにSDGsの視点を取り入れるなど、新たな行政課題に向けて、「誰一人取り残さない社会を実現するため」これまで以上に村民と一体となってむらづくりを進めていきます。今後も一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆様をはじめ、村議会議員の皆様、そして熱心にご審議くださいました片品村総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月

## 目 次

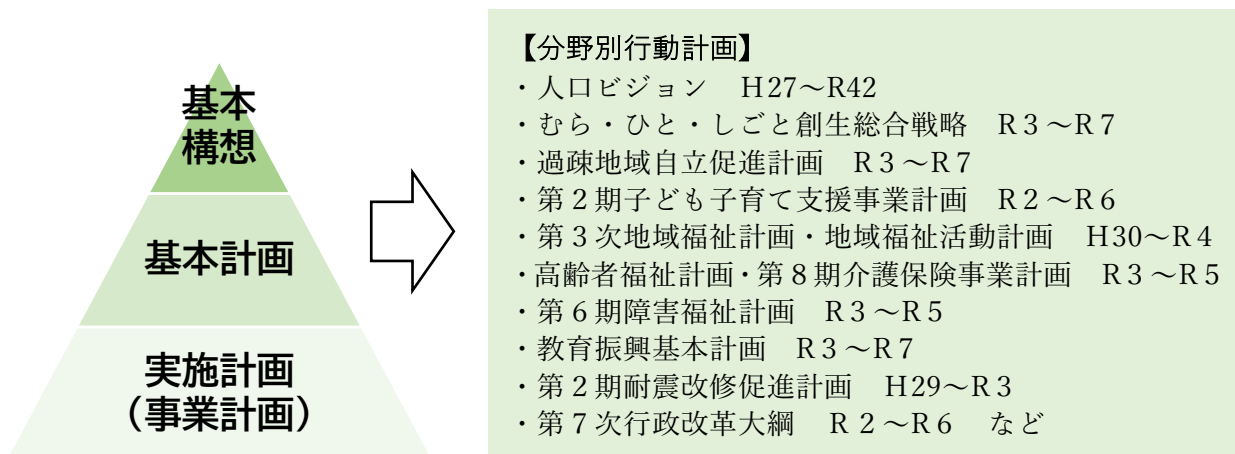
<b>I はじめに</b> .....	<b>1</b>
第1章 総合計画策定の趣旨.....	2
第2章 片品村を取り巻く社会状況と課題.....	4
1 片品村の沿革.....	4
2 片品村を取り巻く社会状況.....	4
3 国・県の関連計画.....	7
4 片品村の現況.....	8
5 住民アンケート結果.....	9
6 第4次総合計画前期基本計画の検証.....	9
7 片品村の特色とむらづくりの課題.....	9
<b>II 基本構想</b> .....	<b>11</b>
第1章 村の将来像.....	11
第2章 人口目標.....	12
第3章 尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略.....	14
第4章 施策の大綱.....	15
1 住民・行政：自主・自立のむらづくりのために.....	16
2 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために.....	16
3 教育・文化：豊かな心を育むために.....	17
4 環境・安全：快適で安全な生活のために.....	18
5 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために.....	19
第5章 土地利用基本構想.....	20
1 土地利用の現状と課題.....	20
2 土地利用の基本理念.....	20
3 土地利用の方向.....	20
<b>III 後期基本計画</b> .....	<b>22</b>
第1章 はじめに.....	22
1 後期基本計画策定の趣旨.....	22
2 総合戦略との関係性.....	23
3 進行管理.....	24
第2章 第2期片品村 むら・ひと・しごと創生総合戦略.....	25
1 総合戦略の基本的な考え方.....	25

2	第1期総合戦略の検証.....	26
3	総合戦略の方向と具体的施策.....	30
4	総合計画に対する位置づけ（一覧表）.....	34
	第3章 後期基本計画.....	37
	<b>IV 資料.....</b>	<b>144</b>
1	片品村総合計画審議会.....	144
2	片品村総合計画策定委員会.....	146
3	第4次片品村総合計画後期基本計画策定体系図.....	148
4	片品村の人口動態.....	149
5	住民アンケート結果（抜粋）.....	155
6	第4次総合計画前期基本計画の検証.....	168
7	第1期むら・ひと・しごと創生総合戦略の検証.....	170

# I はじめに

## ○総合計画の位置づけ

総合計画は、片品村の10年後の将来像と主な施策などを明らかにする最上位計画で、「住民と行政の協働によるむらづくり」における片品村の行動指針を示すものです。また、国・県・広域圏などの事業との調整・連携のための指針です。



## ○総合計画の構成

この計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの内容からなっています。

## ○総合計画の期間

この計画の期間は、平成28年度(2016年度)を初年度とし、令和7年度(2025年度)を目標年度とする10年間とします。

## ○総合計画の内容

### **基本構想**

基本構想では、片品村が目指す将来像、人口目標を示し、この実現に向けての3つの戦略プロジェクトと施策の大綱を明らかにします。

### **基本計画**

基本計画では、基本構想の実現に向けて、関連するSDGs、指標、主な施策、主な事業(取組)、主担当課、関係課を示しています。なお、基本計画は5か年計画とします。

### **実施計画**

実施計画は、基本計画の実現に向けて、単年度ごとに編成される予算と連動させて、実施する施策や主要な事業を明らかにした年次計画です。財政状況を勘案しながら毎年見直します。なお、実施計画については別途作成します。

## 第1章 総合計画策定の趣旨

本村は、平成18年度（2006年度）を初年度とする第3次総合計画にもとづき、『片品村・尾瀬の郷構想―小さくても輝く村―』を目指して、人と自然、歴史文化、産業が輝く、魅力あるむらづくりを進めてきましたが、この間、それを上回るスピードの社会経済情勢などの変化もあり、多くの施策・事業を達成することができたものの、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

尾瀬の知名度を活かした、若者を中心としたスキー・登山とスポーツ合宿を中心とした観光から、子ども・若者の減少時代に対応し、増加する春秋の中高年観光客や外国人観光客の受け入れに向けて、村の歴史文化や生活文化、自然と温泉、食や買い物などの魅力、イメージづくりを進めてきましたが、その成果を実感できる状況にはまだなく、今後は、具体的な成果が求められています。

こうした状況の中、限られた財源の効果的・効率的な活用を考えながら本村の将来あるべき姿を検討し、ここに新たなむらづくりの指針として「第4次総合計画」を定めました。

本計画では、第3次総合計画の取組が、若者の雇用創造と定住化に確実に結びついて成果が出せるよう、施策・事業の選択と集中によりスピードアップを図ることができる計画を目指しました。

具体的な「施策の大綱」は次の5つの柱とします。

1. 住民・行政計画：「自主・自立のむらづくり」
2. 保健・福祉計画：「誰もが安心して暮らせるむらづくり」
3. 教育・文化計画：「豊かな心を育むむらづくり」
4. 環境・安全計画：「快適で安全なむらづくり」
5. 産業・雇用計画：「若者がいきいきと働くむらづくり」

### ○後期基本計画の策定にあたって

平成28年度（2016年度）に策定した前期基本計画では、当時の村民の価値観やニーズの変化、地球温暖化や国際観光時代における社会状況などを適切に反映させた計画づくりに努めました。

しかし、前期基本計画の策定から5年が経過し、本村を取り巻く社会状況は、急激に変化しています。

特に、本格的な人口減少時代の到来による、国をあげての「地方創生」への取組は、人口減少が加速している本村において、喫緊の課題となっています。

国は「地方創生」を重要政策の1つに掲げ、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国・地方ともに、それぞれの総合戦略にもとづいた施策を推進することになりました。

後期基本計画は、このような状況を踏まえながら、「片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を反映させるなど、新たに3つの視点を加えて策定しました。

## 後期基本計画の策定における「新たな視点」

### 視点 1 「片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」の反映（一本化）

本村の総合戦略の計画期間を1年延長することで、第2期総合戦略の計画期間を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、令和3年度（2021年度）を初年度とする後期基本計画の計画期間と合致させ、一本化を図ります。

総合戦略に掲げた施策や事業は、後期基本計画と相互に関連するものであるため、その内容を、後期基本計画に適切に反映させるとともに、両計画の関係性を整理しました。

→総合戦略との関係性の詳細は p.26

### 視点 2 客観的な進捗状況の確認（指標の導入）

総合計画を村民・事業者・行政が共に考え、共に行動する指針とするためには、今後の片品村の目指す姿（目標）と進むべき道筋を共有していくこと、施策の成果を客観的に測ることが必要です。

こうしたことから、指標を設定し、施策の効果を定量的に把握して、目指す姿（目標）の「見える化」を図ります。後期基本計画の推進状況の点検・評価をおこなう際には、この指標の進捗も用いて、施策（取組）の目標に対する達成度を検証することとします。

### 視点 3 持続可能なむらづくり <sup>エスディジーズ</sup>（SDGsの理念の反映）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17のゴール（目標）で構成されています。

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すもので、総合計画で掲げる将来像を実現するための“持続可能なむらづくり”の目標としても捉えることができます。

そのため、本村では、総合計画の基本計画の各分野別基本施策とSDGsの17の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。

今後は総合計画のもと、SDGsの達成に向けた世界を視野に入れた片品村ならではの取組を進めていきます。

→SDGsの詳細は p.9

## 第2章 片品村を取り巻く社会状況と課題

### 1 片品村の沿革

片品村は、明治9年（1876年）群馬県に属し、第18大区・第10小区と称されました。その後、明治21年（1888年）の町村制の公布に伴い、連合戸倉、須賀川組と越本組の12村が合併し、片品村となりました。翌年、村役場を須賀川に置き、その後まもなく幡谷村を東村から編入し人口3,334人になりました。

明治34年（1901年）、役場を須賀川から村の中心地大字東小川磯下（現鎌田）に移し、昭和30年（1955年）に現在の8区制となり、人口も8,561人と大幅に増加しました。翌年の昭和31年（1956年）に人口がピーク（8,698人）に達しましたが、その後、減少し現在に至っております。

### 2 片品村を取り巻く社会状況

#### （1）急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、出生数の急減や間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子・超高齢化がさらに進んでいくことが推測されています。

人生100年時代が現実となりつつある中、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なむらづくりへの転換が求められています。

また、外国籍村民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本村においても、国が掲げる、「将来にわたる活力ある地域社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、的確に時代の変化に対応していく必要があります。

#### （2）暮らしの安全・安心への対応

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、大規模な自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する特殊詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっている



ことから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本村においても、村民の幸せな暮らしの実現に向け、片品村独自の安全・安心を基本としたむらづくりへの取組を強化する必要があります。

### **(3) 地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築**

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

国では、各地域がそれぞれの特性に応じて資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と農村漁村が相互補完しながら経済活動をおこなう地域環境共生圏の構築を推進しています。

本村では、国立公園特別保護区、国の特別天然記念物、ラムサール条約湿地に指定されている尾瀬の自然保護の役割も担っており、豊かな自然との共生を図りながら、今後もより一層、持続可能な循環型社会の構築に向けて、村民・事業者・行政の協働によって環境負荷を最小限にする取組を推進する必要があります。

### **(4) 地域づくりの担い手不足への対応**

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では著しい人口の低密度化が予想されており、地域社会の維持・強化を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の1つとなっています。

一方、本村においては、世界に誇る尾瀬などの魅力ある地域資源を活かした観光振興や、尾瀬ブランドの農作物、子育て支援に力を入れることで定住を促すなど、人の流れを呼び込む土壌があります。

このような本村の恵まれた自然環境の強みを最大限に活用し、片品村のよさである人とのつながりを保ちながら、片品村地域社会の新たな担い手としての関係人口を創出・拡大させ、定住人口の増加にもつなげていく必要があります。

### **(5) 情報通信技術の積極的な活用による行財政運営の推進**

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与え、その先行きも不透明な状況となっています。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かっていく中、国では新たな未来社会である Society5.0 の実現を目指しており、その取組の1つとして、AI（人工知能）、IoT（モノがインターネット経由で通信すること）、自動技術などの ICT を活用したスマート自治体への転換が求められています。

本村においても、こうした新たな技術の活用を見据えて、まずはインターネット環境の整備など、村民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的な行財政運営を図っていく必要があります。

## (6) 「持続可能な社会」の実現(ESディジーズ)<sup>エスディジーズ</sup>(SDGs)に向けた取組の世界的な広がり

SDGs (エス・ディ・ジーズ) とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟 193 国が平成 28 年 (2016 年) ~令和 12 年 (2030 年) の 15 年間で達成するための目標として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択されたものです。

SDGs には、一人ひとりがそれぞれの立場で、世界をよりよくするためにできることを考え、取り組むことができるよう 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットが示されています。

わが国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点をあてた「人間の安全保障」の理念にもとづき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、地方自治体においても SDGs の達成に向けた取組が求められています。

また、「新・群馬県総合計画 (ビジョン)」においても、国連がターゲットとする令和 12 年 (2030 年) には、県内 SDGs の完了を宣言することが記載されており、SDGs 先進県へ向けた取組を表明済みです。SDGs は、自然環境保護だけでなく、女性などの活躍もゴールに掲げており、県の決意宣言でも「誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会」を目指しています。また、オール群馬で「多文化共生・共創県」を実現することを目指しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3 国・県の関連計画

本計画に関わる国・県の関連計画は次のとおりです。

#### (1) 国土形成計画(広域地方計画) 平成 28 年3月

##### 【基本的考え方】

- 新たな全国計画（平成 27 年 8 月閣議決定）を踏まえ、全国 8 ブロックについて、国、地方公共団体、経済団体などで構成する広域地方計画協議会における検討・協議を経て、おおむね 10 年間の国土づくりの戦略を策定。
- 個性豊かな地域が相互に連携することにより、ヒト、モノ、情報などが双方向で活発に行きかう「対流促進型国土」の形成を基本として、「コンパクト＋ネットワーク」により、「稼げる国土」、「住み続けられる国土」の実現を目指す。
- 各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現。

#### (2) 新・群馬県総合計画〔令和3～22 年度〕

##### 【ビジョン】

群馬から世界に発信する「ニューノーマル」  
～ 誰一人取り残さない自立分散型社会の実現 ～

##### 【目指す姿】

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、  
誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、  
幸福を実感できる自立分散型の社会

##### 【ビジョン実現に向けた7つの政策の柱】

- 行政と教育のデジタルトランスフォーメーション（DX）※の推進
- 災害レジリエンス No. 1 の実現
- 医療提供体制の強化
- 県民総活躍社会の実現
- 地域経済循環の形成
- 官民共創コミュニティの育成
- 教育イノベーションの推進と「始動人」の活躍

---

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であるとされ、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」であるとされる。従来使われてきた「ICTの利活用」との最大の違いは、「ICTの利活用」がすでに確立された産業を前提に、あくまでその産業の効率化や価値向上を実現するものであったのに対し、デジタルトランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していくということにあるとされる。

## 4 片品村の現況

### (1) 立地

本村は、群馬県の東北部にあり、東は栃木県日光市、北は新潟県魚沼市、福島県松枝岐村、西は群馬県みなかみ町、川場村、南は沼田市に接しています。

道路は、国道 120 号線、401 号線が通り、沼田 IC から関越自動車道を利用すると練馬 IC までは約 2 時間 20 分です。

鉄道の最寄り駅は JR 上越新幹線上毛高原駅、上越線沼田駅で、上毛高原駅から村の中心部までは車で約 50 分（関越高速自動車道利用）、沼田駅からは約 40 分の距離にあります。

### (2) 自然

本村は、東西 24km、南北 34km、総面積 391.76 k m<sup>2</sup>で、みなかみ町、高崎市、沼田市、中之条町に次いで群馬県内第 5 位の広い面積です。

標高は、650m（幡谷地内）から 2,578m（白根山頂）まであり、白根山、武尊山、至仏山などの山々が連なり、中央を片品川が流れ、笠科川、小川、塗川と合流しながら南下しています。村内の 90% は森林に覆われ、集落は川沿いに形成されています。

夏は涼しく、冬期の積雪量は多くて関東唯一の特別豪雪地帯で、5 箇所のスキー場があります。

### (3) 人口

（巻末資料 4：「片品村の人口動態」参照）

### (4) 産業

#### ①産業全体の動向

本村の事業所数は平成 21 年（2009 年）の 461 から平成 28 年（2016 年）には 359（22%減）に減少し、従業員数も 2,537 人から 1,902 人（25%減）へと減少しています。従業員数では、宿泊業、飲食サービス業が全体の 1 割を占め、最も多くなっています。

#### ②農業

平成 30 年（2018 年）の農業産出額は 158 千万円（平成 26 年（2014 年）は 185 千万円）で、野菜が 128 千万円を占めています。

また、年齢階級別農業就業者比率では、平成 27 年（2015 年）の 55 歳以上の割合が 73.33%（平成 22 年（2010 年）は 72.32%、平成 17 年（2005 年）は 64.58%）と、高齢化が進んでいます。

#### ③工業

平成 25 年（2013 年）の工場数は腕時計・服飾品・精密機械・飲料水など 9 社で、平成 29 年（2017 年）の製造業は事業所数 9、従業者数 158 人、製造品出荷額などは約 24 億円で、平成 20 年（2008 年）から事業所数、従業者数、製造品出荷額など

ともに減少しています。誘致企業は平成 19 年（2007 年）に 1 社（飲料水）ありました。

#### ④商業

平成 28 年（2016 年）の小売業は事業所数 24、従業者数 81 人、年間商品販売額は 1,138 百万円です。事業所数は平成 16 年（2004 年）の 72 から、従業者数、年間商品販売額は平成 16 年（2004 年）の 262 人、3,826 百万円から減少に転じています。

#### ⑤観光

平成 4 年（1992 年）の 387.2 万人から観光客数は減少を続けており、特に平成 20 年（2008 年）のリーマンショック、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災のダブルパンチが大きく影響し、同年には 173 万人（20 年から -24%）に減少しました。令和元年度（2019 年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光客数は 178 万人で、日帰り客が 132.6 万人、宿泊客が 45.8 万人でした。

月別では 7～8 月の合宿と 1～3 月のスキーが中心で、4～6 月、9～12 月の通常の観光シーズン客が少なくなっています。

## 5 住民アンケート結果

（巻末資料 5：「住民アンケート結果（抜粋）」参照）

## 6 第 4 次総合計画前期基本計画の検証

（巻末資料 6：「第 4 次総合計画前期基本計画の検証」参照）

## 7 片品村の特色とむらづくりの課題

村の現状や前期基本計画の達成状況、さらには、住民アンケート調査の結果と役場各課からの意見や提案などをもとに、村の特色やむらづくりの課題を整理すると次のとおりです。

### 1. 村の特色

本村は、本州最大の高層湿原としてラムサール条約に登録されている尾瀬国立公園、泉質が異なる 10 箇所温泉地、四季を通して楽しめる自然、日本遺産として認定された「かかあ天下一ぐんまの絹物語ー」の構成文化財、パウダースノーの

5つのスキー場など、多くの資源を有し、昼夜の寒暖差による質の高い農産物も多種収穫されています。

また、地理的には、群馬県東北部に位置し、栃木県、福島県、新潟県に接する山間部にあり、数多くの湧水群を有しています。村の中心地区の標高は約 800m、ここを通る国道 120 号線は、沼田一片品一日光を結んでいます。

## 2. むらづくりの課題

### (1) 自然とともに生きるむらづくり

世界に誇れる高層湿原尾瀬ヶ原、美しい花の谷と清流、人々を癒す温泉などを活かし、世界の人々を対象にしたエコツーリズムのさらなる推進が課題です。

### (2) 新たな雇用創造を進めるむらづくり

若者がいきいきと働くむらづくりに向け、本村の基幹産業である農業と観光業を中心に、将来に向けた専門人材の確保・育成や若者の起業支援、村内企業の経営革新と企業誘致などが課題です。

### (3) 若者・子どもを中心としたつながりを大切にするむらづくり

本村の将来にわたっての維持に向けて、若者の新たな職場づくりを中心に、若者の交流機会の充実、空き家あつ旋と定住拠点の整備、子育て支援の充実、「自尊・自立」の生きる力を養う（エンパワーメント）学校教育や家庭・地域での体験機会の充実など、若者や子どもの自立支援に重点的に取り組むことが課題です。また、交流人口と関係人口を増加させることで、本村に新しいひとの流れを構築することが課題です。

### (4) 結婚・出産・子育てにやさしく、健康で安心して暮らせるむらづくり

このままでは5年後には高齢者が40%以上になると推測される本村では、健康むらづくりを重点的に進めて生活習慣病を予防するとともに、高齢者に便利な公共交通手段の確保、共に助け合う地域福祉社会づくり、国民健康保険や介護保険、国民年金制度の安定化などが課題です。また、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援のさらなる充実が課題です。

### (5) 生活を楽しむ心豊かなむらづくり

一人ひとりの村民が自己実現を図り、認め合う「自尊・他尊社会」を目指し、多様な地域クラブ活動やイベント交流、各地区の祭り行事を通じた交流、ボランティア活動や国際交流活動など、開かれたむらづくりが課題です。

### (6) 自主・自立のむらづくり

自主・自立のむらづくりに向け、行政職員・村民が協力して活躍できる環境を整備するとともに、若者の新職場づくりと定住への施策・事業の選択と集中、効果的・効率的な事業の推進、互いに助け合う地域コミュニティづくりなどが課題です。

# Ⅱ 基本構想

## 第1章 村の将来像

「豊かな自然と調和した、観光と農業の村」を目指した第1次総合計画（昭和62年3月）、「花の谷構想— 遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に —」を目指した第2次総合計画（平成8年4月）を引き継ぎ、第3次総合計画では「尾瀬の郷構想—“小さくても輝く村”を目指して—」の実現に取り組んできました。

今、国際観光時代を迎え、本村は、世界に誇れる尾瀬湿原と5つのスキー場、温泉、昼夜の寒暖差が育む高原野菜・果物、腕時計や装飾品などのものづくり、歴史ある祭りや心豊かな生活文化を享受できる文化・ふるさと・国際観光村へ新たな一步を踏み出すときです。そして、次代の村を担う若者たちがいきいきと働き、子どもたちが生まれ育ち、互いに支え合い、楽しく、安心して暮らせるむらづくりを進めることが求められています。

第4次片品村総合計画では、村の将来像を「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」とし、「尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略」と「5つの施策の大綱」をもとに、時代の変化に機敏に対応するため常に状況把握に努めながら、計画の見直しも含め柔軟に推進していきます。また、人口減少対策として取り組む片品版総合戦略とも一体的な推進を図ります。

<10年後の将来像>

小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ  
～世界を視野に～



3つの戦略

<尾瀬の郷プロジェクト>

- 1 尾瀬の郷・文化村プロジェクト
- 2 尾瀬の郷・ふるさと村プロジェクト
- 3 尾瀬の郷・国際観光村プロジェクト

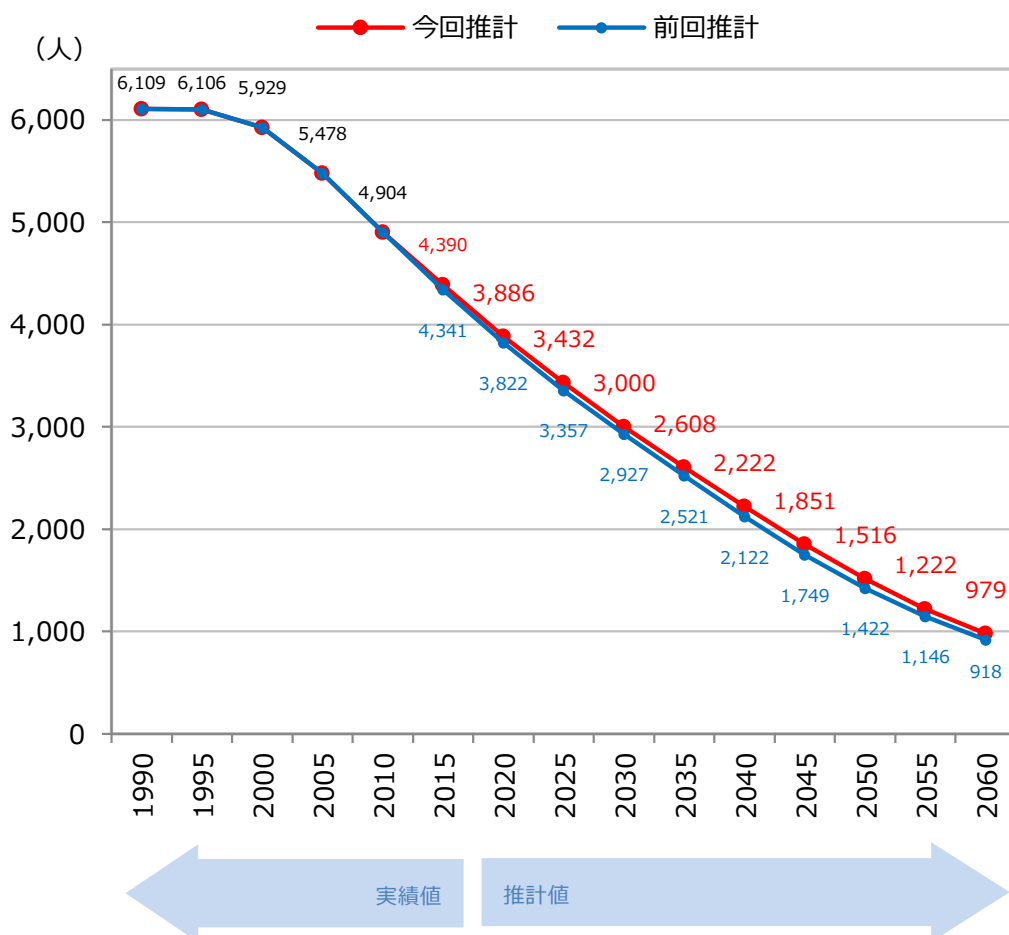


<施策の大綱>

- 1 住民・行政：自主・自立のむらづくり
- 2 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるむらづくり
- 3 教育・文化：豊かな心を育むむらづくり
- 4 環境・安全：快適で安全なむらづくり
- 5 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくり

## 第2章 人口目標

国勢調査による本村の人口は、平成 27 年（2015 年）は 4,390 人であり、平成 7 年（1995 年）以降減少し続けていますが、人口増減率は平成 17 年（2005 年）→平成 22 年（2010 年）と同様の値で推移しています。そのため、前期基本計画策定時の推計と大幅な乖離は見受けられません。



※今回推計：国勢調査（2015 年）の値をもとにした「国立社会保障・人口問題研究所」のデータにもとづく推計値

※前回推計：片品村人口ビジョン p.10 A の推計値



大都市の第3次産業のプル要因と、本村の農業・観光の衰退というプッシュ要因、さらには非婚化・晩婚化による少子化、高齢化による自然減という4つの人口減の要因が重なっており、人口減を和らげるのは容易ではありません。

前期基本計画では、「尾瀬の郷 片品村人口ビジョン」にもとづき、村をあげて、新たな観光資源の発掘・活用による外国人観光客の受け入れなど観光業の振興、高冷地農業の推進、尾瀬の郷エリアを拠点とした名物料理・名物みやげ開発による産業の活性化、田舎暮らし志向の若者の受け入れ、若者の交流・交際・結婚・子育ての応援を重点的に取り組み、人口減少を和らげてきました。

後期基本計画では、将来人口推計値が前期基本計画策定時と大きな乖離はなく、後期基本計画でも第4次片品村総合計画として設定した目標に向かい、施策などの取組を継続していくことで、目標に向かってさらに推進していく必要があることから、人口目標値を継続いたします。

#### 目標人口（政策人口）

(人)

	最終実績値	目標値	
	平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
総人口	4,390	3,779	3,467
年少人口 (0～14 歳)	427	345	334
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,443	1,859	1,617
老年人口 (65 歳以上)	1,520	1,575	1,516

## 第3章 尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略

村の将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の実現に向けて、村民と行政との協働による推進体制を整備し、「尾瀬の郷プロジェクト：3つの戦略」に重点的に取り組みます。

取組を通して、若者の雇用確保と移住・定住化を図り、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって子どもから高齢者まで安心して心豊かに暮らせるむらづくりを進めます。

### 尾瀬の郷プロジェクト 3つの戦略

#### 1 尾瀬の郷・文化村プロジェクト

世界に輝く村を目指し、村の魅力的な資源（自然・歴史文化・人情など）にみがきをかけ、香り高い文化村を創造します。

#### 2 尾瀬の郷・ふるさと村プロジェクト

若者が夢と希望を持って働き、住み続けたい村、誰もが安心して心豊かに暮らせ、子どもたちに誇れるふるさとむらづくりを進めます。

#### 3 尾瀬の郷・国際観光村プロジェクト

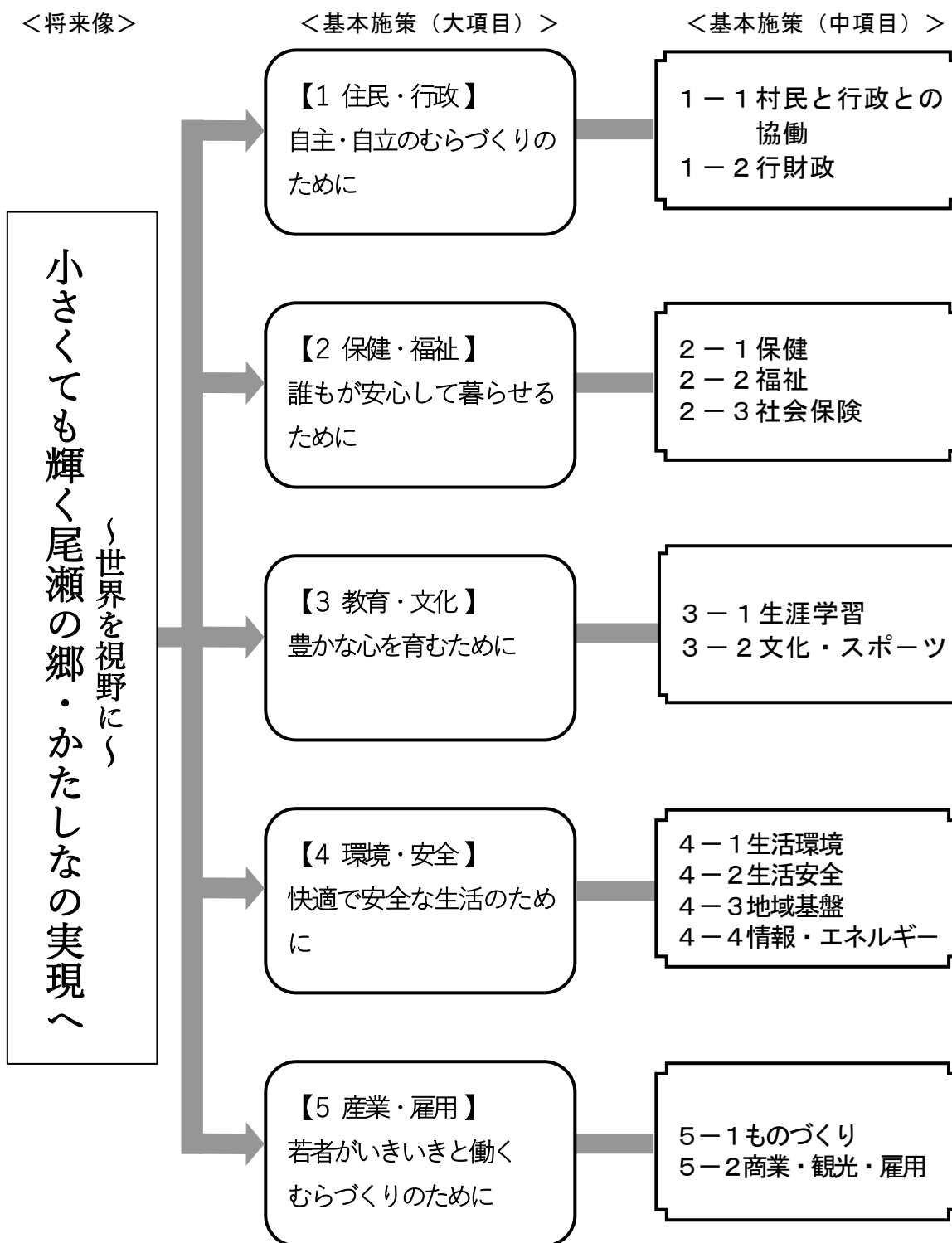
海外への情報発信や誘客、外国人向けの観光資源・観光メニュー・観光ルート開発、土産品開発と海外販売など、国際観光むらづくりを進めます。

尾瀬の郷プロジェクト	内容例
1 文化村プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>① にぎわいむらづくり（尾瀬の郷エリア・中心地区活性化）</li> <li>② 食とウォーキングと温泉の健康むらづくり</li> <li>③ 自然・スポーツツーリズムのむらづくり</li> <li>④ 美しい花の谷づくり</li> <li>⑤ 祭りと伝統行事など歴史・文化のむらづくり</li> </ul>
2 ふるさと村プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>① I・Uターナー者、若者の暮らし応援</li> <li>② 若者の雇用創造</li> <li>③ 高齢者の安全・安心生活の支援</li> <li>④ 子どもたちの心と身体を育てる教育</li> </ul>
3 国際観光村プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国内・国外への情報発信と誘客</li> <li>② 外国人向け観光資源・観光メニューと観光ルートの開発</li> <li>③ 外国人観光客向けのものづくりの推進</li> <li>④ 国際交流機会と会話・接客研修の充実</li> <li>⑤ 海外への農産物・加工品販売</li> </ul>

## 第4章 施策の大綱

村の将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の達成のために、次のような体系のもとに、総合的・計画的にむらづくりを進めます。

### 施策の体系図



# 1 住民・行政：自主・自立のむらづくりのために

村民と村が連携して活発にむらづくりを進めるとともに、自主財源の強化と行財政のスリム化・効率化を図り、自主・自立のむらづくりを進めます。

## 1-1 村民と行政との協働

村民と行政の協働のむらづくりを目指し、広報の充実と情報公開、意見発表や意見交換の機会の充実、むらづくりグループ活動などの支援、リーダーの研修機会の充実、小さな自治の実現などを通して持続可能なむらづくりを促進します。

また、男女がそれぞれ仕事や地域活動などで能力を十分に発揮できるよう、保育や高齢者介護の負担軽減、女性の意見が村政や地域活動に反映される体制づくり、男女が共に子育てをしながら働き続けられる職場づくりなどを進めるとともに、国際交流や協定自治体との地域間交流を促進します。

## 1-2 行財政

自主・自立のむらづくりを目指し、地方交付税や補助金の削減や住民ニーズの多様化・高度化に対応し、施策・事業の戦略的な選択と集中、職員の意識改革と能力開発、事務・事業の効率化、経費の節減、定員管理や給与の適正化、民間活力の導入など、第7次片品村行政改革大綱（令和2～6年度）の方針にもとづき一層の行政改革を推進するとともに、産業振興と若者の定住促進による税収増を図り自主財源の確保に努めます。また、利根沼田地域定住自立圏の形成協定を締結し、幅広い分野での広域連携を進めます。

# 2 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために

子どもから高齢者まで、誰もが健康に、共に支え合って安心して暮らせるむらづくりを進めます。

## 2-1 保健

村民が生涯にわたって健康に暮らし、社会保険制度の維持ができるよう、生活習慣病や認知症の予防、介護予防に向けて、健康管理センターを中心に村民とともに効果的な健康づくり運動を進め、片品診療所や星野医院、かまた歯科医院、片品歯科診療所を中心に、一次医療（外来の初期治療）や予防医療、在宅医療などの充実と、救急医療体制の広域的な確保を図ります。

## 2-2 福祉

村民が安心して生活できるよう、社会福祉協議会を中心に共に支え合う地域福祉社会づくりを進めるとともに、高齢者や障害者の交通・通信手段の確保、若者の交流

の応援、保育内容の充実など子育て環境の整備、母子・父子家庭の自立の支援など、きめ細かな福祉サービスに努めます。

また、高齢者や障害者の生きがい対策の推進、介護予防による介護保険制度の安定化とサービスの充実、地域助け合いの促進などを進めます。さらに、経済困難に陥った住民に対する相談・指導や就労支援の充実、勤労者の就労環境の改善や福利厚生の実施などを促進します。

### 2-3 社会保険

国民健康保険制度や国民年金制度などが長期的に安定するよう、生活習慣病や介護予防の推進、医療費や介護費用の適正化を図るとともに、情報提供や相談体制の充実などにより、加入・納付を促進します。

## 3 教育・文化：豊かな心を育むために

次代を担う子どもたちが思いやりや人間性を育て、確かな学力を養い、健康・体力を向上させ、心豊かで元気なむらづくりを進めます。

### 3-1 生涯学習

地域への誇り、学ぶ意欲や基礎学力、創造力や情報発信・コミュニケーション能力、豊かな心や社会意識、食育や体育、国際理解や外国語など教育内容の充実を図るとともに、教育施設・設備・スクールバスの充実を図り、学校・家庭・地域が連携し、子どもがたくましく生きる力を育てていきます。

また、若者や女性の職業知識や能力、国際理解・英会話などの向上を支援するとともに、片品村文化センターや公民館、図書室の活用、指導体制の充実などにより、自主学習グループ活動の充実や、青少年のイベントや交流会、祭り、文化・スポーツ、ボランティア活動などを通じた幅広い生涯学習を推進します。

### 3-2 文化・スポーツ

村民が心豊かな、充実した生活を送れるよう、祭りや伝統行事・伝統芸能、生活・産業文化、日本遺産に認定された「かかあ天下一ぐんまの絹物語ー」などの情報発信やむらづくりを進めます。

自主的な創作活動への支援を充実するとともに、健康増進のためのウォーキングなどの有酸素運動やスポーツクラブの活動の充実、指導者の育成やスポーツ教室・スポーツイベントの開催などに努めます。

## 4 環境・安全：快適で安全な生活のために

尾瀬湿原をはじめ、美しい花にあふれた自然の中で、持続的発展が可能な、快適で安全、便利なむらづくりを進めます。

### 4-1 生活環境

自然豊かな、うるおいのある魅力的な村を目指し、尾瀬湿原や清流などの保全と回復を図るとともに、「片品村景観計画」にもとづく美しいむらづくりや尾瀬の郷エリアに子どもたちが楽しく安心して遊べる場を整備します。また、空き家あつ旋など若者の定住支援を進めるとともに、公園や広場・緑地の整備と維持・活用、豊かな湧水の活用と安全な水道水の供給、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の総合的な整備、ごみの減量化・資源化・再利用と処理体制の整備、地球環境の保全と公害の防止などを促進します。

### 4-2 生活安全

村民が安全に暮らせる村を目指し、利根沼田広域消防東消防署との連携により広域消防・救急体制の整備と村内の消防団及び消防施設の維持・整備、治山・治水対策の推進と各区の自主防災体制や役場の初動体制の整備を図るとともに、交通安全施設の整備、交通安全教育の推進と、地域ぐるみの防犯活動による子どもや女性、高齢者などの安全確保、消費者トラブルの防止に向けた情報提供と相談体制の充実などを図ります。

### 4-3 地域基盤

便利で効率的な村民生活や経済活動の活発なむらづくりを目指し、国土利用計画にもとづき、計画的な土地利用の誘導と有効活用の促進を図るとともに、国道 120 号、401 号など幹線道路の整備や金精峠の年間開通、村道・農道・林道などの総合的・計画的な整備を図ります。また、高齢者や通学生徒、若者・中高年・外国人観光客のために、バス路線の確保とコミュニティ交通の整備を図ります。

### 4-4 情報・エネルギー

情報受発信が活発で環境にやさしい村づくりを目指し、光回線網・携帯電話エリアや無線 LAN スポットの拡大促進と、行政情報化や地域情報化、世界への情報発信を進めるとともに、太陽熱・太陽光利用、バイオマスエネルギー、雪エネルギーの利用など、地域新エネルギーの活用を図ります。

## 5 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために

高原野菜や果物などの生産、尾瀬やスキー場、温泉、農業や時計製造、祭りなどの伝統文化などの地域資源を活かした体験型の観光と外国人観光客の受け入れなど、活気のある産業のむらづくりを進めます。

### 5-1 ものづくり

本村の風土を活かし、魅力のある農林漁業や工業の振興に向けて、観光と連携した「尾瀬ブランド」の農産物や特産林産物、名物みやげとなる加工食品や工業製品などの開発・製造・販売などものづくり産業を促進するとともに、グリーンツーリズム（農業を活かした観光）の促進と農業後継者の育成、地域資源を活かした起業家支援、企業誘致などを進めます。また、将来的には、海外への農産物加工品販売への研究を進めます。

### 5-2 商業・観光・雇用

首都圏から2時間余りという有利な条件を活かし、大消費地の新しい市場の開拓を促進するとともに、個性的な店づくりや特産品の製造・販売、地産地消の推進など、魅力的な商業の振興を図ります。尾瀬・丸沼・武尊などの自然環境や5つのスキー場、温泉、祭りや食文化などを活かし、「スキーとスポーツ合宿」「雪遊び」「花」「名物料理と温泉とウォーキング」「体験」観光など新たな人の流れを生み出します。日光・富岡と広域連携し、外国人観光客の誘致と受け入れ体制の整備を図ります。

また、村内中小企業の経営革新の支援、トマト栽培とスキー・アウトドア指導員の複業就業体制の確立、尾瀬の郷エリアを拠点とした名物料理・名物みやげの開発、若者の起業・就労支援、求人情報の提供、相談窓口、労働環境・条件の整備促進などを図り、安定的な就業の場の創出に重点的に取り組みます。

## 第5章 土地利用基本構想

### 1 土地利用の現状と課題

本村は、武尊山、至仏山、鬼怒沼山、白根山などの山岳に囲まれ、村の約1／2にあたる東北部一帯は、尾瀬国立公園の指定（平成19年）を受けています。

村の中央を南北に流れる片品川沿いの尾瀬の谷、小川沿いの丸沼の谷、網沢川と塗川の武尊の谷と、3つの谷に集落と農地が開け、尾瀬の谷と丸沼の谷の合流点である鎌田地区には、役場や教育・医療・文化施設、商店などが集積しています。

平成9年の本村の土地利用は、森林35,706ha（91.1%）、原野1.0ha（0.0%）、農用地873ha（2.2%）、水面河川585ha（1.5%）、道路291ha（0.7%）、宅地185ha（0.5%）、その他1,560ha（4.0%）となっており、農用地の内訳は田227ha（0.6%）、畑562ha（1.4%）、採草放牧地83ha（0.2%）で、合計39,201haです。（村資料：「片品村国土利用計画」平成11年3月）

昭和30年代のスキー場の開発以来、スキー場やゴルフ場、温泉、民宿村、ペンション村などの整備が進みましたが、子ども・若者の減少と趣味の多様化・屋内化、経営者の高齢者と後継者難により、宿泊施設は2／3に減少しています。

今後の土地利用の課題としては、尾瀬を始めとする貴重な自然環境の保全、多様な機能を持つ森林の保全、定住促進のための住宅地と居住環境の整備、優良農用地の保全と遊休農地の活用などが求められます。

### 2 土地利用の基本理念

土地は現在及び将来における村民と国民のための限られた貴重な資源であり、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、人と自然が共生する生活環境の確保と産業振興を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的におこないます。

### 3 土地利用の方向

土地利用にあたっては、土地基本法、国土利用計画法と関連する土地利用関係法（自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等）にもとづき、総合計画（土地利用基本構想）、国土利用計画、農業振興地域整備計画などに従い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

#### (1) 豊かな湖沼・湿地と森林ゾーンの保全・整備

尾瀬、丸沼、菅沼、片品川などの水質や自然環境、森林の保全を図るとともに、村民や観光客の憩いとレクリエーションの場として活用を図ります。



(2) 生産性の高い農業・農業交流ゾーンの整備・保全

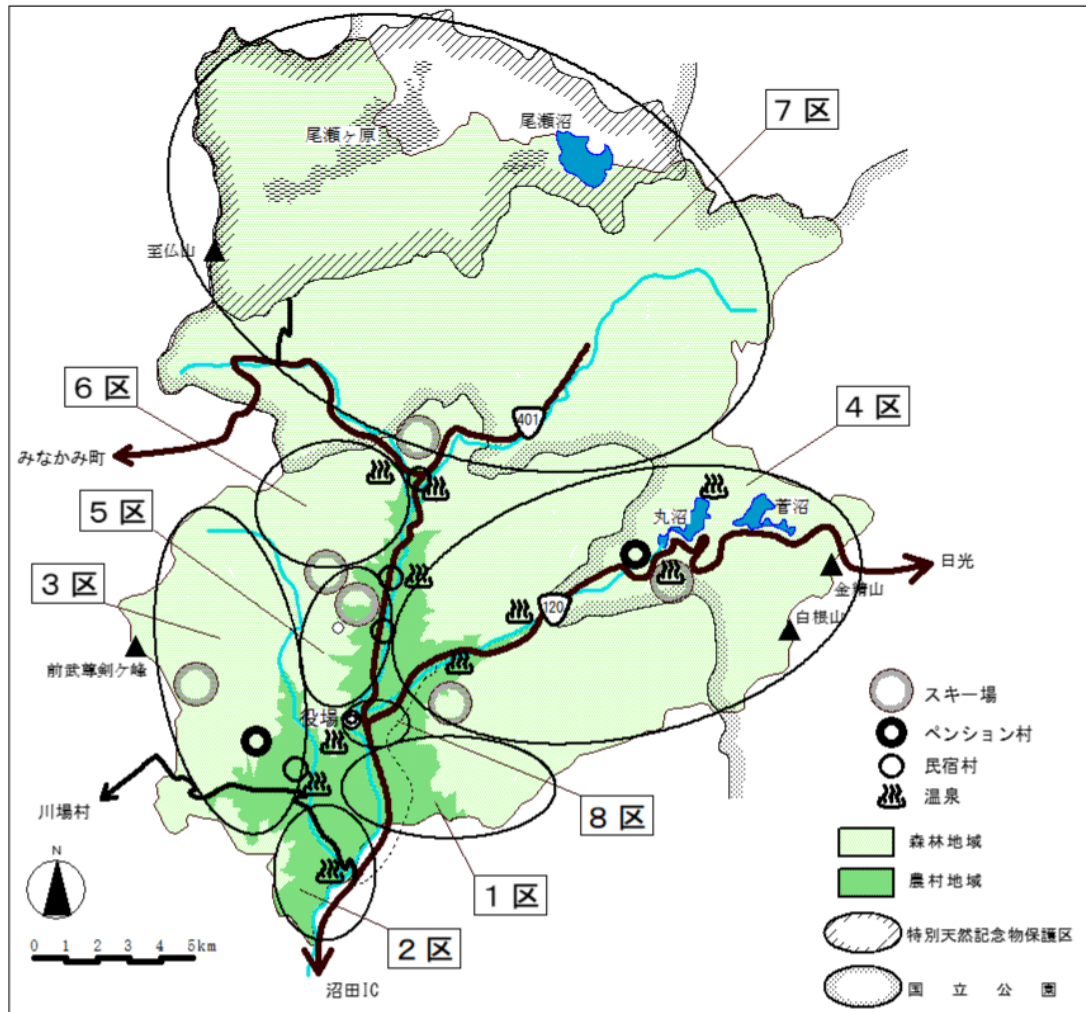
優良農地の保全と遊休農地の有効活用を図るとともに、美しい山村景観の保全・創造と農村集落の定住環境の整備、グリーンツーリズムの推進など、都市住民との交流空間として整備を図ります。

(3) 道路網の整備

国県道の拡幅、金精峠の年間開通などを促進するとともに、村道・農道・林道の総合的・計画的な整備を進めます。

以上をまとめた土地利用基本構想の模式図は次のとおりです。

土地利用基本構想図



# Ⅲ 後期基本計画

## 第1章 はじめに

### 1 後期基本計画策定の趣旨

#### (1) 後期基本計画策定の趣旨

後期基本計画は、基本構想に定めた将来像や基本施策（大項目）の実現のため、本村における現状と課題を踏まえ、計画期間中に取り組みべき施策の基本方針やその実現に向けた体系などを明らかにするものです。

後期基本計画は、基本構想にもとづき、むらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第4次総合計画（平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度））の後期5年間（令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度））における、分野ごとの中・長期的に推進する優先的な取組である重点施策及び施策の基本方針を明らかにするもので、本村の総合的な行政運営の基本となるものです。

人口減少や少子高齢社会の進行など、本村を取り巻く社会環境が大きく変わろうとする中、目指す将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」の実現に向けて、新たな行政課題に対応しながら、これまで以上に村民と一体となってむらづくりを進めていきます。

#### (2) 後期基本計画の構成と期間

後期基本計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年次とする5年間とします。

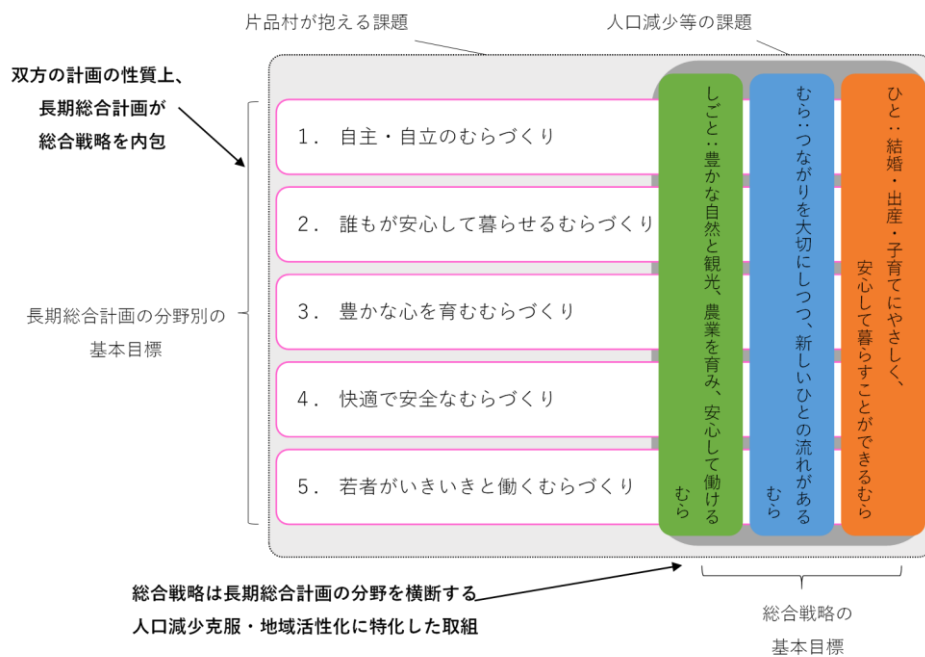
長期総合計画の期間

平成										令和										
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
第3総合計画																				
← 前期基本計画																				
					後期基本計画															
										第4総合計画										
										← 前期基本計画										
																				後期基本計画

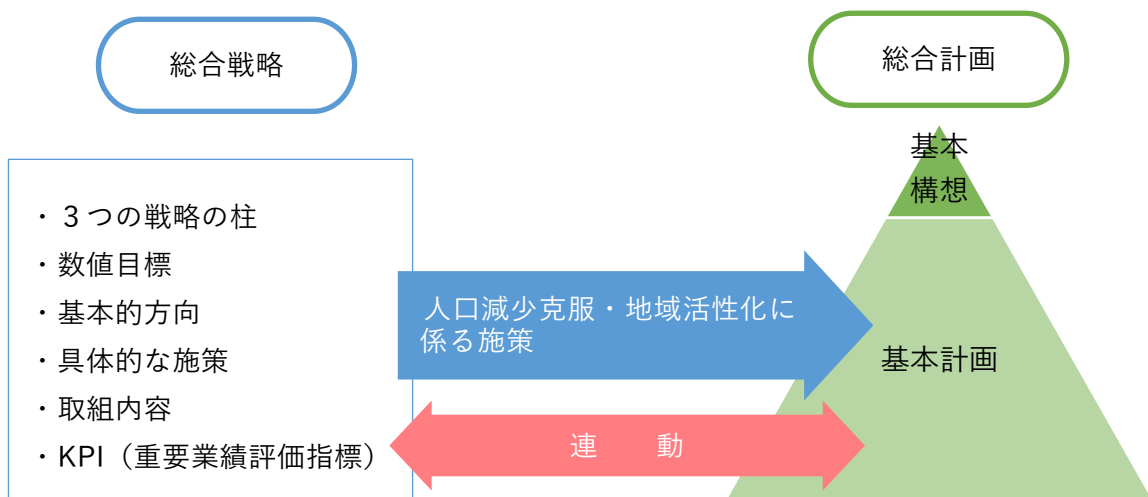
## 2 総合戦略との関係性

本村の第2期総合戦略には、人口ビジョンで掲げた目標人口である「令和22年(2040年)の人口2,800人以上」「令和42年(2060年)の人口1,800人以上」を目指すため、令和3年度(2021年度)から5年間の計画期間中に取り組むべき、人口減少問題対策や地域の活性化策などについて、3つの戦略の柱を位置づけています。総合戦略と後期基本計画の計画期間は重複することから、総合戦略に掲げた施策は後期基本計画に包摂し、それぞれ関係する分野の施策に位置づけ、取り組めます。

【後期基本計画と総合戦略の関係】(イメージ図)



【総合計画と総合戦略の関係】

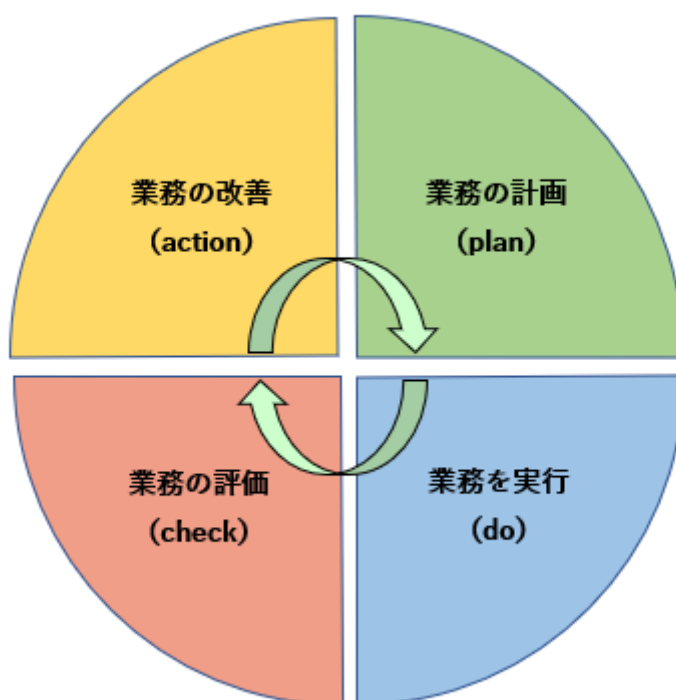


### 3 進行管理

#### (1) PDCA による進行管理

後期基本計画では、各施策の成果を見極めるための指標を設定し、PDCA サイクル※の手法を取り入れた進行管理をおこないます。

また、協働によるむらづくりの視点から、村民アンケート調査を実施するなどして村民の意向を把握し、評価に反映させるとともに、評価の結果を公表します。



---

※PDCA サイクル：生産・品質などの管理を円滑に進めるための手法の1つ。業務の計画（plan）を立て、計画にもとづいて業務を実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、必要に応じて改善（action）を図り、次の計画策定に役立てていくという一連の流れのこと。

## 第2章 第2期片品村 むら・ひと・しごと創生総合戦略

### 1 総合戦略の基本的な考え方

#### (1) 基本方針

令和元年（2019年）12月20日に、国では、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び令和2年度（2020年度）を初年度とする5か年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）が閣議決定されました。

第2期国の総合戦略においては、地方創生の目指すべき将来や、令和2年度（2020年度）を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性などを策定するとともに、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として、関係省庁の連携を強め、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしています。

本村においては、平成27年（2015年）12月に「片品村 むら・ひと・しごと創生総合戦略」（一部改訂平成28年（2016年）7月）（以下「第1期総合戦略」という。）を策定し、地方創生への取組を進めてきましたが、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組を進めることが必要であることから、これまでに根付いた地方創生の意識や取組を継続するためにも、第1期総合戦略を検証し、戦略の柱（基本目標）の設定にあたっては、第1期総合戦略で設定した3つの枠組みを維持しつつ、新しい時代の流れに応じた考え方を取り込み、第2期総合戦略を策定します。

#### (2) 国における「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

平成26年（2014年）11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、国が令和2年度（2020年）に策定した第2期国の総合戦略の基本的な考え方や「4つの基本目標」と「2つの横断的な目標」などを基本に、本村における「人口減少と地域経済縮小の緩和」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指します。

#### (3) 戦略期間

総合戦略は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、今後5か年の戦略とします。

総合戦略の取組期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）／5か年

## 2 第1期総合戦略の検証

### (1) 総合戦略の達成状況

(巻末資料7：「第1期むら・ひと・しごと創生総合戦略の検証」参照)

### (2) 第2期総合戦略に取り入れるべき新たな視点

#### ① 国の第1期総合戦略政策体系の見直し

---

#### 横断的な目標の追加

##### ■ 多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

##### ■ 新しい時代の流れを力にする

地方における<sup>ソサエティ</sup>Society5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を強力に推進するとともに、持続可能な開発目標（<sup>エスディージーズ</sup>SDGs）を原動力とした地方創生を推進する。

#### 基本目標の見直し

##### ■ 基本目標2：「地方とのつながりを築く」観点の追加

地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていくことを目指すなど、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

##### ■ 基本目標1、4：「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加

稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出するとともに、地域における所得の向上を実現する。また、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む。

---

国の方針として示された、第2期総合戦略において取り入れるべき新たな視点を、以下に示します。

6つの新たな視点	
視点	概要
地方へのひと・資金の流れを強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「<b>関係人口</b>」の創出・拡大に取り組む</li> <li>◇志ある企業や個人による地方への寄附・投資などや地域金融機関による地方創生の取組への積極的な関与を促す</li> </ul>
新しい時代の流れを力にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置づけ、これを強かに推進</li> <li>◇<small>エス・ディ・ジーズ</small><b>SDGs</b>を原動力とした地方創生の推進に向けた一層の浸透・主流化</li> <li>◇<small>ソサエティ</small><b>Society5.0</b>の実現に向けた技術（未来技術）を活用する</li> </ul>
人材を育て活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地方創生の基盤をなす人材に焦点をあて、その掘り起こしや育成、活躍を地方創生の重要な柱として位置づけ、取組を強化</li> </ul>
民間と協働する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地方公共団体を主体とする取組に加え、民間の主体的な取組とも連携を強化する</li> </ul>
誰もが活躍できる地域社会をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇女性、高齢者、障害者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現する</li> </ul>
地域経営の視点で取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の強みを最大限に活用して地域外市場から稼ぐ力を高め、域内において効率的な経済循環を創り出す</li> <li>◇地域における魅力的で多様な雇用機会の創出と所得の向上を実現</li> </ul>

## 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**地域と多様な形で関わる人**のことです。東京などの都市部の住民が「関係人口」として地方とつながりをつくることは、地方の住民との交流などを通じた日々の生活におけるさらなる成長や自己実現の機会などをもたらすとともに、地方の活性化や将来的な移住者の拡大などに寄与することが期待され、都市部と地方の双方にとって意義があるものと考えられます。

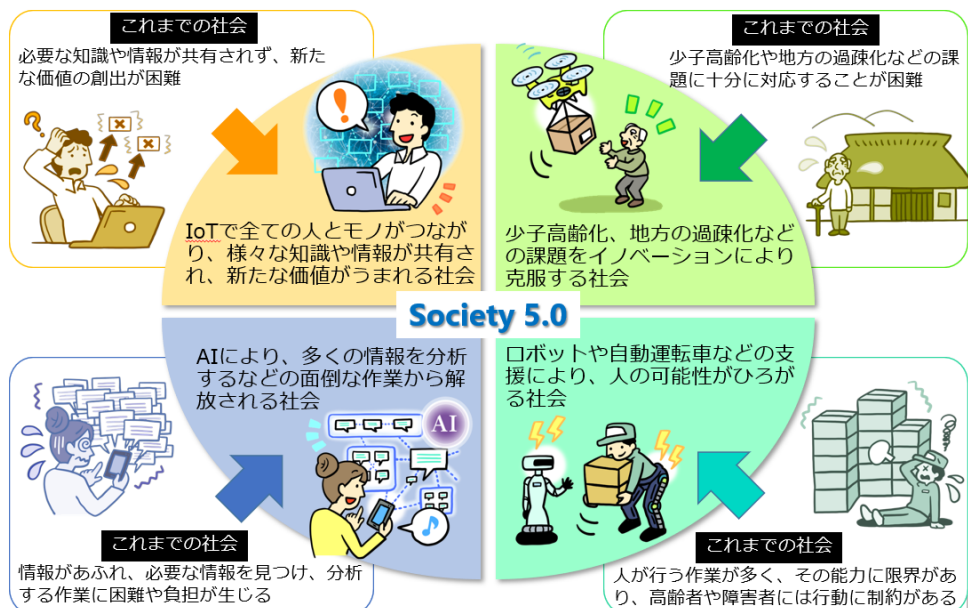


地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会  
参考 14「関係人口について」を参照

ソサエティ  
Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画においてわが国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

## Society 5.0で実現する社会



※内閣府資料抜粋



## ② まち・ひと・しごと創生基本方針2020

国では、新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化しています。このため、令和2年(2020年)7月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」では、地方創生の方向として、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復とともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化すること、また、地方における、医療、福祉、教育など社会全体に未来技術の実装と推進することを通じてデジタルトランスフォーメーション(DX)を強力に支援することが示されています。

### (参考1) まち・ひと・しごと創生基本方針2020の構成

#### 【地方創生の現状】

- 地域経済の現状
  - ・ 感染症による地域経済への影響等

- 人口等の状況
  - ・ 人口減少・少子高齢化の現状
  - ・ 東京圏への転出入の現状

#### 【基本方針2020の主要事項】

- 地域経済・生活の再興
  - ・ 雇用の維持と事業の継続
  - ・ 交流、賑わいの再活性化

- 総合性のある具体事例の創出
  - ・ 具体的な事例を創出するモデル事業の実施

- 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正  
 新たな日常に対応するため、ICTを活用し、しごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保しながら、以下に取り組む。

- 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等
  - ・ 財政支援  
 (地方創生推進交付金、地方財政措置)
  - ・ 政策間連携の推進  
 (規制改革、国家戦略特区、地方分権等)

- ① 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)
- ② 地方への移住・定着の推進
  - ・ 地方大学の産学連携強化と体制充実
  - ・ リモートワーク等の推進による移住等の推進 等
- ③ 地域とのつながりの構築
  - ・ 関係人口の創出・拡大 等

- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
  - ・ 結婚・出産・子育ての支援 等

#### 【第2期「総合戦略」の基本目標等の各分野の政策の推進】

- 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 多様な人材の活躍を推進する
- 新しい時代の流れを力にする

8

引用：まち・ひと・しごと創生基本方針2020／

令和2年7月 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局

### 3 総合戦略の方向と具体的施策

#### (1) 3つの戦略の柱(基本目標)

人口減少に対しては、国の長期ビジョンが示すように、出生率の向上により人口減少を和らげ、人口規模の安定と人口構造の若返りを図ることと、転出抑制と転入増加により、人口規模の確保を図ることが重要となっています。

本村の人口現状を踏まえると、現在は、自然動態、社会動態ともに減少傾向を示しており、第1期でも取組を進めてきた子育て支援を継続することで結婚・出産・子育てしやすい環境のさらなる充実、防災に対する村独自の取組、世界に誇る「尾瀬」などの地域資源を活かしつつ、人のつながりを大事にした移住への取組や関係人口の創出・拡大など、出生率の向上と若年層の転出の抑制及び移住・定着を促進する必要があります。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」においては、「感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れる」という方向性が示されています。

このようなことから、国の方針を勘案し、本村が目指すべき方向性として、以下3つの戦略の柱を掲げます。

#### 戦略の柱1

豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら

#### 【数値目標】

指標	単位	基準値	目標値 令和7年
・農林業の総生産	百万円	1,751(平成27年)	2,276
・観光業の総生産	百万円	7,279(平成29年)	9,098
・従業者数	人	1,902※(平成28年)	1,971

※RESAS(経済センサス-基礎調査(総務省)、活動調査(総務省・経済産業省))

#### 【基本的方向】

本村に「住みたい人」や「住み続けたい人」を確保するためには、まず住民の生活基盤である「しごとづくり」が重要になります。本村の基幹産業である農業と観光業を中心に、将来に向けた専門人材の確保・育成や、担い手の確保に対する支援などもおこなうことで、「稼ぐ地域の実現」「安心して働ける環境の整備」を目指します。その上で、若者を中心とした村民の雇用の確保と移住者の定住を促進し、人口減少を和らげ、活力ある村の実現を図ります。

国の基本目標との整合：

- 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

**【具体的な施策】** ※主な事業（取組）内容と KPI は後期基本計画内を参照

**1－1 世界に誇る「尾瀬の郷」としての観光産業の振興**

- ① 高付加価値型観光の推進／計画 5-2-2（1）〔重点施策〕
- ② 二次交通の促進
- ③ スポーツ観光の推進／計画 5-2-2（9）
- ④ 国際観光の推進／計画 1-1-4（1）（2）、5-2-2（10）

**1－2 農業を中心とした観光を支える関連産業の基盤強化**

- ① 高付加価値型農業の推進／計画 5-1-1（4）〔重点施策〕
- ② 農業の担い手の育成・確保／計画 5-1-1（1）〔重点施策〕
- ③ 農地の保全・有効活用／計画 5-1-1（2）
- ④ 観光商業の振興／計画 5-2-1（2）

**1－3 産業の専門人材や担い手の確保・育成**

- ① 新たな就業の場づくり／計画 5-2-3（1）〔重点施策〕
- ② 就業の安定と就業条件の向上／計画 5-2-3（2）〔重点施策〕

## 戦略の柱2

### つながりを大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら

#### 【数値目標】

指標	単位	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
・転入者数	人	149	160
・ふるさと納税の寄附件数	件	1,584	2,000

#### 【基本的方向】

本村では、埼玉県蕨市や上尾市、栃木県日光市、福島県南相馬市、茨城県大洗町など多数の自治体との間で、多岐にわたる取組や交流をおこなってきました。これらの自治体との交流をさらに深めながら、交流人口及び関係人口を増加させることで、本村とのつながりを構築します。

また、新型コロナウイルス感染症により、新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正が求められる中で、地方、東京に立地する企業、働き手、にとってメリットのあるリモートワークやサテライトオフィスなど、地方移住への関心が高まっています。

まずは広域連携による観光やふるさと納税などによる交流人口や関係人口の拡大を図り、さらに自然環境を活かした住環境などの多くの魅力を強力に情報発信することで、村外からの移住につなげます。

国の基本目標との整合：

- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

#### 【具体的な施策】※主な事業（取組）内容と KPI は後期基本計画内を参照

##### 2-1 交流人口、関係人口の拡大

- ① 体験学習・観光の推進／計画 4-1-1（2）、5-2-2（8）
- ② 観光等情報発信力の強化／計画 5-2-2（11）
- ③ 観光・直通バス等の整備／計画 4-3-3（1）〔重点施策〕
- ④ 地域間交流の促進／計画 1-1-4（3）、1-2-3（2）
- ⑤ 特別養護老人施設の誘致／計画 2-2-3（2）

##### 2-2 周辺自治体との観光広域ルートの確立

- ① 日光－尾瀬の郷－富岡 広域観光ルートの確立
- ② 北群馬エリア（みなかみ、沼田、渋川等）連携による観光客の誘客促進

##### 2-3 ふるさと納税の活用

## 戦略の柱3

### 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら

#### 【数値目標】

指標	単位	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
・出生数	人	17	20
・片品村に「住み続けたい」 と思う村民の割合	%	77.5	80.0

#### 【基本的方向】

本村の合計特殊出生率は1.41（人口動態保健所・市町村別統計 平成25～29年）となっており、国の1.36（人口動態統計 令和元年）に比べ高くなっています。しかし、本村の人口ビジョンに掲げる令和42年（2060年）に人口1,800人強を維持するためには、出生率を上昇させる必要があります。

結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援をさらに充実させるとともに、家庭や地域と連携した教育、本村の豊かな自然を活かした教育で感性を磨きながらICT（Information and Communication Technology）などの先端技術を取り入れた教育を推進することにより、子育て環境や地域・全国から選ばれる魅力的な教育を推進します。

また、全国的に大規模自然災害や予期せぬ感染症などが発生する中で、安全性を強化すべく、村民・事業者・行政が協働して、安心して暮らすことができる環境の構築を推進します。

国の基本目標との整合：

- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

#### 【具体的な施策】※主な事業（取組）内容とKPIは後期基本計画内を参照

##### 3-1 結婚・出産・子育て支援

- ① 結婚・出産環境の充実／計画2-1-1（1）、2-2-2（1）
- ② 子育て環境の充実／計画2-2-2（2）（3）（4）
- ③ 教育環境の充実／計画3-1-1（1）（2）（3）（4）〔重点施策〕（5）

##### 3-2 安心して暮らすことができる生活環境の構築

- ① 地域防災体制の強化／4-2-2（3）〔重点施策〕
- ② 空き家の利活用／計画4-1-3（1）
- ③ 良好な住宅・住環境の整備／計画4-1-3（2）

## 4 総合計画に対する位置づけ（一覧表）

第2期総合戦略での枠組み		第4次総合計画での枠組み		
戦略の柱	基本施策	中項目	施策	
戦略の柱1 豊かな自然と観光、農業を育み、安心して働けるむら	1-1 世界に誇る「尾瀬の郷」としての観光産業の振興	1-1 村民と行政との協働	1-1-4（1）	多文化共生のむらづくり
			1-1-4（2）	国際観光の推進
		5-2 商業・観光	5-2-2（1）	総合的な観光の振興
			5-2-2（9）	スポーツ観光の推進
	1-2 農業を中心とした観光を支える関連産業の基盤強化	5-1 ものづくり	5-1-1（1）	農業の担い手の育成・確保
			5-1-1（2）	農地の保全・有効活用と土地基盤の整備
			5-1-1（4）	高付加価値型農業の推進
		5-2 商業・観光	5-2-1（2）	観光商業の振興
	1-3 産業の専門人材や担い手の確保・育成	5-2 商業・観光	5-2-3（1）	新たな就業の場づくり
			5-2-3（2）	就業の安定と就業条件の向上
戦略の柱2 つながりを大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら	2-1 交流人口、関係人口の拡大	1-1 村民と行政との協働	1-1-4（3）	地域間交流の促進
		1-2 行財政	1-2-3（2）	連携事業の充実
		2-2 福祉	2-2-3（2）	介護サービスの充実

第2期総合戦略での枠組み		第4次総合計画での枠組み		
戦略の柱	基本施策	中項目	施策	
戦略の柱2 つながりを大切にしつつ、新しいひとの流れがあるむら	2-1 交流人口、関係人口の拡大	4-1 生活環境	4-1-1 (2)	自然とのふれあいの促進
		4-3 地域基盤	4-3-3 (1)	バス交通の維持・充実と利用促進
		5-2 商業・観光	5-2-2 (8)	体験観光の推進
	5-2-2 (11)		観光基盤の整備・充実	
	2-2 周辺自治体との観光広域ルート確立	5-2 商業・観光	5-2-2 (11)	観光基盤の整備・充実
	2-3 ふるさと納税の活用		5-2-1 (3)	ふるさと納税の活用
戦略の柱3 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら	3-1 結婚・出産・子育て支援	2-1 保健	2-1-1 (1)	健康づくりの推進
		2-2 福祉	2-2-2 (1)	若者の自立・定住の支援
			2-2-2 (2)	保育の充実
			2-2-2 (3)	家庭・地域における子育て支援
			2-2-2 (4)	母子・父子家庭の支援の充実
		3-1 生涯学習	3-1-1 (1)	幼児教育の推進
			3-1-1 (2)	教育内容の充実
			3-1-1 (3)	健康・体力の増進と心の教育、安全教育
			3-1-1 (4)	教育環境の整備
			3-1-1 (5)	学校と地域との連携

第2期総合戦略での枠組み		第4次総合計画での枠組み		
戦略の柱	基本施策	中項目	施策	
戦略の柱3 結婚・出産・子育てにやさしく、安心して暮らすことができるむら	3-2 安心して暮らすことができる生活環境の構築	4-1 生活環境	4-1-3(1)	若者の定住環境の整備
			4-1-3(2)	良好な住宅・住環境の整備
		4-2 生活安全	4-2-2(3)	地域防災体制の強化



## 第3章 後期基本計画

### ●基本計画の見方

#### ■現状と課題

分野（小項目）ごとに、社会経済の動きやむらづくりの現況を述べ、むらづくりの課題を明らかにしています。

#### ■基本方針

分野（小項目）ごとに、むらづくりの基本方針を述べています。

#### ■実現に向けて

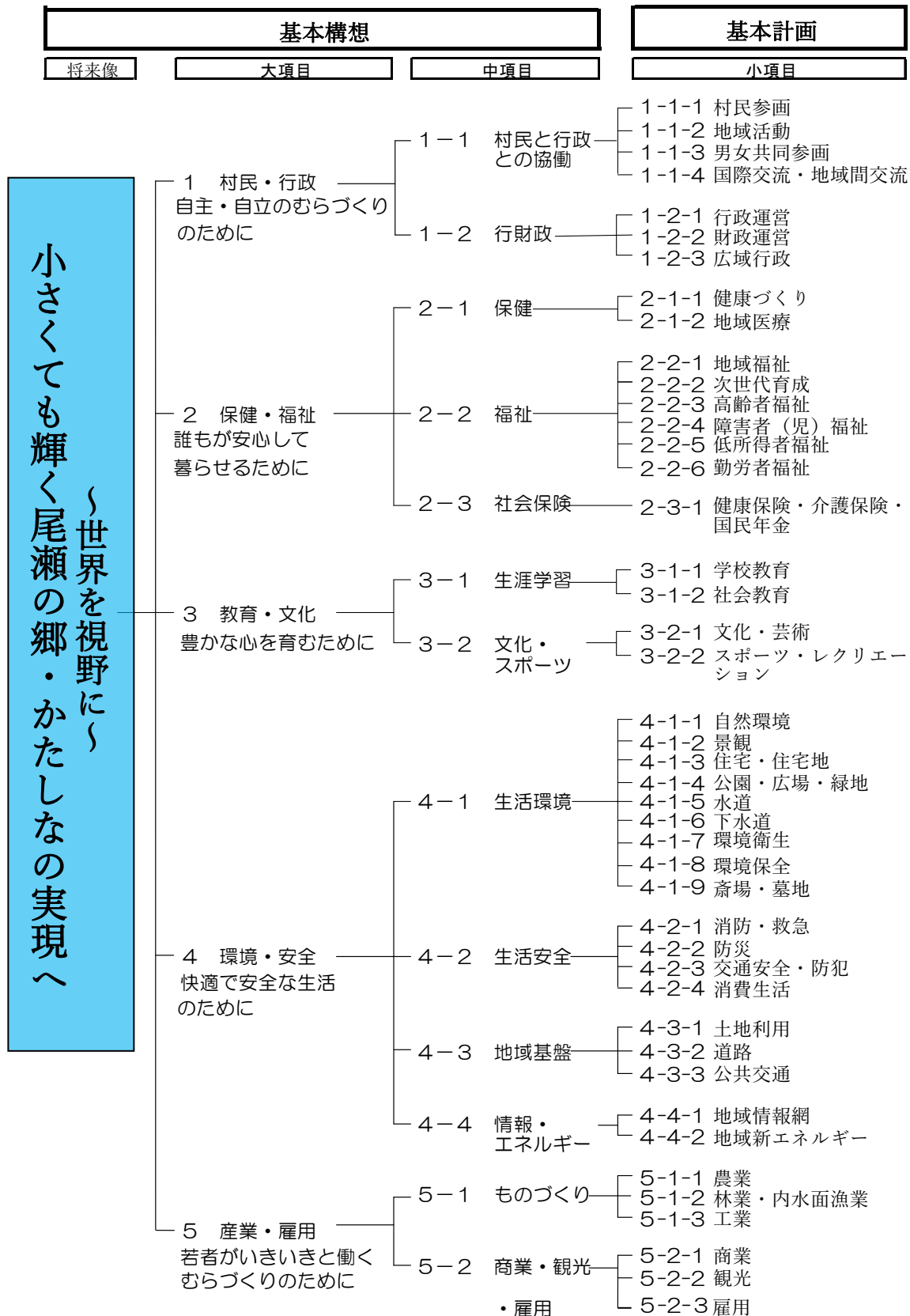
むらづくりの基本方針の実現に向けて、指標を設定しています。主な施策（細項目）ごとに、主な事業（①、②など）を示すとともに、担当課を明らかにしています。

#### 【主な施策】

各分野（小項目）の基本方針を実現するための主な施策（細項目）を示しています。

主な事業	主担当課	関係課
主な施策（細項目）を実現するための、主な事業（①、②など）を示しています。	主な事業を主体としておこなっている課を示しています。	主な事業をおこなう上で関係する課を示しています。

施策の体系（大項目、中項目、小項目）



## 第1節

## 村民・行政：自主・自立のむらづくりのために

村民と村が連携して活発にむらづくりを進めるとともに、自主財源の強化と行財政のスリム化・効率化、人材・財政の選択と集中による戦略的・効果的な事業推進、国・県などの補助事業を有効活用し、自主・自立のむらづくりを進めます。

【関連する SDGs】



村民・行政：自主・自立のむらづくり  
のために

- 1-1 村民と行政との協働
- 1-2 行財政

### 1-1 村民と行政との協働

#### 1-1-1 村民参画

#### ■現状と課題

自主・自立のむらづくりを進めるためには、村民がむらづくりに積極的に参画し、行政と協働でむらづくりを進める必要があります。

村では『広報かたしな』の発行を中心に、ホームページの充実、『村勢要覧』の改訂発行（平成20年度）など、村民への積極的な情報提供とともに、さまざまな計画づくりへの村民の参画、むらづくり活動の支援など、積極的に進めてきました。今後は、幅広い年代の人が受け入れやすいよう紙面構成や文字フォントなどを工夫するなど、さらなる充実とわかりやすさが求められます。

また、村民の意見が各種計画に反映される仕組みを構築し、子どもや若者・女性の参画を一層図り、環境・景観保全活動、花いっぱい運動、雇用創造・若者定住などのむらづくり活動、地域福祉活動、地域文化活動、イベント、移住者の受け入れなど、村民・地域づくり団体・NPO・企業と行政の協働による、「オール片品」のむらづくりが求められます。

#### ■基本方針

総合計画の実現に向けて、広報の充実と情報公開、意見発表・交換機会の充実、むらづくりグループ活動や地区活動などの支援、地区リーダーや企業従事者の研修機会の充実など、村民の村政への参画と協働による「オール片品」のむらづくりを進めます。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
村民による地域活動の活性化 に対する村民満足度	%	57.7	60.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

### 【主な施策】

#### (1) 行政情報の提供

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 行政情報の積極的な提供（冊子・窓口）	むらづくり 観光課	—
② 行政情報の積極的な提供（HP）	むらづくり 観光課	総務課
③ 行政情報公開の推進	総務課	—

#### (2) 各種計画づくりへの住民の参画

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村民の公平な意見・提案の反映 （アンケートの実施、各種審議会などへの女性や若者の 参加促進、子どもたちや高齢者の意見・提案機会など）	むらづくり 観光課	—
② 意欲的な村民の意見・提案の反映 （地区懇談会、ワークショップ、インタビュー調査など）	むらづくり 観光課	—

#### (3) 各種計画づくりへの住民の参画

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 多様なパートナーシップ（協働）によるむらづくり	むらづくり 観光課	—
② 子どもや若者、女性、高齢者の活躍機会の充実	むらづくり 観光課	—
③ 「オール片品」の村民意識の熟成と取組の強化	むらづくり 観光課	—

## 1-1-2 地域活動

### ■現状と課題

職業・地域産業の多様化と就学・就業や交流の広域化、夜間や休日の就業の増加、ライフスタイルの多様化、子どもや若者の孤立傾向、若者の流出と高齢化などによる担い手の減少により地域活動が低調になる一方、子育てや高齢者介護、地域環境の維持、自主防災活動、地域産業おこし、祭りや伝統行事の保存・活用、若者や移住者の雇用・定住環境の整備など、コミュニティ維持活動の充実が求められます。本村には8つの地区があり、従来の祭りや地域行事、清掃活動、花のむらづくりなど、地域生活環境の維持と活性化が図られています。今後は、各地域でできることは地域でおこなうとともに、各地区の優れた取組に磨きをかけ、情報発信し、相互に連携する「オール片品」の個性的、魅力的なむらづくりを進めていくことが求められています。

### ■基本方針

各地区の伝統行事や祭りの活用、産業の活性化と若者の定住支援、地域の子育て・教育の充実、花いっぱい運動や環境美化、健康づくりや高齢者の地域助け合い、地域防災活動など特色のある地区づくりに磨きをかけ、相互に連携し、情報発信する「オール片品」の取組を進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
地域の活動に今後参加したいと考えている村民の割合	%	-	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 地域活動の推進体制

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 各地区の将来像、重点的な取組の推進と定期的な見直し	総務課	－
② 地域活動に対する情報提供・情報交換・交流機会の充実と連携強化	むらづくり 観光課	－
③ リーダーの研修・交流機会の充実	むらづくり 観光課	－
④ 組織活動との連携 （子ども会、婦人会、老人クラブ、生活研究グループ、社会福祉協議会、民生委員、消防団など）	むらづくり 観光課	教育委員会 総務課 保健福祉課 農林建設課
⑤ 子どもや若者、女性などの参加の促進	むらづくり 観光課	－
⑥ 職員による的確な情報提供と支援の実施	むらづくり 観光課	－

### (2) 地域づくり活動の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 伝統行事や祭り、文化財などの保存と活用	むらづくり 観光課	－
② 各地区での地域クラブ活動の推進	総務課	保健福祉課
③ 地域の子育て支援や、遊びや冒険・体験活動の推進	教育委員会	むらづくり 観光課
④ 健康づくり活動や地域福祉活動の推進	保健福祉課	－
⑤ 花いっぱい運動、生活環境整備、環境保全・美化、自主防災・防犯活動などの推進	むらづくり 観光課	農林建設課 総務課
⑥ コミュニティ施設の維持管理・整備と学校施設などの活用	総務課	教育委員会
⑦ 子どもや若者が参加しやすい新しい魅力あるイベントの開催	教育委員会	むらづくり 観光課
⑧ 移住者の受け入れ支援と若い世代の負担軽減の検討	むらづくり 観光課	－

## 1-1-3 男女共同参画

### ■現状と課題

平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法と育児・介護休業法の施行、男女雇用機会均等法と労働基準法の改正によって、男女がその能力を十分に発揮し、働きながら家庭生活と両立できるような雇用環境の法整備が大きく前進しました。また、平成28年(2016年)に女性活躍推進法が施行され、女性の活躍がより一層求められています。観光と農業を主産業とする本村では、結婚後も働き続ける女性は多いものの、女性が主として家事や育児・介護などを担っていることが多く、家庭や職場、地域など、女性に対する不平等な社会通念・習慣も残っています。村においては、各種委員会や行政組織において、女性の参画・登用を進めるとともに、保育や高齢者介護体制の整備、女性団体・グループ活動の支援をおこなってきました。今後は、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画に向けた意識の改革と、男女が活動を続けられる社会環境の整備が求められます。

### ■基本方針

男女がそれぞれの生き方を主体的に選択し、互いに尊重し、仕事や地域活動などで個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発と共同の活動の場づくり、女性の家事や保育・高齢者介護の負担軽減、就業条件の向上、女性の意見が村政や地域活動に反映される体制づくりなどを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 平成27年	目標値 令和7年	担当課
【女性】村内常住の村内従業者の割合	%	44.8	50.0	保健福祉課

・出典元及び概算根拠など：国勢調査

【主な施策】

(1) 男女共同参画に向けた意識改革

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 男女の固定的な役割分担意識の是正	保健福祉課	－
② 男女平等教育の推進	教育委員会	－
③ 配偶者などの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）、ストーカー（つきまとい）行為の防止に向けた啓発の充実	保健福祉課	総務課

(2) 男女共同参画の条件整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 男女均等な雇用機会と女性の労働条件や職場での地位向上の促進	総務課	保健福祉課 むらづくり 観光課
② 育児休業制度や介護休業制度などの周知と活用促進	総務課	保健福祉課 むらづくり 観光課
③ 女性の就業支援	むらづくり 観光課	総務課 保健福祉課
④ 農家における家族経営協定の締結の促進	農林建設課	－
⑤ 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の確立	保健福祉課	農林建設課
⑥ 男女の社会参加に向けた育児や高齢者介護への支援体制の充実	保健福祉課	－
⑦ 生涯学習講座やイベント、地域行事などでの託児スペースと託児サービスの確保	教育委員会	保健福祉課
⑧ 男女の多様な生き方を制約する社会制度・慣行の見直しの促進	保健福祉課	むらづくり 観光課
⑨ ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為の防止に向けた関係機関との連携強化と相談・保護体制の整備	保健福祉課	総務課



(3) 社会活動への参加の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 重要な政策・方針決定の場（審議会など）への女性の積極的な参画の促進	保健福祉課	－
② 女性の学習機会の拡大と内容の充実	教育委員会	むらづくり 観光課
③ 女性の活動や起業などに向けた、情報や講習・講座、活動場所の提供などの充実	むらづくり 観光課	教育委員会
④ 女性団体の交流と連携の促進	教育委員会	農林建設課

## 1-1-4 国際交流・地域間交流

### ■現状と課題

国際的な人・もの・情報の交流が進み、海外旅行や外国人観光客の急激な増加などが進んでいます。円安の影響や世界的な和食ブーム、アニメブームなどもあり、平成 25 年(2013 年)には訪日外国人は年間 1000 万人を突破し、平成 27 年(2015 年)には海外旅行客を上回り、年間 2000 万人近くに急増しています。さらに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定により、安い輸入農産物が増えるとともに、安全で質の高い農産物の輸出が見込まれます。

本村では、ALT(外国語指導助手)による語学教育や国際理解教育の充実を図るとともに、尾瀬が平成 17 年(2005 年)にラムサール条約の湿地に登録、平成 19 年(2007 年)には尾瀬国立公園として指定され、さらに平成 11 年(1999 年)の日光、平成 26 年(2014 年)の富岡製糸場などの世界遺産登録もあり、国際的な視点で環境や観光の取組を進めてきました。

また、尾瀬の自然体験や文化・スポーツイベント、子どもの体験教育、特産品販売、協定自治体提携と交流などを通して、都市住民や芸術家などとの交流も進んでいます。

その一方で、令和 2 年(2020 年)には新型コロナウイルス感染症が世界に蔓延し、人々に公衆衛生上の脅威を与えるだけでなく、人の移動と接触を制限することによる経済的な打撃を与えています。

今後、外国人の入国制限緩和後は、感染状況を見極めた上で、外国からの観光客の増加に対し、多文化共生のむらづくりと外国人観光客の受け入れ体制の整備が求められています。また、世界で活躍できる人材の育成、環境や産業などの面での国際貢献などが求められており、むらづくりを通じた多様な地域間交流が課題です。

### ■基本方針

新規感染症の感染状況を見極めた上で、国際交流・地域間交流の促進と国際的な視野を持つ人材の育成、外国人観光客の受け入れ体制の整備など、多文化共生と国際観光、地域間交流の活発なむらづくりを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和 7 年度	担当課
交流拠点利用者数	万人	19	20	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：道の駅尾瀬かたしな

【主な施策】

(1) 多文化共生のむらづくり〔総合戦略 1-1④〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村内外国人や就業者が暮らしやすいむらづくりの推進	むらづくり 観光課	—
② 村内外国人との交流機会の充実	むらづくり 観光課	—
③ 学校教育や社会教育、職業教育での外国語や外国文化の学習機会の充実	教育委員会	むらづくり 観光課
④ 祭りや伝統行事など村の文化を外国人に伝えられる学習機会の充実と情報発信	むらづくり 観光課	—
⑤ 国際交流組織の立ち上げの検討	むらづくり 観光課	—

(2) 国際観光の推進〔総合戦略 1-1④〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 観光資源の発掘と PR などを通じた国際観光の推進	むらづくり 観光課	—
② 国際観光推進組織の充実と PR・営業活動の促進	むらづくり 観光課	—
③ 外国語標識やパンフレット、インターネットなど情報提供の充実と公衆無線 LAN（Wi-Fi など）の整備	むらづくり 観光課	—
④ 外国の都市と友好都市提携の検討	むらづくり 観光課	—

(3) 地域間交流の促進〔総合戦略 2-1④〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① スキー関係者の派遣を通じた地域間交流の推進	むらづくり 観光課	総務課
② 県の小中学生の「尾瀬学校」など、尾瀬自然体験交流の推進	むらづくり 観光課	教育委員会
③ 蕨市や上尾市、日光市、南相馬市、大洗町などとの交流・連携の推進	むらづくり 観光課	教育委員会
④ 交流のある銚子市・藤沢市・練馬区などとの関係の強化	むらづくり 観光課	—
⑤ 農泊など、新たな取組に対する推進体制の構築	農林建設課	むらづくり 観光課

## 1 - 2 行財政

### 1 - 2 - 1 行政運営

#### ■現状と課題

地方圏の第1次・2次産業の衰退、大都市圏の労働力・人口吸引力の強化というダブルパンチに加え、行財政改革の影響などを受けて、地方圏においては若者の流出が著しく、活気のある地域づくりに向けた戦略的な行政運営が求められています。

自主・自立のむらづくりを選択した本村は、平成17年度（2005年度）には112人だった職員を、平成22年度（2010年度）には89人まで削減し、事務・事業の経費を削減するなど組織のスリム化と効率化を図るとともに、むらづくり観光課の強化を図り、若者の雇用創造と定住化に向けて戦略的なむらづくりを進めてきました。

今後は、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かっていく中、行政の分野においても「新・群馬県総合計画（ビジョン）」の方向性に沿って、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することで、村民一人ひとりが必要なサービスを時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会の実現を目指します。また、引き続き、職員一人ひとりの政策形成能力や村民との連携力、効果的・効率的な業務能力の向上を図りながら、若者の職場づくりと定住化に向けて、「第2期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、機動力とスピードのある戦略的・重点的な取組を進め、結果を出すことが求められます。

#### ■基本方針

自主・自立の魅力と活力のあるむらづくりに向け、「第2期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、村民とともに観光や農業、商工業の革新など、若者の雇用創造と定住に向けた戦略的な取組を進めるとともに、「集中改革プラン」にもとづき、施策・事業の選択と集中、自立に向けた職員の意識改革と能力開発、デジタル技術を活用した事務・事業の効率化、施設の統廃合、民間委託の推進など、構造改革の推進を図ります。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
村役場職員の対応・行動が「良い」と感じている人の割合	%	-	60.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 自立に向けた計画行政の推進〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「第2期片品村むら・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづく、歳入増につながる産業振興と若者の雇用創造と定住の戦略的な推進と重要業績評価指標 KPI（Key Performance Indicator）のPDCAサイクルによる目標の達成	むらづくり 観光課	総務課
② 子どもや若者の自立・定住に重点を置いた施策・事業の戦略的な推進	むらづくり 観光課	総務課
③ 地方交付税などの歳入削減に対応する、数値目標を掲げた第7次行政改革大綱（集中改革プラン）の実行	総務課	—
④ 関係各課の企画担当者が連携し、総合計画にもとづき作成する個別分野の計画作成の推進	むらづくり 観光課	—
⑤ 数値目標の設定（目標管理制度）と行政評価制度の導入、外部評価制度の導入による実施計画の毎年の見直しと事務・事業の改善・改革・変革の推進	総務課	—
⑥ 職員の政策立案能力、村民とともに進めるむらづくり推進能力、専門技術能力、問題解決能力の向上に向けた人材育成の充実（人事評価制度の実行）	総務課	—

(2) 行政組織の適正化〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 地域経営能力の向上と素早い意志決定に向けた、トップマネジメントの強化（経営会議の設置、住民・専門家による政策提案組織の設置、課長会議の充実、トップ直属のプロジェクトチームによる戦略的な事業の推進、政策研究の充実など）	総務課	むらづくり 観光課
② 行政職員を始め、村民公募などによる専門委員会による緊急性・総合性を求められる事業の推進	総務課	むらづくり 観光課
③ 指定管理者制度による外部委託や地域での各種施設の管理・運営など、村民と行政・事業者の役割分担による行政組織の簡素合理化	総務課	むらづくり 観光課 教育委員会
④ 住民ニーズの多様化・高度化への対応に向けた職員全員の戦力化と組織力（戦略能力×問題解決能力×連携能力）強化と職員の適正配置、業務の繁忙期の相互応援強化	総務課	むらづくり 観光課
⑤ 事業者や村民とともに進めるむらづくり、国際化、情報化などに対応した専門性や政策能力を持つ職員の養成	総務課	むらづくり 観光課

(3) 効果的・効率的な行政運営 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 民間がおこなうべき事業、重複事業や効果の薄い事業の見直し（選択と集中）	総務課	むらづくり 観光課
② 事業効果（雇用創造と住民サービスの向上）と事業効率を考えた改善・改革の徹底	総務課	むらづくり 観光課
③ 住民サービス向上と行政事務の効率化、政策立案への情報の有効活用を図るための行政情報共有化の推進	総務課	－
④ 個人情報の保護と行政情報公開、行政事務の効率化に向けた文書管理システムの導入	総務課	－
⑤ インターネットなどによる申請予約や祝祭日の受付業務サービスの検討	総務課	住民課
⑥ 事務・事業のさらなる経費削減	総務課	教育委員会
⑦ 公共施設の統廃合や複合化、一体的・効率的な管理・運営、施設整備	総務課	教育委員会

(4) 協働のむらづくり **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① むらづくりに関する情報提供の充実と意見交換・交流機会の充実	むらづくり 観光課	－
② 意欲的な村民や民間の専門家など、人材のネットワーク化による調査・計画の充実と効果的・効率的な事業の推進	むらづくり 観光課	－
③ 若者の雇用創造と定住に向けた意欲的な村民・企業活動へのリーディング事業（重点的モデル事業）への支援の充実	むらづくり 観光課	－
④ 県と連携した「若者雇用創造中核企業」への重点的な支援	むらづくり 観光課	－
⑤ 時代に対応していない必要以上の規制や基準、村民の負担となる手続きやシステムなどの改善の促進	総務課	－

## 1-2-2 財政運営

### ■現状と課題

本村の財政運営に与える影響が大きい地方交付税は、平成11年度（1999年度）24.3億円をピークに年々減少し、令和元年度（2019年度）には19.4億円とピーク時の約20%減となっております。

これまで経験のない観光・農業の不振と人口減少・少子高齢化を迎え、自主財源の減少と社会保障費など歳出の増加により、財政はますます厳しさを増すことが予想されます。こうした中であって、多様化する住民のニーズを的確に把握し、自己責任にもとづく積極的な施策を推進するために事務事業の簡素化、適正化を強力に実施し、長期的展望に立った効率的な財政運営を推進する必要があります。

### ■基本方針

国際観光の推進、若者雇用創造と定住化、少子高齢化対策などを一層充実するため、第7次行政改革大綱（集中改革プラン）にもとづき、戦略的・計画的な財政運営と自主財源の確保、経常経費の徹底的な節減などに努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
効果的・効率的な行財政運営 に対する村民満足度	%	47.4	50.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 戦略的・計画的な財政運営

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 社会情勢の変化に対応した中長期財政計画の策定と効率的な財政運営	総務課	－
② 財源確保につながる事業への重点的な投資、新規ハード事業の抑制と効率的な配分など、戦略的な財政運営の推進	総務課	－

### (2) 財源の確保

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村民税などの自主財源の安定確保	住民課	－
② 地方交付税の充実や国庫補助制度の改善などの要望、村債の計画的活用、受益者負担の適正化などによる財源の確保	総務課	－
③ 財政支援措置（交付税算入）の高い有利な過疎対策事業債の計画的活用と、補助率の高い国・県の補助事業の積極的な活用	総務課	－
④ 納期内納税の推進、電子納税などの導入の検討	住民課	出納室 総務課
⑤ 村有財産の適正管理と処分	総務課	－
⑥ 地方分権に対応した権限と財源の適正な委譲を国へ要望	総務課	－

### (3) 財政改革の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 組織の簡素合理化、適正な定員管理による経常経費の抑制	総務課	－
② 民間委託の推進、住民参加型サービスの推進、周辺市町村との共同・連携事業の推進、情報化などによる経費の節減	総務課	－
③ 指定管理者制度を活用した公有施設の有効活用・健全な運営を推進	総務課	－
④ 建設費などの経費削減、施設の転用や複合利用、管理運営の統合と民間委託・地域住民による管理運営	総務課	－
⑤ 公共工事のコスト削減と起債の抑制、物品費の抑制	総務課	－
⑥ 補助金交付基準の策定による補助金の見直しと国・県・広域行政などに対する負担金の縮減	総務課	－
⑦ 使用料、手数料、公共料金などの税外負担の受益者負担の原則にもとづく公平で適正な負担	総務課	－



## 1-2-3 広域行政

### ■現状と課題

住民の生活圏の拡大と過疎化の進行、市町村財政の悪化などにより、広域的な連携によるサービスの向上や事務・事業の効率化が求められています。

昭和44年（1969年）から圏域9市町村にて利根沼田広域市町村圏を設定し、医療、介護保険、高齢者福祉施設、広域消防などについて対応し、昭和52年（1977年）からは片品村と利根村で一部事務組合を構成し、ごみ処理、し尿処理など一般廃棄物について対応してきました。市町村合併により、平成17年（2005年）10月から利根沼田広域市町村圏については沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村の5市町村で、一部事務組合については沼田市、片品村の2市村で運営することになりました。

また、令和2年（2020年）12月には、沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村の5市町村による利根沼田地域定住自立圏の形成協定を締結しました。

施設の共同利用や事務・事業の集中化、情報ネットワーク化による効率化、住民の生活圏の広がりに対応した広域行政サービスの充実、観光などの相乗効果の追求、災害時の応援態勢など、広域圏での取組の充実が求められています。

### ■基本方針

村民の行政サービスに対する要望の多様化・高度化と行財政のスリム化に応えるために、利根沼田地域定住自立圏の形成協定により、幅広い分野での広域連携を進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	担当課
協定自治体・企業などとの連携事業数	事業	17	28	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：利根沼田地域定住自立圏連携事業等

【主な施策】

(1) 共同事業の充実 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 医療、介護保険、広域消防、ごみ処理、し尿処理など、事務組合の事業の一体化と効率化の推進	総務課	保健福祉課
② 情報ソフトの共同開発・導入や情報処理専門技術者などの人材育成、汚泥処理のリサイクル施設の整備など、新たな共同事業の検討	総務課	農林建設課
③ ブランド商品の共同販売など共同事業の検討	むらづくり 観光課	—

(2) 連携事業の充実 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 観光やイベント、起業化、企業誘致など、地域振興事業の連携・ネットワーク化による相乗効果の追求	むらづくり 観光課	—
② 図書館などの文化施設やスポーツ施設のネットワーク化と相互利用体制の検討	教育委員会	—
③ 広域交通ネットワークの維持・確保、強化に向けた連携	むらづくり 観光課	—
④ 流域での河川環境の回復に向けた連携やシンボルロードに沿った景観形成の連携	むらづくり 観光課	農林建設課
⑤ 文化団体やボランティア団体などの住民活動の交流・ネットワーク化による活性化の促進	教育委員会	—
⑥ 学校・文化団体の地域間交流、人材育成の共同の取組の推進	教育委員会	—
⑦ 防犯・防災・消費者情報のネットワークと災害時の相互応援体制の強化	総務課	—
⑧ 市町村間の人事交流の促進とプロジェクトチームによるネットワーク事業などの促進	総務課	—
⑨ 協定自治体との連携・協力を強化	むらづくり 観光課	—

## 第2節

## 保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために

子どもから高齢者まで、誰もが健康に、共に支え合って安心して暮らせるむらづくりを進めます。

【関連する SDGs】



保健・福祉：誰もが安心して暮らせるために	2 - 1	保健
	2 - 2	福祉
	2 - 3	社会保障

### 2 - 1 保健

#### 2 - 1 - 1 健康づくり

### ■現状と課題

脳卒中・心疾患・がんなどの生活習慣病や精神疾患、認知症の増加、高齢化に伴う医療費の増大（長い入院・高い薬剤や医療材料価格・多い検査や受診回数）が進み、このままでは健康保険制度が揺らぐ事態にまでなってきています。本村では、保健福祉課が中心となって健康づくりや健康相談・健康教育・家庭訪問・各種健診などをおこなっており、令和元年（2019年）の特定検診（国保のみ）の受診率は47.0%（受診者616人）で、結核健康診断は30.5%、各種がん検診の受診率は10.7%～30.5%です。

今後は、新規感染症（新興感染症）の感染拡大防止に配慮しながら、村をあげて運動と食事を中心とした健康づくり運動を進め、生活習慣病予防、心の健康づくり、フレイル予防や認知症など介護予防などに、さらに力を入れていく必要があります。

### ■基本方針

村民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送れるよう、生活習慣病の予防や介護予防に向けて、新規感染症の感染拡大防止に配慮した健康づくり運動の推進、各種健診による病気の早期発見・早期治療など、村民とともに健康づくりの取組を進めます。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年	担当課
乳児健診受診率 ・4か月児、7か月児、12か月児	%	80.3	100.0	保健福祉課
幼児法定健診受診率 ・1歳6か月児 ・3歳児	%	94.7 100	100.0	保健福祉課
特定健康診査受診率	%	47.0	60.0	保健福祉課
後期高齢者健康診査受診率	%	38.8	50.0	保健福祉課

・出典元及び概算根拠など：健康診査結果

### 【主な施策】

#### (1) 健康づくりの推進〔総合戦略3-1①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「片品村保健・福祉総合計画」などの策定と村をあげての健康づくり運動の推進	保健福祉課	－
② 妊娠・出産から乳幼児・児童・生徒の健康、青年期・壮年期・老年期の年齢及び健康レベル別に対応した健康づくり	保健福祉課	－
③ 関係行政部門・関係機関・団体との連携による、健康教育・健康相談・訪問指導・健康診査・健康診断などの体系的な機会と場の提供	保健福祉課	－
④ 不妊治療及び乳幼児健康診査・健康相談・子育てサークルなどを通して継続的、総合的な子育て支援	保健福祉課	教育委員会
⑤ 生活習慣予防に向けた、小児期からの生活リズムや食事や運動・休養・歯の健康、禁煙や禁酒などの情報提供と健康学習の推進	保健福祉課	－
⑥ ウォーキングや軽スポーツ、エアロビクスやヨガなど、毎日おこなう有酸素運動*習慣を普及啓発	保健福祉課	－
⑦ 保健・医療・福祉・介護の連携による、認知症やフレイルなどの介護予防対策や介護に携わる家族などの健康管理の支援	保健福祉課	－
⑧ 幼児からの歯磨き、フッ素塗布、フッ素洗口、糖分摂取量の減少や中高年に向けての歯周疾患の予防の推進	保健福祉課	－
⑨ 健康広報の充実	保健福祉課	－

(2) 推進体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村の保健・福祉・教育、保健推進員、食生活改善推進員、事業所などの連携推進	保健福祉課	－
② 保健師、栄養士、乳幼児健診の小児科医などの人材確保と資質の向上	保健福祉課	－
③ 健康活動グループや健康づくりリーダーなどの育成	保健福祉課	－
④ 健康づくりの拠点である健康管理センターの有効な活用と充実のための整備・修繕	保健福祉課	－
⑤ 公園や運動広場、学校の体育館や運動場など、身近な運動の場の確保	教育委員会	－
⑥ 保健・福祉実務者会議の充実	保健福祉課	－
⑦ 要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課	－

(3) 疾病の予防と早期発見・早期治療

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 未就学児童健診の充実、総合健診の充実と受診率の向上、受診後の事後指導・相談の充実及び予防接種などによる疾病の予防と早期発見・早期治療	保健福祉課	－
② 健康診査などの個人の健康データを適正に管理	保健福祉課	－
③ 心の健康づくり、疾病に対する啓発と医療機関との連携による施策の展開	保健福祉課	－
④ 保健・医療・福祉など関係機関との連携と精神障害者への七転び八起き会事業や心の健康相談、訪問指導などの保健サービスの充実、作業所の検討	保健福祉課	－
⑤ 難病患者の生活の質の向上、自立と社会参加の促進に向けた、県や福祉との連携による、在宅介護サービスの提供と保健サービスの充実	保健福祉課	－

※有酸素運動：低負荷で長時間運動することにより脂肪を燃焼させる、ウォーキングやサイクリング、スイミングなどの運動。

## 2-1-2 地域医療

### ■現状と課題

令和2年（2020年）の本村の医師数は2人（片品診療所・片品歯科診療所は複数人数でローテーションのため含まず）で、病院・診療所数は、片品診療所・星野医院・かまた歯科医院の3箇所です。休日医療は、沼田利根医師会休日急患診療所がおこなっていますが、診療科目が少なく、救急対応・入院・夜間診療ができない、などの問題があります。

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、沼田利根医師会休日急患診療所が無期限で休診中

全国では、ほぼすべての年齢階層で医師数が増加している一方、群馬県では25～34歳という若い年齢階層の医師数が、10年前と比較して10%減少しています。若手医師の減少が続くと、将来の医療提供体制の維持、継承が困難になる恐れがあります。

今後は、診療科目の増設とともに、若手医師の確保、ドクターヘリの活用や救急医療への対応が急がれています。

### ■基本方針

適切な医療や救急医療サービスが夜間・休日などいつでも受けられるよう、片品診療所と星野医院、かまた歯科医院を中心に、一次医療（外来の初期治療）や予防医療、在宅医療などの充実を促進するとともに、若手医師の確保、救急医療体制や高次専門医療の広域的な整備を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
地域保健・医療体制に対する村民満足度	%	64.9	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 地域医療体制の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村の医療施設の充実、医療機関と保健・福祉との連携による、地域医療体制の充実促進	保健福祉課	－
② 高齢者など通院手段の限られている村民のための村内医療機関への通院バスやタクシー利用券の検討	保健福祉課	－
③ 国保運営協議会などを通じた行政と医療機関、村民の交流	保健福祉課	－
④ 広域での医師不足の解消と高度専門医療との連携強化	保健福祉課	－

### (2) 救急医療体制の確立

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 沼田利根医師会の協力のもとに広域圏でおこなっている休日急患診療の充実	保健福祉課	－
② 防災ヘリ・ドクターヘリの活用	保健福祉課	総務課
③ 夜間医療、二次救急医療 <sup>※1</sup> 、三次救急医療 <sup>※2</sup> を担う広域医療体制の整備	保健福祉課	－
④ AED（自動体外式除細動器）の幅広い設置と普及活用の推進	保健福祉課	－

※1 二次救急医療：入院治療が必要な重傷救急患者の医療で、おおむね 24 時間体制で救急医療を提供する病院郡輪番制病院などの医療機関で実施。

※2 三次救急医療：二次医療で対応できない重篤な救急患者に対しおこなう高度な医療で、救命救急センターなどで実施。

## 2 - 2 福祉

### 2 - 2 - 1 地域福祉

#### ■現状と課題

少子・高齢社会の到来を迎え、「あらゆる人々が共に暮らし、共に生きる」というノーマライゼーション社会を目指し、本村では平成 19 年（2007 年）に「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画『笑顔でつなぐ花の谷ふれあいプラン』」を策定し、さらに平成 25 年（2013 年）に第 2 次同計画、平成 30 年（2018 年）に第 3 次同計画を策定し、村と社会福祉協議会が協力し、8 地区の福祉委員によるひとり暮らし老人の見守り、福祉ボランティアグループはなさくの会の給食サービス、社会福祉協議会の安心安全マップづくり、地区別福祉関係者会議などに取り組んできました。

今後は、8 地区の近隣同志の助け合いやボランティア活動の活性化を図り、子どもや高齢者、障害者が地域で自立し、互いに支え合いながら安心して生活できる福祉コミュニティづくりが課題です。

#### ■基本方針

「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」にもとづき、保健福祉課と社会福祉協議会が連携して、村民の福祉意識の高揚を図り、ボランティアグループの組織化を進め、8 地区で共に支え合い、子どもや子育て世代、高齢者や障害者が安心して暮らせるむらづくりに努めます。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	%	-	70.0	保健福祉課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート



【主な施策】

(1) 地域福祉活動の充実 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「片品村地域福祉計画・地域福祉活動計画」などの見直しを図りながら、総合的・体系的な地域福祉事業と地域福祉活動を推進	保健福祉課	－
② 学校教育や社会教育、地域における地域福祉活動や福祉ボランティア活動などの体験学習、福祉イベント、感動を伝える福祉広報などを通じた福祉意識の高揚	保健福祉課	教育委員会
③ 民生委員や社会福祉協議会、区の連携強化による地域福祉推進体制（地区社協、区の福祉委員会、ボランティアなど）の整備及び各集会所での健康づくりやサロン活動の推進	保健福祉課	－

(2) 福祉のむらづくりの推進 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）、群馬県の人にやさしい福祉のまちづくり条例などにもとづく、高齢者や障害者など、誰もが利用しやすい公共施設への改修と民間施設への普及啓発	保健福祉課	－
② 高齢者や障害者の移動手段の確保	保健福祉課	－
③ 高齢者・障害者を対象にしたパソコン教室の実施や文化活動・体育交流活動事業などの推進	保健福祉課	教育委員会
④ ひとり暮らし高齢者や障害者の急病や災害などの緊急時の通信・連絡体制の整備	保健福祉課	－

## 2-2-2 次世代育成

### ■現状と課題

厚生労働省が令和2年(2020年)に公表した令和元年(2019年)の出生数は前年(2018年)比5万3,161人減の86万5,239人で、4年連続で減少し、明治32年(1899年)の調査開始以来過去最少を更新しました。合計特殊出生率は、前年(2018年)の1.42から0.06ポイント低下し、1.36となりました。最も合計特殊出生率が高い年齢階級は30～34歳でした。

本村では1.41(人口動態保健所・市町村別統計、平成25～29年)となっています。若者の雇用の不安定化と未婚化・晩婚化・晩産化の進行などから、さらに少子化が進み、年金・国民健康保険・介護保険制度の維持や、産業・地域社会の活力に大きな影響を与えると心配されます。

本村では片品保育所・片品北保育所・片品南保育所で令和2年(2020年)には80人の園児が保育を受けていますが、保育所のあり方の検討が課題です。また、平成22年(2010年)4月から小学校の協力を得て、放課後及び夏休み期間中「かたしな子ども学校」を開始するとともに、平成29年(2017年)より尾瀬じどうかんにおいて「尾瀬放課後児童クラブ」を開始し、放課後対策を実施しています。また、母子・父子などのひとり親家庭は増加傾向にあり、生活相談や母子資金の貸し付け、若年母子などを励ます集いなどをおこなっています。さらに平成19年度(2007年度)から要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもを虐待から守る取組をおこなっています。

今後は、「片品村子ども・子育て支援事業計画一次世代育成支援対策推進計画」(令和2年度～令和6年度)にもとづき、若者定住の支援とともに、村民・事業者との協働のもとに次世代育成の重点的な取組を進めることが課題です。

### ■基本方針

次世代の育成に向けて、若者の就業場所の創造・確保と定住の支援、交流・交際・結婚機会の充実、働きながら子育てできる職場環境の整備などの充実を図るとともに、保育所のあり方の検討と保育内容の充実、児童館の活用などを通じた子育て世代への支援の充実を図ります。

また、母子・父子家庭の自立に向けて、相談・指導の充実などの支援をおこないます。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
子育て支援の充実に対する村民満足度	%	61.2	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

### 【主な施策】

#### (1) 若者の自立・定住の支援〔総合戦略 3-1①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 雇用創造中核企業の育成や農業観光複業体制の整備など、若者の新たな雇用の場の創出と紹介	むらづくり 観光課	農林建設課
② 若者向けの定住住宅の整備と空き家の紹介	むらづくり 観光課	—
③ 若者の多様な交流・交際・結婚機会の場づくりの支援	むらづくり 観光課	—
④ 子どもの職業体験機会の充実と、若者や女性の職業意識・職業能力の向上や再就業、起業の支援	教育委員会	むらづくり 観光課

#### (2) 保育の充実〔総合戦略 3-1②〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 延長保育、休日保育、障害児保育、アレルギー児への対応など保育の充実	保健福祉課	—
② 保育職員の資質の向上と乳児期から学童期までの連携による保育内容の充実（すこやか協議会の充実）	保健福祉課	教育委員会
③ 保護者の保育所への協力による、自然体験や農林業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動など、保育内容の充実	保健福祉課	—
④ 保育所のあり方の検討	保健福祉課	—
⑤ 送迎バスの検討	保健福祉課	—

(3) 家庭・地域における子育て支援〔総合戦略3-1②〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 地域の子育て支援の拠点となる保育所の地域子育て支援センター機能の強化、保育所の園庭や雨天時の遊戯室の開放と育児サークルの育成・支援	保健福祉課	－
② 子育て世代包括支援センターでの乳児相談や育児相談、母子保健講演会、子育てサークルなどの充実	保健福祉課	－
③ 広報やホームページ、掲示板などを利用した子育て情報提供や交流の充実	保健福祉課	教育委員会
④ 子ども手当や乳幼児医療費助成など支援制度の活用による、子育ての経済的負担を軽減	保健福祉課	－
⑤ 育児休業法の普及啓発と男女が子育てに参加しやすい職場づくり	保健福祉課	－
⑥ 男性の家庭での育児・教育への参加による、家庭の教育力の向上促進	保健福祉課	教育委員会
⑦ 鎌田じどうかんにおいて、共働き家庭などの児童を対象とした「尾瀬放課後児童クラブ」の実施	保健福祉課	教育委員会
⑧ 学校の放課後開放などによるちびっこ広場の確保と保護者などの参加による児童の創造力を育む安全な遊び場づくり	教育委員会	－
⑨ 三世代交流、異年齢交流、自然体験や職業体験など、地域ぐるみで児童の健全育成	教育委員会	－
⑩ 子育て講座の実施、子育て中の親への支援	教育委員会	－
⑪ 子ども自身による子ども会の自発的な活動の促進と支援	教育委員会	－
⑫ 犯罪防止の見守り体制の整備などによる、子どもが安全に楽しく遊べる場の確保や街灯設置・防犯カメラ・ガードレール設置・除雪など通学の安全確保	教育委員会	総務課 農林建設課
⑬ 関係機関と民生委員などの連携による、児童虐待の防止と児童の保護	保健福祉課	教育委員会

(4) 母子・父子家庭の支援の充実〔総合戦略 3-1②〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 福祉資金貸付や医療費助成などの周知による生活の安定の支援	保健福祉課	－
② 村営住宅の優先利用など、住宅費の負担軽減	保健福祉課	農林建設課
③ 公共職業安定所と連携した雇用促進など、経済的自立の促進	保健福祉課	むらづくり 観光課
④ どちらかが障害を持っている母子・父子家庭や、家庭を失った児童に対する適切な支援及び経済的負担軽減措置	教育委員会	保健福祉課
⑤ 民生委員、関係機関の連携強化による生活相談活動や相談窓口の充実	保健福祉課	－
⑥ 母子・父子家庭の子どもが多様な地域活動に参加しやすい地域づくり	保健福祉課	教育委員会

## 2-2-3 高齢者福祉

### ■現状と課題

令和2年(2020年)9月末の本村の高齢者(65歳以上)は1,705人で、村全体の39.6%を占め、高齢者数は微増ながらさらに高齢者化と要介護高齢者の増加が予想されています。要介護認定者数は338人19.8%で、ひとり暮らし高齢者は119人です(令和元年6月1日)。社会福祉協議会では、居宅介護支援、訪問介護、介護保険外高齢者福祉サービスなどの活動をおこなっており、尾瀬長寿会「桜花苑」では居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などをおこなっています。施設入所者のほとんどは「桜花苑」を利用し、利根沼田圏域の施設も活用しています。

平成12年度(2000年度)から介護保険制度が施行されましたが、国では増大する介護費用に対し、平成26年(2014年)に介護保険法の改正をおこない、「医療から介護へ」「施設から在宅へ」の考えのもとに、「自助・互助・共助・公助」を基本とする「地域包括ケアシステム」の構築を進めており、本村においても平成30年(2018年)3月に「片品村高齢者福祉計画」及び「第7期介護保険事業計画」(平成30～令和2年度)を作成しました。

今後は、介護予防の取組を重点的に進めること、地域包括支援センター事業の円滑な運営と各種サービス事業を確立することが課題です。また、元気な高齢者がスポーツや学習・文化・交流活動、生きがい就労などでいきいきと活躍する場や機会づくりが求められます。

### ■基本方針

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して元気に暮らすことができるよう、生活習慣病や認知症・寝たきりなどの介護予防、介護保険サービスの充実、地域助け合い、ボランティア活動の促進などを進めます。また、就労や生涯学習・スポーツ、社会参加活動など生きがい対策の推進を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
高齢者福祉の充実に対する村民満足度	%	63.3	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 生活習慣病予防など健康づくりの推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 禁煙、野菜摂取、運動、禁酒、ストレス解消などがんリスク軽減運動の推進	保健福祉課	－
② 保健福祉課と教育委員会の連携による健康づくりグループ活動の促進（ウォーキング・エアロビクス・ヨガ・ストレッチなど）	保健福祉課	教育委員会
③ 検診による病気の早期発見と早期治療、検診後の個別指導や病態別の健康教育・健康相談、食事・運動指導などによる生活習慣改善の促進	保健福祉課	－
④ 「心の健康」に関する相談体制などの充実と老年期の精神活動を高める啓発活動による認知症・閉じこもり・老年期うつ病などの予防	保健福祉課	－
⑤ 介護予防などの支援を要する者の把握と早期支援体制の推進	保健福祉課	－
⑥ 広報やホームページを活用した新規サービスの PR の充実	保健福祉課	－

(2) 介護サービスの充実 [〔総合戦略 2-1⑤〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられるよう地域包括支援センターの充実（介護相談・権利擁護・虐待防止・介護予防ケアマネジメント・ケアマネジメント支援）と重度化予防効果の評価	保健福祉課	－
② 一般高齢者・特定高齢者などの介護予防事業の充実	保健福祉課	－
③ 要支援1・2の軽度者に対する新予防給付の提供体制の整備	保健福祉課	－
④ 地域密着型サービス提供体制の検討	保健福祉課	－
⑤ 認知症高齢者などを対象に日常生活圏で通所や宿泊など地域に根ざした小規模多機能型居宅介護の検討	保健福祉課	－
⑥ 介護度の維持・改善を目指すケアプランと介護サービスの利用の促進、認知症ケアの充実	保健福祉課	－
⑦ 訪問リハビリテーションや居宅管理指導、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護などの訪問サービスの充実	保健福祉課	－
⑧ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスなどの利根沼田圏域での整備・充実の促進	保健福祉課	－

⑨ 小規模多機能施設の整備の検討	保健福祉課	—
⑩ 介護サービス情報の公表、権利擁護事業の推進、ケアマネジャーへの支援、サービス事業者への指導・助言による介護サービスの質の向上などによる利用者本位のサービス供給	保健福祉課	—
⑪ 利根沼田広域市町村圏振興整備組合（沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村）の介護認定審査会による適切な要介護認定と介護給付適正化などによる保険料の適正化	保健福祉課	—
⑫ 虐待防止・早期発見	保健福祉課	—

### (3) 自立生活や介護家族の支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 見守りや災害時の安否確認体制の整備	保健福祉課	—
② 高齢者や障害者が利用しやすい移動手段の確保の検討	保健福祉課	—
③ 家族介護教室や家族介護者の交流の推進、介護用品の給付など介護家族の支援	保健福祉課	—

### (4) 生きがい対策の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 老人クラブの充実による、相互の交流や三世代交流、生きがい活動などの支援	保健福祉課	—
② 高齢者の多様な学習・文化・スポーツ活動など、地域クラブ活動の充実	保健福祉課	教育委員会
③ 高齢者の地域コミュニティ活動やボランティア活動の促進	保健福祉課	—
④ 集会場や社会教育施設などを活用した高齢者の地域活動の推進	保健福祉課	—
⑤ 特産物の開発・生産・販売、観光ガイドなど、高齢者の生きがい就業の機会や場づくりの推進	保健福祉課	農林建設課



## 2-2-4 障害者（児）福祉

### ■現状と課題

従来の措置制度にかわり、平成 15 年（2003 年）の支援費制度、平成 18 年（2006 年）の「障害者自立支援法」の施行、平成 23 年（2011 年）の「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年（2013 年）の「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」の制定など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本村の身体障害者手帳保有者は 241 人、療育手帳保有者は 40 人、精神障害者保健福祉手帳保有者は 12 人（令和元年度末）で、「片品村障害福祉計画」（第 6 期：令和 3～令和 5 年度）にもとづき、ホームヘルパーの派遣、七転び八起き会による生活訓練・社会参加事業などをおこなうとともに、文化センター、健康管理センターなどのバリアフリー化を進めていきます。

今後の課題は、障害の発生予防と早期発見、早期療育、各種サービスの充実、公共的な施設のバリアフリー化や地域でのノーマライゼーション理念（障害があるなしに関わらず、共に生活できるような社会をつくる）の啓発、交流機会の拡充、就労場所の確保などがあげられます。

### ■基本方針

心身に障害のある人々が、生きがいを持って地域で自立した生活ができるよう、地域社会全体で支援し各種相談や在宅サービスの充実、地域での就労の場づくり、社会参加への支援などを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
障害者福祉の充実に対する村民満足度	%	—	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 障害の発生予防と早期治療・相談体制の確立

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 妊娠前・妊娠中からの健全な妊娠生活と健やかな子育ての普及啓発	保健福祉課	－
② 各種健診の充実による障害の早期発見、早期療育相談、早期治療の促進	保健福祉課	－
③ 広域との連携などによる、機能回復訓練、職業訓練体制の整備	保健福祉課	－
④ 重度心身障害者医療費助成制度の周知	保健福祉課	－

### (2) 保健・福祉・生活支援サービスの充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 障害種別ごとに提供されてきた福祉サービスや地域生活支援事業などの一元的な提供体制の確保に向けた「障害福祉計画」を含む「片品村保健・福祉総合計画」の策定	保健福祉課	－
② 障害者総合支援法などの情報提供や相談体制の強化、ホームヘルパー派遣やデイサービス、短期入所などの在宅サービスの充実	保健福祉課	－
③ 個々の対象者に応じたサービスの調整をおこなうケアマネジメント体制の整備	保健福祉課	－
④ 常時介護が必要な障害のある人の日常生活の安定を確保するため、広域の調整のもとにサービスの整備・充実	保健福祉課	－
⑤ 障害福祉サービス、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付など、福祉制度の周知と活用の促進	保健福祉課	－

### (3) 自立と社会参加の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 発達障害を含めた、障害児の進路相談体制の充実と保育所・学校の連携強化、施設のバリアフリー化、特別支援教育の充実	保健福祉課	教育委員会
② 学校における福祉教育や地域での研修・啓発、地域社会との交流機会の拡充による、障害のある人に対する村民の理解の促進	保健福祉課	教育委員会
③ 広域的な連携による福祉作業所や村内外の事業所など雇用の場の確保と、就労相談体制の整備、職業訓練機会の充実	保健福祉課	－

④ 障害者仕様の住宅の改築に関する相談と情報提供、住宅改善のための費用助成など、安心して暮らせる住まいづくりの支援	保健福祉課	—
⑤ 点訳や手話などの意思疎通支援者の養成とコミュニケーションや外出支援などのボランティア活動の促進	保健福祉課	—
⑥ 災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者（児）名簿の作成、地域福祉体制の整備と民生委員・児童委員などとの連携強化、緊急通報システムの導入の検討	保健福祉課	—
⑦ 障害者同士の交流やスポーツ・レクリエーション活動、地域社会との交流、ボランティア活動などへの参加機会の充実	保健福祉課	—
⑧ 移送サービスの整備、公共交通機関の割引制度などの周知・普及など、障害者（児）が外出しやすいむらづくり	保健福祉課	—
⑨ 福祉施設入所者の地域生活への移行支援と利根沼田圏域での地域生活支援拠点の整備	保健福祉課	—
⑩ 障害者の権利擁護、福祉サービスの適正な利用などを保証する日常生活自立支援事業や地域移行支援事業、成年後見制度の周知	保健福祉課	—
⑪ 身体障害者の会、知的障害者や精神障害者の親の会など障害者関係団体との連携とその支援	保健福祉課	—

## 2-2-5 低所得者福祉

### ■現状と課題

本村の令和2年（2020年）4月現在の生活保護適用世帯は3世帯で、受給者が高齢になっていることや障害・傷病者による世帯の減少により、被保護世帯は減少傾向にあります。一方、高齢化や格差拡大、離婚などにより生活困窮者は増加傾向にあり相談件数は増えてきていますが、新規での認定には、非常に厳しい要件があるため保護の適用につながっていないのが現状です。また、相談内容が多様化しているため、相談・指導内容に対応できる専門的知識を持った職員の養成が必要です。

今後は、民生委員や関係機関との連携を密にして、雇用機会の確保などにより経済的自立を促進するとともに、生活相談・指導の充実と自立を支援するための援護施策の適切な運用が求められます。

### ■基本方針

病気、高齢化、離婚などにより経済困難に陥った村民に対して、生活保護の適正な運用を図るとともに、相談・指導や就労支援の充実などを図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
低所得者福祉の充実に対する村民満足度	%	-	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 援護サービスの充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 民生委員や関係機関と連携した、援護を必要とする世帯の実態とニーズの的確な把握による生活保護制度の適正な運用	保健福祉課	－
② 生活福祉資金貸付など各種制度資金の周知徹底と、更生・就学・住宅などにおける有効活用の促進	保健福祉課	－
③ 共同募金・歳末たすけあい運動などの支援	保健福祉課	－

### (2) 自立の支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 公共職業安定所などとの連携による、就業の指導・能力開発と求人情報の提供、雇用の場の創造・確保	保健福祉課	むらづくり 観光課
② 民生委員や地域住民、ボランティアの協力による、相談・指導活動の充実	保健福祉課	－
③ 多様化する相談・指導内容に対応できる専門的知識を持った職員の養成と相談体制の充実	保健福祉課	－

## 2-2-6 勤労者福祉

### ■現状と課題

製造業の海外移転や派遣労働の拡大などにより、若者が安定的な職につきにくくなり、いったん離職した中高年や女性の再就職が困難な状況にあります。このままでは、少子化の加速化など、社会保険制度や税収などにも重大な影響を与えることが懸念されます。また、長時間労働が常態化するなど、労働環境は一段と厳しくなっています。

本村は、観光と農業が主要産業ですが観光客数は平成4年（1992年）以降、宿泊者数は平成9年（1997年）以降減少し、農業は平成12年（2000年）以降売上額が微増しています。

今後は、若者や女性、退職者や高齢者の職業能力の開発や就労への支援とともに、勤労者福祉の充実の促進が求められます。

### ■基本方針

勤労者の村内への定住に向けて、企業・事業者と連携し、安定的な雇用や労働条件の向上、就労環境の改善や福利厚生の実現を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
公共職業安定所を利用した就職件数	件	91	100	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：ハローワーク事業月報（令和2年10月分）

## 【主な施策】

### (1) 勤労者の雇用の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 公共職業安定所との連携による求人情報提供や労働相談・雇用相談の充実	むらづくり 観光課	—
② 県の職業訓練施設、民間企業との連携による就業体験機会の充実	むらづくり 観光課	—
③ ふるさと雇用再生特別基金事業などを積極的に活用し雇用の機会の充実	むらづくり 観光課	—

### (2) 勤労者の福祉の向上

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 労働者保護に関する法定基準や各種制度の周知	むらづくり 観光課	—

## 2 - 3 社会保険

### 2 - 3 - 1 健康保険・介護保険・国民年金

#### ■現状と課題

本村の令和元年度（2019年度）末の国民健康保険の加入世帯は829件、加入率49.5%、収納率95.65%、総費用額約7.6億円です。生活習慣病や高齢化による医療費の増大に対応するため、平成20年度（2008年度）から75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度がスタートしました。医療費が増える一方、低所得者の加入率が増加してきており、国保財政の健全化と円滑な制度運営が課題となっています。

また、高齢者介護を社会全体で支えるため、平成12年（2000年）から始まった介護保険制度は、利用者の大幅な増大のため、平成18年度（2006年度）から介護予防を重視した制度へと変更され、平成26年（2014年）には介護保険法の改正をおこない、「自助・互助・共助・公助」の「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

保険税の収納率の向上に努め、国・県の負担金・補助金の率の増加を要望するとともに、医療費と介護費用の適正化のため、生活習慣病予防や介護予防への積極的な取組とともに、医療から介護、施設から在宅への移行を進める必要があります。

国民年金制度は、農林業やサービス業などの自営業者やその家族、従業員を対象に、健全な生活を保障するために確立されてきました。しかしながら、高齢化による受給世代が増大する一方、生産年齢人口の減少と未加入者の増加による実質的な納付率は8年連続上昇傾向にあるものの69.3%と危機的な状況が続いています。

今後は、年金記録問題への国の対応状況を注視しつつ広報活動などにより年金制度のPRや啓発に努める必要があります。

#### ■基本方針

国民健康保険制度・介護保険制度・後期高齢者医療制度が長期的に安定するよう、生活習慣病や介護予防の推進、医療費や介護費用の適正化を図り、情報提供や相談体制の充実などにより、加入・納付を促進します。また、年金制度の安定化に向けて、国民年金の加入を促進します。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
社会保険（健康保険・介護保険、国民年金など）の整備に対する村民満足度	%	63.9	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート



【主な施策】

(1) 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の啓発と収納確保

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 国民健康保険制度・介護保険制度・後期高齢者医療制度への啓発と加入の促進	保健福祉課	－
② 正確な被保険者の所得把握と適正な保険税の賦課	住民課	保健福祉課
③ 未納者の実態把握と相談業務の充実、収納体制の強化による収納率の向上	保健福祉課	住民課
④ 退職被保険者の把握と退職者医療制度の適用の勧奨	保健福祉課	－
⑤ 生活習慣病改善のための保健予防の強化 （高齢者の集いの場の増加、フレイル（虚弱）予防など）	保健福祉課	－

(2) 国民年金制度のPRの強化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村広報紙、回覧、パンフレット、ホームページなどによる年齢層に応じた年金制度のPRと加入促進対策の強化	住民課	－
② 公的年金制度の取組状況についての情報提供	住民課	－

## 第3節

## 教育・文化：豊かな心を育むために

次代の村を担う子どもたちがたくましく生きる力を育む教育の充実を図るとともに、生涯を通して学び、感動や楽しみにあふれた、心豊かで元気なむらづくりを進めます。

【関連する SDGs】



教育・文化：豊かな心を育むために

- 3-1 生涯学習
- 3-2 文化・スポーツ

### 3 - 1 生涯学習

#### 3 - 1 - 1 学校教育

#### ■現状と課題

「新・群馬県総合計画（ビジョン）」（令和2年12月策定）では、令和22年（2040年）には、新たな教育で育った「始動人」が行政・産業の中核を占め、世界最高クラスの魅力を備えた「新・群馬」を完成させることを目標とし、長期戦略として県内の教育を革新すること、群馬の環境を生かした教育で感性を磨きながらデジタルで世界とつながることが記載されています。

本村は、県内でも特に豊かな自然と歴史文化があり、地域の中で様々な体験をしながら学ぶ環境が整っています。さらに、小中高の教育の中で、ICTを横断的・連続的に駆使した学びを行うことにより、いつでもどこでも世界とつながる幅広い学びを実現します。

本村の小学校数は4校でしたが、平成28年度（2016年度）に片品小学校1校に統合して建て替え、学級数8、児童数150人です。中学校数は1校で、学級数4、生徒数は91人です。学校教育環境の整備については、新校舎の空調（冷暖房）設備の設置、全児童・生徒へのタブレットの配布、スクールバスの運行など時代の変化に対応した取組を進めてきました。

平成23年（2011年）に「片品村教育振興基本計画」（前期：平成23～27年）を定め、「楽しく学び、明るく鍛えあい、豊かな心を育む片品教育」を目標として教育を進めており、後期基本計画（平成28～令和2年）では、1村1小・1中学校の体制で、将来の片品を担う魅力的な小中一貫教育を進めていくことが課題です。

## ■基本方針

豊かな自然の中で、地域への誇り、学ぶ意欲や確かな学力、創造力やコミュニケーション能力、豊かな心と健やかな身体、国際理解や語学力など「人間としてたくましく生きる力」を育む、片品らしい小中一貫教育の充実を図るとともに、教育施設・設備の充実、全国で唯一の「自然環境科」がある尾瀬高校との魅力ある中高一貫教育の充実、教職員の資質及び指導力の向上を支援していきます。また、放課後などの学校を子どもの遊び場や生涯学習施設として活用を図ります。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
学校教育に対する村民満足度	%	60.4	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

### 【主な施策】

#### (1) 幼児教育の推進〔総合戦略3-1③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 親への学習機会の提供による家庭教育の充実と子育てグループ活動の促進・支援	保健福祉課	教育委員会
② 小学校と連携した保育所での就学前教育の充実と幼保一元化の検討	教育委員会	保健福祉課

#### (2) 教育内容の充実〔総合戦略3-1③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 知的な興味や学ぶ意欲を高める授業、将来の生活や仕事につながる授業、読書活動の充実、尾瀬学校など、「知ることを学ぶ」「為すことを学ぶ」授業の推進	教育委員会	－
② 一人ひとりの多面的な能力や個性を認め、ほめて伸ばす自尊・自立教育の推進	教育委員会	－
③ 地域の歴史・伝統文化やスポーツ、自然、産業などを活かした次代のむらづくりを担う郷土理解教育や人権教育など「共に生きることを学ぶ」体験教育の推進	教育委員会	－
④ 情報機器の活用と意見発表や議論の機会の充実など、情報収集・編集・発信・コミュニケーション能力の向上	教育委員会	－
⑤ 国際観光時代に向けたALT（外国語指導助手）による語学教育や国際理解教育、国際交流機会の推進と充実	教育委員会	－

⑥ 障害のある子どもへの多様な就学の場の提供と環境の整備	教育委員会	-
⑦ 研究校指定、教育研究会の自主研究活動、研修など、教職員の資質と指導力の向上	教育委員会	-
⑧ 環境教育、職業体験、スポーツなどへの民間講師の導入 (マイタウンティーチャーや学校支援センターなど)	教育委員会	-
⑨ 中高一貫教育の充実のため尾瀬高校との交流事業や自然観察会などの開催及び支援	教育委員会	-

(3) 健康・体力の増進と心の教育、安全教育〔総合戦略 3-1③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 家庭における「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底	給食センター	教育委員会
② 片品の伝統食などを学校給食へ採り入れることや、農業体験などによる食育・食農教育の推進	給食センター	農林建設課 教育委員会
③ 体を動かす楽しさや多様な運動の体験による、スポーツ習慣の確立と体力づくり	教育委員会	-
④ 挨拶の徹底やクラスづくり、クラブ活動や部活動、学校行事での異年齢交流などによる仲間づくりを通し共に生きる力の向上	教育委員会	-
⑤ 「いじめ」や「不登校」などのないクラスづくりや相談・指導体制の充実	教育委員会	-
⑥ 障害児との統合教育の推進	教育委員会	保健福祉課
⑦ 地域福祉活動への参加や環境への取組など、ボランティア教育の推進	教育委員会	保健福祉課
⑧ 学校での災害や登下校時などの交通事故・犯罪から、自らの安全を自らが守る教育の推進	教育委員会	-
⑨ 放課後や夏季休業中などにおける子どもたちの居場所づくりの「かたしな子ども学校」の充実	教育委員会	-

(4) 教育環境の整備 **〔重点施策〕**〔総合戦略 3-1③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 地域の防災拠点となる体育館や校舎などの耐震性の向上と防災設備の充実	教育委員会	総務課
② 校舎や体育館、プール、学校給食センター、パソコンやソフトなど、教育施設・教育機器の計画的な修繕と整備	教育委員会	－
③ 障害児の受け入れや、地域の高齢者・障害者の利用に対応した、学校のバリアフリー化の推進	教育委員会	－
④ 学校図書室の充実と各クラスへの情報機器・ソフトの充実	教育委員会	－
⑤ スクールバスの活用	教育委員会	－
⑥ 奨学金の充実	教育委員会	－

(5) 学校と地域との連携 **〔総合戦略 3-1③〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 悩みを持つ児童・生徒や保護者への相談・指導の充実	教育委員会	－
② 学校行事への協力や研修会などの参加を通じた、学校と家庭・地域の教育力の向上	教育委員会	－
③ 放課後や休日の児童・生徒の遊び場・居場所、生涯学習の拠点として、学校を積極的に地域に開放	教育委員会	保健福祉課
④ 学校情報提供の充実と学校運営協議会・地域学校協働本部との連携・協力	教育委員会	－
⑤ 片品村総合産業文化展や文化センターでの映画会、尾瀬文学賞俳句大会などへの児童・生徒の参加	教育委員会	－

## 3-1-2 社会教育

### ■現状と課題

国際的な観光や交流の時代と高度情報化の時代を迎え、オンリーワンの観光資源や新商品・サービスの開発、若者雇用の安定化、住民のむらづくり活動の活発化など、さまざまな地域課題の解決に取り組み、心豊かな生活を楽しむことが求められています。また、子育てに不安を持つ保護者の学習機会や子どもどうしの遊び、交流、自然体験、生産・生活体験など、親子の教育の充実が求められています。

本村では、公民館や片品村文化センターを利用し、さまざまな講座や自主グループ活動、講習会やコンサート、文化祭などが開かれています。また、尾瀬じどうかんに併設されている図書室は、県の移動図書事業と連携し図書の貸し出しをおこなっています。

今後は、子どもの自立に向けた体験機会の充実や若者・女性の職業能力の向上、若者の自主的な活動への支援、地域産業活性化に向けた研究活動、国際理解・外国語学習など、豊かな心を育む重点的な取組が求められます。

### ■基本方針

だれでも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現に向け、若者や女性の職業能力の向上や語学学習の支援を通して社会教育の向上を図るとともに知識や能力の向上や、国際理解・語学学習を支援するとともに、片品村文化センターや公民館の活用、学校の開放、指導体制の充実などにより、自主学習グループ活動の充実を図ります。特に、自主的なイベントや祭り、文化・スポーツ活動など、青少年が地域で活躍できるよう支援します。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
生涯学習・生涯スポーツの充実 に対する村民満足度	%	55.8	60.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 生涯学習推進体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 生涯学習推進協議会の活性化と教育委員会を中心に各課が連携した、子どもから高齢者まで、学校、家庭、地域の相互協力による、総合的な生涯学習推進体制の整備	教育委員会	－
② 趣味やスポーツ・レクリエーション活動の自主的な地域クラブ活動への移行と、子どもや若者の自立に向けた人づくり、国際観光や特産品づくりなど産業活性化に向けた学習活動の推進	教育委員会	－
③ 指導者研修事業の拡充による生涯学習指導者の育成や生涯学習ボランティアの促進	教育委員会	－
④ 県や近隣市町村と連携した、幅広い学習情報の収集・提供と生涯学習相談体制の充実	教育委員会	－
⑤ 小中学校や尾瀬高校など、地域と学校の協働による取組の推進	教育委員会	－
⑥ 利根沼田文化会館・視聴覚ライブラリーとの連携	教育委員会	－
⑦ 生涯学習施設として学校施設（校庭、体育館など）の開放と利用促進	教育委員会	－
⑧ 個人・少人数、夜間の利用など、公民館や各地区の集会所など生涯学習施設の利用機能の拡充	教育委員会	－
⑨ 生涯学習の拠点となる生涯学習施設の整備推進	教育委員会	－

(2) 社会教育の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 子どもの体験活動や若者・女性の職業能力向上・起業に向けた学習・研究活動の支援	教育委員会	むらづくり 観光課
② 関係各課との連携による住民のむらづくり活動に向けた学習・研究活動の支援（健康、介護、人権、男女共同参画、環境、生涯学習、新生活、ボランティア活動など）	教育委員会	保健福祉課 むらづくり 観光課
③ 関係各課との連携による地域産業活性化に向けた学習・研究活動（パソコン教室や起業塾、国際理解・語学学習など）の支援	教育委員会	－
④ 生涯学習の成果や豊かな知識、技術、知恵を活かせるボランティア活動や発表・展示のための環境整備	教育委員会	－
⑤ 学習機会、団体・グループ（サークルやクラブ）、施設、指導者、広域や県生涯学習センターでのイベントなどの情報収集とホームページなどでの広報の充実	教育委員会	－

⑥ 図書室蔵書の充実やボランティアによる図書館活動などの充実	教育委員会	-
--------------------------------	-------	---

(3) 家庭や地域の教育力の向上と子どもや若者の自立支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 家庭の教育力の充実に向けた支援（家庭行事、遊び、生活習慣やしつけ、健康など子育て講座、読書習慣の促進など）	教育委員会	-
② 地域の教育力の充実に向けた支援（子ども会活動やスポーツ少年団、地域での多様な体験活動など）	教育委員会	-
③ 「かたしな子ども学校」事業による子どもの安全な居場所づくりの支援及び地域ボランティアによる学校の教育活動への支援充実	教育委員会	-
④ 交通事故や犯罪被害などの防止に向けた各地域で子どもを見守る取組の促進	教育委員会	-
⑤ 各地域での子どもたちの自立に向けたキャンプや職業体験などの機会づくりの支援	教育委員会	-
⑥ 若者の自主的な交流やイベント、学習活動、むらづくり活動やボランティア活動、祭りや地域行事、研修や国際交流などの支援	教育委員会	-
⑦ 片品村 PTA 連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、青少年健全育成中央会議、青少年育成推進員連絡協議会との連携による青少年健全育成の推進	教育委員会	-
⑧ 青少年の活動をアドバイスする指導者の育成	教育委員会	-
⑨ 青少年や家庭に対する情報提供と相談体制の整備	教育委員会	-



## 3 - 2 文化・スポーツ

### 3 - 2 - 1 文化・芸術

#### ■現状と課題

本村には、全国でも珍しい猿追い祭りやつめっこ祭り(花咲)、にぎりっくら祭り(越本)、金精信仰(東小川)、十二講、祇園祭などの神祭りや、花火大会、盆踊り大会、尾瀬太鼓発表会などさまざまな文化イベントがおこなわれています。また、文化財は、国指定の特別天然記念物・尾瀬、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、重要無形文化財・猿追い祭り、重要文化財・丸沼ダムのほか、県指定の天然記念物6、重要文化財1、村指定の天然記念物24、重要文化財11、重要石造物文化財12、無形文化財4、史跡2があります。そして住民による片品村文化協会(8部)と生涯学習グループなどが活発な活動をするとともに、片品村文化センターなどを利用して、村や文化団体が主催するコンサートや映画祭、おやこ劇場、総合産業文化展、講演会などがおこなわれています。さらに、工芸家や芸術家のU・Iターン(帰郷や移住)もみられ、イベントなどもおこなわれています。

今後は、これらの歴史・文化を受け継ぎ、村民の交流の場・楽しみ・誇りとしていくとともに、観光資源として活用、情報発信していくことが課題です。また、子どもから大人まで村民が気軽に文化・芸術にふれ、楽しめるむらづくりが求められます。

#### ■基本方針

村民が日常的に歴史・文化に親しむ、心豊かなむらづくりに向けて、伝統行事や伝統芸能、生活・産業文化、史跡・文化財などの掘り起こしと保存・継承・活用に努めるとともに、村民の自主的な創作活動への支援を充実し、交流人口の拡大にもつなげます。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
伝統文化の継承・発展、文化財の保護・活用に対する村民満足度	%	54.4	60.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 祭りや伝統行事、文化財などの保存と継承

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 猿追い祭り、つめっこ祭り、にぎりっくら祭り、金精信仰、十二講、祇園祭、禹王の碑などの保存・伝承と、世代間交流、郷土教育などへの活用、地域間交流の推進、国際観光資源としての活用	むらづくり 観光課	—
② 盆踊り大会、花火大会、越本御神火祭などの行事への協力	むらづくり 観光課	—
③ 尾瀬太鼓愛好会など、新しい片品村の郷土芸能の発掘と継承・発展	むらづくり 観光課	—
④ 村内に点在する重要文化財や天然記念物の保存と史跡めぐりイベント、「歴史散歩道」整備などによる活用	教育委員会	—
⑤ 文化財・史跡に対する村民の意識向上、文化財調査委員などによる調査、発掘・保存・整備の推進	教育委員会	—
⑥ 国際観光や歴史文化探訪観光に対応したガイドボランティアの育成	むらづくり 観光課	教育委員会

(2) 文化・芸術活動への支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 多様な地域クラブ活動（自主サークル）の活発化と、文化・芸術を楽しみ、創造するむらづくり	教育委員会	—
② 文化協会など文化団体活動の支援、活動の広報や成果発表の場の提供、他市町村や外国との文化交流の支援	教育委員会	—
③ 住民団体や村主催の講演会、コンサート、映画会、演劇公演、総合産業文化展などの充実と、片品村文化センターの活用促進への支援	教育委員会	農林建設課
④ 小暮真望ギャラリー（花の駅片品）や戸倉の「尾瀬ぷらり館」の活用	むらづくり 観光課	—
⑤ ボランティアの協力による片品村文化センターの活動内容の充実	教育委員会	—

## 3-2-2 スポーツ・レクリエーション

### ■現状と課題

健康志向が高まり、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ人が増える一方、子どもや若者の野外遊びやスポーツ離れによる生活習慣病や体力低下が心配されます。

本村には、スキー場5、テニスコート372、体育館27、サッカーグラウンド23など民間のスポーツ観光施設が数多くあるほか、村の施設としては、村民グラウンド1、体育館6（東小川・土出・武尊根・花咲・武尊・越本）、広場2（山村、ふれあい）、ジャンプ台2（ノーマルヒル・スモールヒル）、弓道場1などがあり、学校体育施設も活用されています。スポーツ団体としては、体育協会のもとに、種目別に19競技団体、8支部、スポーツ少年団2団体があるほか、スポーツ推進委員15人などがあります。区対抗のスポーツ大会として、村民運動会、グラウンドゴルフ、ソフトボール、ゴルフ、野球、スキーがおこなわれています。また、数多くの施設を活用してスキー観光や全国的なスポーツ大会、合宿などに広く利用されています。

今後は、健康づくりへの関心の高まりがみられる中で、ウォーキングなどの有酸素運動への取組を進めるとともに、身体的負担が少なく、いつでも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会と場の維持・整備、四季を通じたスポーツ観光の促進が求められています。また、地区への負担の多いスポーツ大会などの整理検討や老朽化によるスポーツ施設の整備などが求められます。

### ■基本方針

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、健康増進のためのプログラムの充実や施設・設備の充実を図るとともに、スポーツクラブの充実、指導者の育成やスポーツ教室・スポーツイベントの開催などに努めます。また、高地環境を活かした各種スポーツ合宿の受け入れを促進します。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	担当課
社会体育施設利用回数	回	1,591	1,670	教育委員会

・出典元及び概算根拠など：教育委員会(成果報告書)

【主な施策】

(1) 健康スポーツの振興

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 生活習慣病の予防や高齢者の寝たきり・認知症予防に向けた、「30分ウォーキングやサイクリング」「歩くスキー」などの有酸素運動の推進	保健福祉課	－
② 健康づくりスポーツ活動の指導者の育成とウォーキング・イベントなどの推進	保健福祉課	教育委員会
③ 放課後の学校の利用などによる、運動不足の子どもが身体を動かす外遊びの機会の充実	教育委員会	保健福祉課
④ 生涯スポーツの普及・定着に向けた、誰でも気軽に参加できるニュースポーツなどの各種のスポーツ教室やイベントの開催と情報の提供、指導者・スポーツボランティアの確保・育成	教育委員会	－
⑤ 各種スポーツ施設を活用したスポーツ合宿やイベントなどの受け入れ	むらづくり 観光課	－

(2) 競技スポーツ活動への支援

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 体育協会各競技団体やスポーツ推進委員、スポーツ少年団、公共体育施設開放運営委員会などの活動の支援	教育委員会	－
② スポーツ大会の誘致と支援	教育委員会	－
③ 区対抗行事や各種スポーツ大会開催の支援	教育委員会	－

(3) スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 既存の体育館などスポーツ施設の維持・修繕と施設の整理、総合運動場整備の検討	教育委員会	－
② 学校施設（グラウンド、体育館など）の地域開放と村民の利用促進	教育委員会	－
③ 学校体育施設を含む公共体育施設の管理体制、利用手続きの見直しなど、村民などの有効活用に向けた運営面での改善	教育委員会	－
④ 身近なウォーキングコースの整備と観光客を含めた利用の促進	むらづくり 観光課	教育委員会
⑤ レクリエーション施設の維持・修繕及び施設利用の有料化の検討	教育委員会	－

## 第4節

## 環境・安全：快適で安全な生活のために

尾瀬湿原を始め、美しい花にあふれた自然の中で、持続的発展が可能な、快適で安全、便利な暮らしづくりを進めます。

【関連する SDGs】



環境・安全：快適で安全な生活のために	4-1	生活環境
	4-2	生活安全
	4-3	地域基盤
	4-4	情報・エネルギー

### 4 - 1 生活環境

#### 4 - 1 - 1 自然環境

#### ■現状と課題

本村は、尾瀬国立公園と日光国立公園の2つの国立公園を有し、尾瀬国立公園(37,200ha)はラムサール条約の湿地に登録されています。今後は、世界の人々を魅了する美しい自然の保護と外国人観光客の受け入れ体制の整備が求められます。

平成の名水百選に認定された水源地域である本村では、森林保全のための植林や育成、治山工事や河川整備とともに、公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備が進められ、河川の水質保全に努めています。また、尾瀬清掃や河川・道路清掃、登山道の維持補修、ザゼンソウ群落地や水芭蕉の保護・整備などをおこなうとともに、民間開発では土地開発事業指導要綱による指導をおこなっています。

近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生しているなかで、ダムの治水の役割が注目されています。本村でも河川の流域治水対策として、本村、利根町、白沢村、旧沼田市地域の洪水被害を最小限にするために、調査・研究を進めています。

自然環境への関心が高まっている現在、尾瀬を有する本村は自然を保護・活用する全国の先進地域として、村民とともに取組を先導していくことが求められます。

## ■基本方針

環境学習の充実や清掃美化活動など環境ボランティア活動の充実を図りながら、貴重な尾瀬湿原や森林・河川湖沼の保全と活用、排水対策の推進、自然に配慮した河川や道路の整備、適正な土地利用の誘導などに取り組みます。また、河川の流域治水対策として戸倉ダムの建設に向け、調査・研究を進めます。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
尾瀬自然体験学習実施校	校	0	1	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：尾瀬保全推進室

### 【主な施策】

#### (1) 自然環境の保全と活用

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 学校教育や社会教育での自然環境保全意識の啓発	教育委員会	－
② 尾瀬国立公園と日光国立公園に指定されている特別保護地区、特別地域、普通地区それぞれの法の遵守による開発の規制と貴重な自然（動植物）の保全と活用	むらづくり 観光課	－
③ 白根山・武尊山でのごみの持ち帰り運動、登山道の維持修繕・整備の継続、シラネアオイなどの高山植物の植生回復と植生保護、ブナ林、レンゲツツジなどの美しい自然の保全などの継続	むらづくり 観光課	－
④ 尾瀬保護財団などとの連携による尾瀬でのごみの持ち帰り運動、婦人会による尾瀬清掃、湿原の植生回復事業、尾瀬の富栄養化の防止、尾瀬交通対策連絡協議会・尾瀬美化愛護協会などによる尾瀬の自然保護活動の継続	むらづくり 観光課	－
⑤ 森林の公益的機能を高めるため、計画的な植林・育成と開発規制などによる自然林の保全	むらづくり 観光課	－
⑥ 国土利用計画にもとづく適正な土地利用の誘導と、農業委員会による適正な農地利用の促進	むらづくり 観光課	農林建設課
⑦ 生活排水の適正処理、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備による排水対策の推進、農薬・肥料の適正使用、ごみの不法投棄防止、温泉利用の適正化などによる片品川などの汚染防止と水質保全	農林建設課	－
⑧ 河川清掃、道路清掃など村民活動の推進	農林建設課	－

⑨ 戸倉ダムの建設推進のための調査・研究	むらづくり 観光課	—
----------------------	--------------	---

(2) 自然とのふれあいの促進〔総合戦略 2-1①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 森林や河川、名水百選の湧水などとふれあう自然体験学習の推進	むらづくり 観光課	農林建設課
② 自然体験の指導者の育成と受け入れ体制の整備	むらづくり 観光課	—
③ 水辺のバーベキューやキャンプ、カヌー、溪流釣りなどの川遊びのできる、親水レクリエーション環境整備の推進	むらづくり 観光課	農林建設課
④ 散策、森林浴、自然学習、自然体験、キャンプなどのできる森林の整備	農林建設課	むらづくり 観光課
⑤ 水芭蕉・ザゼンソウ群生地などの保護と利用の促進	むらづくり 観光課	—
⑥ 尾瀬ビジョン「みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ」にもとづく身障者などの利用の促進	むらづくり 観光課	—

## 4-1-2 景観

### ■現状と課題

美しい自然景観にふれ、ゆっくりと時間を過ごしたいという時代に入り、景観整備は村民生活や特に国際観光にとって大きな課題となってきました。

本村は3つの谷間の、片品川、小川、塗川などの河川沿いに集落が形成されています。そして、尾瀬、丸沼、武尊などの自然景勝地やスキー場、温泉など、自然を活かした観光がおこなわれています。

河川は片品川など床固め整備が進められています。尾瀬をはじめ、ごみ持ち帰り運動などが全体に定着してきており、「片品村景観計画」を受けた各地区での花の苗や看板整備などの取組により、道路景観や集落景観は一層美しくなってきました。

また、近年、わが国においても太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの普及が進み、SDGs も多くの自治体や企業から注目されています。太陽光発電によって自身で消費する電力を賄うことができれば、コスト削減につながるだけでなく、深刻化する地球温暖化を中心とした環境問題の解決にもつながります。一方で、自然の中に人工物を建設することになるため、景観を損なわないような設置を指導する必要があります。

今後は、ごみの不法投棄防止や河川の清掃、道路脇の景観間伐の促進、地区ごとの特色のある花づくりや自然と調和した看板づくりなど、村民とともに美しいむらづくりが求められています。

### ■基本方針

「片品村景観計画」にもとづき、自然景観や集落景観などの保全、道路などの景観整備、花いっぱい運動の継続や屋外広告物の規制、農村景観の保全、重要建造物の保全など、村民と一体となって美しいむらづくりを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
景観に対する村民満足度	%	-	70	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート



## 【主な施策】

### (1) 花の谷づくりの推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 国際観光時代に対応した花の谷づくりを目指し、花いっぱい運動の継続と地元で自生している花など地域の特徴を活かした取組	むらづくり 観光課	—
② 花の種取りや球根・宿根草・花木を村民どうして譲り合うなど創意工夫による花いっぱい運動の推進	むらづくり 観光課	—
③ 景観に対する情報提供、交流体制整備の支援など、「景観計画」・「片品村の美しい景観を守り育てる条例」にもとづく景観づくりの推進	むらづくり 観光課	—
④ 各地区で景観を考え、実行できる専門組織の創設の促進	むらづくり 観光課	—
⑤ 景観法にもとづく景観規制と誘導の検討	むらづくり 観光課	—

### (2) 自然景観の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 尾瀬・丸沼・武尊などの片品を代表する自然景観の保全	むらづくり 観光課	—
② 沿道の人工林の景観間伐と遊休農地の有効活用など田園景観の保全・創造	むらづくり 観光課	—

### (3) 家並み景観の保全と創造

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 自然景観に溶け込んだ伝統的な集落景観の保全と創造	むらづくり 観光課	—
② 屋外広告物の規制や美観に配慮した建築物などの推進	むらづくり 観光課	—
③ 公共・公益施設の緑化、集落の一斉清掃や整理整頓・不要物の廃棄などの促進	むらづくり 観光課	農林建設課
④ 国際観光時代に対応した、自然と調和したわかりやすく美しいサイン施設（案内板など）の設置	むらづくり 観光課	—
⑤ 自然や伝統的な集落景観に調和したデザインの公共建築物の整備と、民間建築物のデザインの誘導	むらづくり 観光課	—
⑥ 優れた山村景観を顕彰し、広める景観写真展の開催と片品景観百選の検討	むらづくり 観光課	—

## 4-1-3 住宅・住宅地

### ■現状と課題

本村では、昭和 62 年（1987 年）までに村営住宅 5 棟 20 戸を建設しています。一方、鎌田地区には民間アパートができており、賃貸住宅へのニーズは高いものと予想されます。

今後は、若者の定住や団塊世代などの U・I ターンを促進するために、住宅地や民間賃貸住宅の整備を促進するとともに、住宅・住環境の安全性・快適性の確保、まち並み・集落景観の整備、高齢者仕様の住宅の普及、空き家情報の提供などが求められます。

### ■基本方針

若者の定住や退職者の帰郷、田舎暮らし希望者の受け入れのために、住宅や宅地の供給に努めるとともに、高齢者が生活しやすい住宅などの整備・普及に努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
住宅・住宅地に対する村民満足度	%	-	60.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 若者の定住環境の整備〔総合戦略 3-2②〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 若者の定住、U・I ターンのための、住宅の整備と宅地・賃貸住宅などの情報提供	むらづくり 観光課	—
② 村営住宅の維持・活用	農林建設課	—
③ 空き家情報の収集、情報提供と相談業務	むらづくり 観光課	—
④ 村営・村有住宅の建設	総務課 農林建設課	—

(2) 良好な住宅・住環境の整備〔総合戦略 3-2③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 生活道路、下水道（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）など、住環境の整備	農林建設課	—
② 土砂災害や地震災害、白根山火山災害（降雪・豪雨との複合災害を含む）などに安全な住宅・住環境の整備	総務課	農林建設課
③ 情報提供や相談窓口の設置などによる高齢者仕様の住宅の普及促進	保健福祉課	—
④ 介護保険制度の住宅改修費、老人居室整備資金貸付事業、障害者住宅整備資金貸付事業などの活用による誰もが住みやすいユニバーサルデザインの家づくりの促進	保健福祉課	—
⑤ 危険廃屋解体への補助など支援の検討	農林建設課	—

## 4-1-4 公園・広場・緑地

### ■現状と課題

本村は自然豊かな環境ですが、身近な子どもの遊び場、若者やファミリーの交流、中高年の憩いと交流、健康づくりの場として、また、スポーツ・レクリエーション活動や観光客の休憩などの場として、多様な公園・広場・緑地の整備が求められています。

本村には、村中心地の寄居山公園と尾瀬大橋公園、遊歩道で結ばれた片品川沿いの片品公園・村民運動場が整備され、越本地区には運動広場（山村広場）と水芭蕉の森、花咲地区には背嶺ポケットパークが整備されています。

今後は、村民との協働による公園の効率的な維持・管理と有効活用、河川沿いの親水空間の活用、地域資源を活かした新しい観光名所の創造などが課題です。

### ■基本方針

公園や広場・緑地の整備と維持・活用を図るとともに、河川や里山などで親子が遊べる魅力ある環境の整備や新名所づくりのための調査・研究を行います。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
公園・広場・緑地に対する村民満足度	%	-	60.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 公園・広場・緑地の維持・活用

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村民の身近な遊び・憩い・交流・運動の場となる公園の維持・整備	農林建設課	－
② 村民による公園・広場・緑地や身近な里山や河川などを活用した子どもの集団遊びなどの機会づくりの促進と公園管理・活用の促進	農林建設課	－

(2) 親水公園や里山緑地の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 河川整備と並行した、若者やファミリー、観光客などの交流の場となるバーベキュー広場や親水公園の整備促進	むらづくり 観光課	農林建設課
② 景観間伐とあわせた里山の有効活用の検討	農林建設課	むらづくり 観光課
③ 水芭蕉の森の有効活用	むらづくり 観光課	－
④ 尾瀬の郷エリアにおいて観光客にも魅力ある子どもの遊び場を整備	むらづくり 観光課	－
⑤ 新名所づくりのための調査・研究	農林建設課 むらづくり 観光課	－

## 4-1-5 水道

### ■現状と課題

平成20年（2008年）に環境省より平成の名水百選として「尾瀬の郷片品湧水群」が認定されるなど、清涼な湧水に恵まれた本村では、湧水を水源として昭和12年（1937年）に鎌田地区に簡易水道を整備し、戦後の昭和24年（1949年）には組合営による水道を設置し、昭和43年（1968年）には村に移管、昭和49年（1974年）には統合して第2簡易水道が発足しました。現在は中央、南部、栗生、針山、北部、戸倉の6簡易水道により水の供給をおこなっており、施設整備などにより、年末年始など水需要の最盛期の断水は解消されました。水道普及率は99.5%（令和2年11月現在）で、1戸あたり年間使用量（専用水道等を除く）は、令和元年度（2019年度）では284 m<sup>3</sup>です。

今後は、限りある水資源の有効利用などとともに、施設の老朽化に伴う更新、整備と水道技術管理者となりうる人材の育成、使用料の滞納対策などが課題です。

### ■基本方針

豊かな湧水の活用を図るとともに、未給水地区の解消、老朽施設の整備を進め、更新計画（アセットマネジメント）や経営戦略を策定することで経営健全化を図り、将来に向けた効率的な運営と節水意識の向上に努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
水道に対する村民満足度	%	-	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 水資源の確保と供給体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 水源地の水質の汚染防止と維持管理（老朽化している水源の改修と防護フェンスの更新と整備）	農林建設課	－
② 老朽施設の更新、改修（導水管など）	農林建設課	－
③ 未給水地域の解消と計画的かつ効率的な簡易水道間の統合の検討、推進	農林建設課	－
④ 調査などによる漏水箇所の特定による安全、安心な給水と徴収率の向上	農林建設課	－
⑤ 鎌田・越本間の系統連絡管の検討、整備	農林建設課	－
⑥ 施設の耐震化と災害時の緊急給水体制の検討、整備（給水タンクの確保、応急復旧体制・相互応援体制の整備など）	農林建設課	－

(2) 水の有効利用と水道事業の効率化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村民、事業所などへの節水意識の啓発と不要水などの有効利用	農林建設課	－
② 豊かな湧水の活用の検討	農林建設課	むらづくり 観光課
③ 現地確認、調査などによる管路情報管理システムの正確性の向上	農林建設課	－
④ 使用料の滞納対策の検討、実施	農林建設課	－
⑤ 水道技術管理者となりうる人材の育成	農林建設課	－

## 4-1-6 下水道

### ■現状と課題

生活雑排水などによる河川の水質汚濁が問題となっており、生活環境の向上のためにも、下水道の整備は重要な課題です。本村では「片品村生活排水処理計画（平成23～令和2年度）」に従い、「公共下水道事業（越本・土出・戸倉）」「農業集落排水事業（花咲・菅沼）」「合併浄化槽設置整備事業（区域外）」の3つの事業がおこなわれており、令和元年度（2019年度）の汚水処理人口普及率は67.4%です。

今後は、地域性や経済性など考慮し、適切な計画の見直しを図りながら、計画的・段階的な整備を進めるとともに、整備された5地区においては加入率の向上に努め、健全な経営を目指します。また、処理に伴い発生する汚泥の資源化を図り、循環型社会の構築を目標とします。

### ■基本方針

片品川源流の村として清流の回復を目指し、生活排水処理計画にもとづき、地域性や経済性を考慮しながら公共下水道、農業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽の総合的な整備を進めるとともに、整備地区の加入率の向上や汚泥の活用などに努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
下水道に対する村民満足度	%	-	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

#### 【主な施策】

#### (1) 生活排水処理計画の見直し

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 生活排水処理計画の見直し	農林建設課	-

#### (2) 生活排水処理事業の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 整備済み5地区での下水道加入の促進	農林建設課	-
② 合併処理浄化槽の整備と、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進	農林建設課	-
③ 浄化槽汚泥の片品村一般廃棄物処理計画にもとづく処理と汚泥の資源化	農林建設課	-



## 4-1-7 環境衛生

### ■現状と課題

国では、平成12年度（2000年度）を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法を中心に、各個別法を制定あるいは改正し、ごみの減量化・再利用・再資源化などを進めています。本村の令和元年（2019年）の一人一日あたりのごみの排出量は1,491g（可燃1,319g、不燃22g、資源150g）で平成26年度（2014年度）から増加しています。総排出量については令和元年度（2019年度）2,381tでここ数年減少傾向が続いています。また、し尿処理については、施設老朽化のため平成21年度（2009年度）より沼田市外二箇村清掃施設組合に委託し処理をおこなっています。公共下水道、合併浄化槽などの普及により片品川の水質は改善されつつありますが、加入率は53.3%と低く今後の課題となっています。

今後は、循環型社会の形成に向けて、「不要なものは断る・購入しない（リフューズ）」、「ごみを減らす（リデュース）」、「再利用する（リユース）」、「資源として再生利用する（リサイクル）」の4Rの取組を促進し、最終処分場の延命を図るとともに、し尿処理や地域環境保全の体制の維持、新興感染症対策などを進めます。

### ■基本方針

一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化・資源化・再利用と処理体制の維持に努めるとともに、し尿処理や環境美化の推進、新興感染症対策の推進を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	担当課
村民一人一日あたりのごみ排出量	g	1,491	1,383	農林建設課

・出典元及び概算根拠など：環境省 一般廃棄物処理実態調査

【主な施策】

(1) ごみの減量化・再利用・再生利用の促進 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① ごみの減量化・適正処理などに向けた「一般廃棄物処理基本計画」の定期的な見直し	農林建設課	－
② 学校教育・社会教育でのごみに関する学習の推進と広報活動の充実などによる循環型社会の意識の確立	教育委員会	－
③ 環境への負荷の低い製品の利用（グリーン購入・グリーン調達）の促進	農林建設課	－
④ 生ごみ処理機やコンポスター、EM 菌などの普及促進	農林建設課	－
⑤ 地球にやさしい店舗づくりの推進による過剰包装の抑制やレジ袋の廃止	農林建設課	－
⑥ ごみの分別収集（資源、可燃、不燃、大型、有害など）の徹底と、分別収集品目拡大の検討	農林建設課	－
⑦ 家電製品や自動車など、リサイクルを義務付けられている個別物品の法にもとづいた廃棄処理の徹底	農林建設課	－
⑧ 大規模事業所に対する資源化計画などの作成の指導など、事業系ごみの減量化、資源化の推進	農林建設課	－
⑨ 尾瀬クリーンセンター・リサイクルプラザのリサイクル事業・ごみの減量化・資源化に取り組むための拠点施設化	農林建設課	－
⑩ 家庭ごみの有料化の検討	農林建設課	－

(2) ごみ・し尿の処理体制の整備 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① ごみの収集及び処理作業の安全性の確保	農林建設課	－
② カン・ガラスびん・ペットボトル・紙パック・段ボール・新聞・雑誌類に加えて、その他プラスチック容器包装類（白色トレイなど）の分別収集及び処理方法についての検討と推進	農林建設課	－
③ 尾瀬クリーンセンターの延命及び群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（広域化計画）に向けての検討	農林建設課	－
④ 令和 10 年（2028 年）頃に満杯になると予測される最終処分場の新処分場の検討	農林建設課	－
⑤ 尾瀬クリーンセンターのし尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の維持及び広域化に向けての検討	農林建設課	－

### (3) ごみの不法投棄の防止

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 不法投棄パトロールなど、河川、空き地、山林などへのごみの不法投棄防止	農林建設課	－
② 環境美化運動の促進（散乱ごみ・廃タイヤ・バッテリー・スキー用具などの回収）	農林建設課	－

### (4) 新たな衛生課題への対応

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 新興感染症の情報収集と広報、被害予防・拡大対策の推進	保健福祉課	－
② 院内感染や環境ホルモン <sup>※1</sup> 、シックハウス症候群 <sup>※2</sup> 、石綿被害、鳥インフルエンザなど、新たな環境衛生の課題の情報収集と広報、被害予防・拡大対策の推進	保健福祉課	－

---

※1 環境ホルモン：ダイオキシンやD D Tなど、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の通称で、生殖異常やがんなどを引き起こす可能性がある物質。

※2 シックハウス症候群：建材からでるホルムアルデヒドやダニ・細菌など、室内の空気汚染が原因で引き起こされる健康障害。

## 4-1-8 環境保全

### ■現状と課題

地球温暖化による世界的な異常気象など、地球環境問題への国際的な取組が求められるとともに、生活に潤いを与える身近な生活環境の保全が求められています。

本村においては、地球温暖化防止に向けて、省エネの取組などを進めるとともに、平成23年（2011年）の福島第1原発事故による放射能汚染に対し、平成24年（2012年）2月に食品放射能測定器を導入し、国は片品村戸倉サブセンター・沼山峠休憩所前・尾瀬沼ヒュッテ前・見晴十字路付近へ可搬式放射線量測定器（RadiPA-1000）の「モニタリングポスト」を設置して監視を続けています。

今後は、人為的行動が自然環境に及ぼす影響を常に考えながら行動し、地域環境と地球環境の保全を図ることが求められます。

### ■基本方針

温室効果ガスの排出抑制など地球環境の保全とともに、省エネルギーや身近な公害の防止に努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
環境保全に対する村民満足度	%	61.8	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 地球環境の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村がおこなう事務・事業で排出される温室効果ガスの削減	農林建設課	－
② 温室効果ガス削減に向けた村民・事業者・行政が連携した組織づくりと地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動や地域の環境情報の収集	農林建設課	－
③ 自動車使用の抑制、省エネ、環境にやさしい商品の利用など温室効果ガス排出の削減や二酸化炭素を固定する人工林の保全の促進	農林建設課	－

(2) 地域環境の保全

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 公害防止協定などによる、公害の発生予防	農林建設課	－
② 公害の監視体制の充実などによる公害の発生予防	農林建設課	－
③ 国・県と連携し、放射線量の測定と、農産物や野生生物・茸・山菜など食品への影響の監視と安全性についての啓発	農林建設課	－

(3) 省エネルギーの促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 省エネ自動車の導入と自動車使用の抑制、LED など省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正管理、施設の複合化、高断熱仕様化など、村の省エネルギーの推進	農林建設課	－
② 村の省エネルギー推進成果のPRにより、村民・事業者の省エネルギーへの取組と促進	農林建設課	－
③ マイカー観光から公共交通観光への転換へ向けた受け入れ体制整備	むらづくり観光課	－
④ 尾瀬の郷片品村の知名度を活かした地域新エネルギーの導入推進	むらづくり観光課	－

## 4-1-9 斎場・墓地

### ■現状と課題

本村では、利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑を利用するとともに、墓地は寄居山公園近くの村営共同墓地と、既存の集落墓地を使っています。

今後は、沼田聖苑の維持とともに、需給動向に対応した、村営墓地の整備が求められます。

### ■基本方針

沼田聖苑の利用促進を図るとともに、今後の需給動向を把握しながら葬祭施設や村営墓地の整備を検討します。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
斎場・墓地に対する村民満足度	%	-	70.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

#### 【主な施策】

##### (1) 沼田聖苑の利用促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 利根沼田広域市町村圏整備組合により整備された沼田聖苑の村民利用の促進	住民課	-
② 沼田聖苑の維持	保健福祉課	-

##### (2) 村営墓地の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 既存村営墓地の清掃など、整備と管理の徹底	保健福祉課	-

## 4 - 2 生活安全

### 4 - 2 - 1 消防・救急

#### ■現状と課題

本村の消防体制は利根沼田広域消防東消防署（沼田市利根町）の常備消防（21名）と片品村消防団（8分団 204名）による非常備消防で構成され、令和元年（2019年）では、3件の消火活動と390件の救急出動をおこなってきました。

旅館・民宿・ペンション・ホテルなど、200軒、約10,100人収容の宿泊施設が分散立地する観光地でもあり、消防水利や防火・避難体制の整備、防火訓練の啓蒙普及などを図るとともに、片品村消防団では、団員の確保、機材・装備の計画的整備、東消防署との緊密な連携による研修・訓練をおこなってきました。救急業務は利根沼田広域消防東消防署でおこなっていますが、救急車が1台であるため、越本に片品ヘリポートを整備し、搬送体制の強化を図るとともに、平成28年度（2016年度）にAED（自動体外式除細動器）を村内の体育館など8箇所に設置し、救急講座による啓発を図りました。

今後は、広報などによる村民への防火意識の啓発、消火・防災訓練の充実を図るとともに、山林火災への対応、消防団員の確保と昼間の消防体制の整備、情報体制の強化、国際観光時代に対応した避難・救急対策などが課題です。

#### ■基本方針

利根沼田広域消防東消防署による広域消防・救急体制の整備とともに、村内の消防団と消防施設の整備・充実を図ります。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
火災発生件数	件	1	0	総務課

・出典元及び概算根拠など：消防年報

【主な施策】

(1) 消防体制の強化〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 利根沼田広域消防東消防署の整備・充実	総務課	－
② 団員の確保など片品村消防団の強化と住民・事業所の初期消火体制の強化	総務課	－
③ 利用者や経営者の高齢化に対応した、旅館・民宿・ペンション・ホテルなどの宿泊施設の防火・初期消火・避難・救助体制の強化	総務課	－
④ 防火水槽、消火栓などの消防水利の補修や更新整備	総務課	－

(2) 防火意識の高揚〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 広報活動や防火訓練などによる村民の防火意識の高揚と自主防火・防災体制の強化	総務課	－
② 観光宿泊客・外国人観光客などへの防火思想の啓発と避難誘導體制の充実	むらづくり 観光課	－

(3) 救急体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村民・事業所への応急手当など救急処置法の周知・拡大と公共施設や観光施設などへの AED の配置	総務課	むらづくり 観光課
② ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯への火災報知器・緊急通報装置などによる地域ぐるみの救助・協力体制の確立	保健福祉課	総務課
③ 登山者への緊急時のヘリコプター搬送の救助訓練実施と外国人観光客・登山者への救急・救命体制の整備	むらづくり 観光課	－
④ 周辺市町村との連携による二次、三次救急医療の救急医療体制の強化促進	総務課	－



## 4-2-2 防災

### ■現状と課題

近年の異常気象により、各地で集中豪雨が発生するとともに、地震・火山活動の活発期に入っています。

本村は90.0%が森林に覆われ、風化分解した土壌の急傾斜の山地が多いため、台風・集中豪雨・豪雪などにより災害の発生する危険性は極めて高い状況です。また、片品川左岸には活断層が通り、中越地震では震度5弱を記録しており、地震と土砂災害との複合被害も想定する必要があります。また、日光白根山は気象庁の常時観測火山であり、日光白根山火山防災協議会において気象庁は中規模のマグマ噴火が発生した場合、片品村側に最大到達距離が13kmの火砕流が発生する可能性があるとしています。

本村では、災害時の避難所として体育館などの公共施設の有効活用をおこなう他、旅館組合と連携した1家族1部屋の避難所の整備も進めています。

今後は、各地で起きている地盤災害や地震・火山災害などの教訓をもとに、「地域防災計画」（平成25年策定）の見直しをおこないながら、崩壊防止対策事業、砂防ダム、流路工などの整備や火砕流対策を実施するとともに、村民の防災意識を醸成し、「自助」「共助」の自主的な防災活動をおこなう自主防災組織の普及を図り、村民・事業者・行政が連携して取組を進めることで、ハード・ソフト両面の防・減災対策を推進していく必要があります。また「災害応援協定」を結んでいる蕨市や「災害時相互応援に関する協定」を結んでいる上尾市、日光市などとの連携を強化します。

### ■基本方針

地域防災計画にもとづき、治山・治水・防雪・地震・火山対策を進めるとともに、村民の防災意識を醸成し、地域での自主防災組織の育成と役場の初動体制の整備などを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
防災・減災対策に対する村民満足度	%	67.1	70.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 治山・治水・防雪対策の推進〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 水源かん養保安林の保全、森林の保全・育成による森林の保水力の向上による災害の未然防止	農林建設課	－
② 土砂流出を防止するための治山事業、砂防対策事業の促進	農林建設課	－
③ 急傾斜・雪崩・土石流危険地区に対する対策事業の促進と監視体制の確立、開発の規制	総務課	農林建設課
④ 流路工・床固め工など河川整備の促進と河川管理体制の強化、雨水対策事業の推進	農林建設課	－
⑤ 治山・治水・防雪対策などにあたっての多自然型工法の採用などによる自然環境・景観への配慮	農林建設課	－

(2) 地震・火山対策の推進〔重点施策〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 公共・公益建物の耐震診断の実施と耐震性の向上、道路や橋、上下水道施設の耐震性の強化	総務課	教育委員会 農林建設課
② 日光白根山の火砕流対策の推進	総務課	－

(3) 地域防災体制の強化〔重点施策〕〔総合戦略 3-2①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 災害時の初期消火・避難誘導などを展開する各地区自主防災組織の普及・促進	総務課	－
② 各地区における防災訓練の実施	総務課	－
③ 情報連絡体制の整備（個別防災無線や災害メール配信、防災ホームページなど）	総務課	－
④ 沼田広域、日光市、蕨市、上尾市、南相馬市など、広域や遠隔地などとの相互災害応援体制の強化	総務課	－
⑤ 土砂災害防止法にもとづき、警戒区域の指定について各区で住民説明会を実施	総務課	－
⑥ 役場庁舎施設に自家発電設備導入の調査・研究	総務課	－

### 災害危険区域の指定

	区域	箇所	所管省庁
(1)	土石流危険溪流	71 (片品川)	国土交通省
(2)	急傾斜地崩壊危険区域 ア急傾斜地崩壊危険区域 イ急傾斜地崩壊危険箇所	35 (片品川) 70	
(3)	地すべり危険箇所	2 (35.6ha、27.4ha)	
(4)	土砂災害警戒区域 土石流 急傾斜地の崩壊 地すべり	182 53 127 2	
(5)	土砂災害特別警戒区域 土石流 急傾斜地の崩壊 地すべり	178 51 127 0	
(6)	雪崩危険箇所	56	
(7)	山地災害危険地区 山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 崩壊土砂流出危険地区	180 104 1 75	林野庁

## 4-2-3 交通安全・防犯

### ■現状と課題

県内の交通事故は近年、減少傾向にあります。65歳以上の高齢者が占める死者の割合は増加しています。歩行中と自転車走行中がほとんどを占め、死亡事故は夜間に多発しています。本村の交通事故発生件数は、令和元年（2019年）は、8件、死者1件と減少傾向です。

犯罪は平成15年（2003年）から12年連続で減少傾向にあります。悪徳商法や振り込め詐欺、ストーカーや家庭内暴力（児童・高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス）、カード被害やコンピュータ犯罪、子どもを狙った凶悪事件など、犯罪の巧妙化と多様化が進んでいます。本村では沼田警察署尾瀬駐在所など関係機関と連携をとりながら防犯運動の推進に力を入れてきました。

今後は、「高齢者、歩行者・自転車、夜間」などの交通事故をなくすために、道路の危険箇所の改良、交通安全施設の整備が求められるとともに、交通安全に対する村民一人ひとりの意識をさらに高める必要があります。また、子どもや高齢者に対する犯罪などの防止に向けて、地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

### ■基本方針

幹線道路や生活道路の整備、運転者と歩行者に対する交通安全教育などを進めるとともに、特に高齢者の交通安全対策を充実します。また、地域ぐるみの防犯活動により子どもや高齢者などの安全の確保を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
交通安全・防犯対策に対する村民満足度	%	69.2	80.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

## 【主な施策】

### (1) 道路交通環境の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 交通事故の原因調査にもとづく、歩車道の分離、交通危険箇所の改良、通学道や自転車専用道路の整備	総務課	農林建設課 教育委員会
② ガードレール・カーブミラー、道路表示の設置、凍結による事故多発場所の手前に注意を促す看板など、交通安全施設の整備	総務課	農林建設課

### (2) 交通安全意識の高揚と被害者対策の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 交通指導員による交通指導など、幼児と高齢者を中心に、幅広い年齢層を対象にした交通安全教育の推進	総務課	－
② シートベルトやヘルメット、夜光反射材の着用、飲酒運転の防止など、運転者に対する交通安全意識の徹底	総務課	－
③ 高齢者への夜光反射材グッズの配布と夜間歩行時の着用の促進	総務課	－
④ 心配ごと相談所での交通事故相談業務の充実	総務課	－

### (3) 防犯体制の強化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 被害事例や犯罪の手口など各種啓発資料の配布、防犯教育や防犯講座、防犯相談、防犯指導による防犯意識の高揚	総務課	－
② 地域防犯活動の促進と、学校・家庭・地域・行政・警察などの相互協力による地域ぐるみの防犯体制の強化	総務課	教育委員会
③ 防犯パトロールの実施など、家庭や地域との連携による学校・通学路などでの子どもの安全確保	教育委員会	－
④ 夜間の犯罪防止に向けて、危険箇所などへの人感センサー付の防犯灯・街路灯の設置と適切な維持管理	総務課	－
⑤ 家庭や地域との連携による青少年の非行の防止と薬物乱用の防止	総務課	－
⑥ 関係機関・各課・地域の連携によるストーカーや家庭内暴力（児童・高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス）の被害防止	総務課	保健福祉課

## 4-2-4 消費生活

### ■現状と課題

インターネット販売や通信販売・訪問販売などの増加、次々と開発される新製品・新サービスや外国製品の輸入増、クレジットカードの普及と消費者金融の普及、製造物責任(PL)法の施行、消費者契約法の制定など、消費生活は大きく変化してきており、さまざまなトラブルも生じています。

今後は、的確な情報を提供し、消費者の意識を高めるとともに、相談体制の整備を進めていく必要があります。

### ■基本方針

通信販売やカードの普及など、消費生活の多様化・高度化・複雑化による消費者の不安やトラブルに対し、情報の提供と相談体制の充実、消費者活動の促進に努めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	担当課
消費相談あつ旋人数	人	0	5	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：むらづくり観光課

## 【主な施策】

### (1) 情報提供と相談体制の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 消費者トラブル、悪徳商法、カード破産や便利な新製品・新サービスなどに関する情報の収集と提供	むらづくり 観光課	—
② 県消費生活センターや沼田広域の沼田市消費生活センターの苦情相談体制周知と相談しやすい体制づくり	むらづくり 観光課	—

### (2) 消費者活動の促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 消費生活展などの支援	むらづくり 観光課	—
② 食品の安全性やリサイクル活動などの支援	むらづくり 観光課	—
③ 村内で買い物をしてもらえるような工夫	むらづくり 観光課	—

## 4 - 3 地域基盤

### 4 - 3 - 1 土地利用

#### ■現状と課題

平成9年（1997年）の本村の総面積は39,201haで、森林35,706ha（91.1%）、農用地873ha（2.2%）、水面河川585ha（1.5%）、道路291ha（0.7%）、宅地185ha（0.5%）、その他1,560ha（4.0%）で、農用地の内訳は田227ha（0.6%）、畑562ha（1.4%）、採草放牧地83ha（0.2%）です。約1/2にあたる東北部一帯は、尾瀬国立公園の指定を受け、優れた自然環境の保全と整備、活用が図られています。また、昭和30年（1955年）代からスキー場、ゴルフ場、ペンション村の開発、民宿村やスポーツ施設、温泉などの開発が進められましたが、平成4年（1992年）をピークに観光客は減少を続けています。本村では、平成11年（1999年）に「国土利用計画」を策定し、計画的な土地利用の推進を図っています。

今後は、尾瀬を始めとする貴重な自然環境の保全と自然を活かした観光利用を進めるとともに、若者定住のための住宅地と居住環境の整備、優良農用地の保全と遊休農地の有効活用などが求められます。

#### ■基本方針

国土利用計画にもとづき、自然公園区域などの森林や優良農用地の保全を図るとともに、防災や景観に配慮した土地利用の誘導と、遊休地の有効利用の促進を図ります。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
土地の利活用事業箇所	箇所	5	6	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：国土利用計画法



【主な施策】

(1) 自然的な土地利用の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 自然公園法にもとづく、尾瀬、丸沼、菅沼などの自然の保全・再生と、自然への負荷を再生可能なレベルにした観光・レクリエーション利用の推進	むらづくり 観光課	－
② 森林の保全と育林の推進	農林建設課	－
③ 水田などの環境・景観の保全と遊休農地の有効活用	農林建設課	

(2) 土地の有効利用の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「総合計画」「国土利用計画」「農業振興地域整備計画」などにもとづく計画的な土地利用の推進	むらづくり 観光課	総務課 農林建設課
② 自然環境・景観や防災など安全性を重視した、関係法令や「片品村景観計画・景観条例」にもとづく適切な開発誘導と開発指導	むらづくり 観光課	－
③ 「尾瀬の郷」エリアのにぎわいづくりに向けた空き店舗活用と土地利用の誘導	むらづくり 観光課	－
④ 企業立地、観光振興にあたっての土地利用の支援	むらづくり 観光課	－
⑤ 優良農用地の保全・整備と遊休農地の有効活用	農林建設課	－
⑥ 村有地の有効活用	総務課	－
⑦ 危険廃屋解体による土地の有効利用への支援検討	農林建設課	－

## 4-3-2 道路

### ■現状と課題

村内には沼田から日光へ国道120号線、大清水へ国道401号線が、みなかみ町へ主要地方道水上・片品線、川場村へ主要地方道平川・横塚線が走っており、平成25年(2013年)には椎坂トンネル(椎坂バイパス)が完成し、沼田ICまで約10分間の短縮と、冬季スキー客の混雑緩和が図られました。

今後は、災害時の孤立防止と安全性・利便性の向上に向け、国道の拡幅改良、尾瀬の郷エリアとビューポイントの整備、金精峠の年間開通などが求められます。また、幹線道路の整備はほぼ完了したことから、適切な維持管理と改良、ユニバーサルデザインの安全な道づくり、フラワーロード整備、防災や交通安全機能の充実、健康ウォーキングの道づくりなど、生活道路の質的な向上が課題です。

### ■基本方針

国道120号線、401号線、主要地方道水上・片品線、平川・横塚線など幹線道路の拡幅改良、金精峠の年間開通、尾瀬の郷エリアとビューポイントの整備などを国・県に要望するとともに、安全で美しい、ユニバーサルデザインの道づくりなど、村道・農道・林道などの総合的・計画的な整備を進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
年間歩道改良箇所数	箇所	5	10	農林建設課

・出典元及び概算根拠など：農林建設課

【主な施策】

(1) 幹線道路の整備促進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村道・農道・林道など、村内道路の長期的・総合的な計画にもとづく整備	農林建設課	－
② 災害時の孤立防止と冬期の渋滞解消に向けた国道 120 号線の金精峠年間開通、国道・県道の拡幅化の関係機関への要請	農林建設課	－
③ 通行客の休憩と情報提供の場となる尾瀬の郷エリアとビューポイント（眺望拠点）整備	むらづくり 観光課	農林建設課

(2) 生活道路網の整備

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 集落内への緊急車両や除雪車の通行に向けた幹線村道の拡幅や未改良路線の改良の計画的な推進	農林建設課	－
② 生活道路としての役割も持つ農道、林道の系統的な整備・改良	農林建設課	－
③ 村民の健康増進と歩く観光地づくりに向けたウォーキングコース、歩くスキーコースの整備	むらづくり 観光課	－
④ 村民との協働による村道の整備・維持管理の推進	農林建設課	－

(3) 道路環境の向上

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 道路の拡幅、急カーブなど交通事故危険箇所の解消、交通安全施設の設置、冬季凍結道路の改良など安全な道路づくり	農林建設課	－
② 計画的な補修、すみやかな災害復旧など、道路の適切な維持管理	農林建設課	－
③ 高能率な除雪機械の整備・充実など、村道の効率的な除雪	農林建設課	－
④ ごみの不法投棄の解消と清掃活動の推進	農林建設課	－

## 4-3-3 公共交通

### ■現状と課題

マイカーの普及により、公共交通の維持が困難になる一方、団塊世代のマイカーリタイアなど高齢化と過疎化、大都市の若者のマイカー離れが進み、公共交通の役割はますます重要となってきています。

本村には、定期バスが13路線（全路線村内区間村民利用時の運賃補助を実施）、廃止路線代替バスが1路線（鎌田～花咲）あります。

今後は、高齢者や観光客の持続的な交通手段の確保に向けて、利用しやすい公共交通確保の見直しを検討します。

### ■基本方針

高齢者や通学児童生徒、観光客などのために、バス路線の利便性の確保に努めるとともに、他の交通の手法についても検討します。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	担当課
直通高速バス年間利用客数	人	1,700	1,800	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：片品村観光協会

【主な施策】

(1) バス交通の維持・充実と利用促進 **〔重点施策〕** [〔総合戦略 2-1③〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 通勤・通学・買い物・通院、観光などのバス利用の促進と運行の確保	むらづくり 観光課	—
② 村民や観光客に便利な運行ダイヤの見直しや路線網の充実、フリー乗降の導入検討などによるバス利用の促進	むらづくり 観光課	—
③ スクールバスなどを利用した交通手法の検討	むらづくり 観光課	—
④ 国際観光の推進や尾瀬の郷エリア整備に伴う鎌田～日光間の観光バスの整備	むらづくり 観光課	—
⑤ 成田空港・東京国際空港・東京駅などからの直通高速バスの検討	むらづくり 観光課	—
⑥ 協定自治体とのシャトルバス運行、実験、検討	むらづくり 観光課	—

## 4 - 4 情報・エネルギー

### 4 - 4 - 1 地域情報網

#### ■現状と課題

携帯電話・スマートフォンやタブレット・パソコンの普及、インターネットによる情報発信や情報交換、注文・販売の拡大、地上デジタルテレビ放送への移行など、急速に情報化が進んでおり、グローバル時代に対応した情報化の推進を図っています。

本村では、「片品村情報化推進計画」（第1次、2次）のもとで、庁内情報ネットワークの整備、ホームページ開設、地上デジタルテレビ放送難視聴エリアの解消や FTTH（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム：家庭向け光通信網）による情報通信インフラの整備に取り組んできました。

今後は、片品村の仕組みを活かしながら、引き続き行政手続きの情報化など住民サービスの向上を図るとともに、情報通信技術（IT）などに精通した人材の養成をおこない、国際観光地としての公衆無線 LAN の整備、世界へ向けた村内情報の集約・発信を充実することが課題です。

#### ■基本方針

片品村の規模にあわせた行政手続きの情報化をさらに進めるとともに、国際観光時代に対応した公衆無線 LAN 整備と情報受発信力を高め、住民サービスの向上と地域産業の振興を図ります。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
情報基盤の整備・活用に対する村民満足度	%	56.9	60.0	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：住民アンケート

【主な施策】

(1) 行政情報化の推進 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① GIS を利用した災害情報システムの構築及び運用	総務課	－
② 電子申請システムの構築及び運用	総務課	－
③ 電子納付システムの構築及び運用	住民課	－
④ 学校教育ネットワークの構築及び運用	教育委員会	－
⑤ 情報バリアフリーを採り入れた、各課によるホームページの充実	総務課	－

(2) 地域情報化の推進 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村内全域へのブロードバンド（超高速通信回線：光ファイバーや ADSL など）の整備（地域間格差の解消）	総務課	－
② 国際観光時代に対応した公衆無線 LAN の整備	むらづくり 観光課	－
③ 国際化に対応した情報収集・編集・発信能力の向上など、学校教育や社会教育における情報・コミュニケーション教育の充実	教育委員会	－

## 4 - 4 - 2 地域新エネルギー

### ■現状と課題

石油や石炭などの化石燃料の大量消費により、地球温暖化の進行や異常気象などが進む中、令和2年（2020年）以降の温室効果ガス削減に向けたわが国の約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比▲26.0%の水準（約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）にしました。

本村においては、庁内での省エネルギーの取組や省エネの啓発活動を進めてきました。今後は、省エネの取組と並行して、地域資源を活用した地域新エネルギーの研究・開発と活用促進を求められます。

### ■基本方針

太陽熱・太陽光利用、小規模水力発電や風力発電、バイオマスエネルギー、雪エネルギーの利用など、地域新エネルギーの活用を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
施設設置で捻出可能と予測される小水力発電量（年間量）	MWh	-	2915.3	農林建設課

・ 出典元及び概算根拠など：県有望地点調査



## 【主な施策】

### (1) 地域新エネルギーの活用

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 太陽熱利用や太陽光発電、農業用水などを利用した小水力発電、風車、バイオマスエネルギー <sup>※1</sup> 、温度差エネルギー <sup>※2</sup> など新地域エネルギーの調査・研究	農林建設課	－
② ソーラーハウス（太陽光発電、太陽熱温水器など）、小規模水力発電、木質バイオマス暖房（炭や薪、ペレットストーブ）、汚泥や生ごみなどのメタンガス利用、コージェネレーション <sup>※3</sup> の導入など、地域新エネルギーの利用促進	農林建設課	－
③ 避難場所、公共施設等への電源（予備電源としても併用）として、太陽光発電システム導入の調査・研究（太陽光発電+蓄電池）	総務課	－

---

※1 バイオマスエネルギー：木材や生ごみ、し尿、汚泥などの生物資源の熱やメタンガスによるエネルギー。

※2 温度差エネルギー：冷水や雪などを使った、ヒートポンプや熱交換器によるエネルギー。

※3 コージェネレーション：内燃機関、外燃機関などの排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システム（エコウィル、エネファームなど）。

## 第5節

## 産業・雇用：若者がいきいきと働くむらづくりのために

高原野菜や果物などの生産、尾瀬や温泉、農業、スキー場、歴史・文化などの地域資源を活かした国際的な体験・滞在・反復型の観光地を目指し、若者が働きたくなる活気のある産業のむらづくりを進めます。

### 【関連する SDGs】



産業・雇用：若者がいきいきと働く  
むらづくりのために

5-1 ものづくり

5-2 商業・観光・雇用

## 5 - 1 ものづくり

### 5 - 1 - 1 農業

#### ■現状と課題

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）により、高付加価値の農産物生産へのシフトがおり、農産物全体の価格低下が懸念される一方、安全で質の高い農産物の輸出チャンスが生まれています。

本村の農家数は413戸（うち、認定農業者91人、専業農家70戸、第1種兼業農家26戸）、農業就業者数は345人です。平成30年度（2018年度）農業産出額（推計）15.9億円で高原野菜がほとんどを占めています。兼業農家の高齢化が進み、後継者不足や担い手農業者は減少していますが新たな就農者も微増しています。

本村では、急峻な地形、夏の冷涼な気候、高地ならではの昼夜の気温差を生かした、より高付加価値の高原野菜（トマト・トウモロコシ・レタス・大根など）や舞茸、りんご、そして在来種の大白大豆や花豆などの豆類並びに冷涼な気候を活かした花卉栽培がおこなわれています。今後は、トマトのブランド化、道の駅などでの農産物などの直売、収穫体験や「尾瀬ブランド」の加工食品、新規就農者の受け入れなどに取り組みます。

村では平成17年（2005年）に構造計画特別区域計画「尾瀬の郷・片品村どぶろく特区」の認定を受け、平成28年（2016年）に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を更新、平成30年（2018年）に「中山間地農業ルネッサンス事業に係る片品村ビジョン」を作成し毎年見直しをおこない支援に取り組んできました。

今後はさらなる高付加価値型農業のさらなる推進のために、冷涼な気候を活かしたブランド農産物の育成と、観光と連携した名物料理・名物お土産などによる地産地消の推進、

ブランド加工品の生産・販売・担い手の確保が課題となります。また、年々増えている有害鳥獣被害はさらに深刻化し野菜など作付の減少に結びついており、有害鳥獣被害防止対策の課題が顕著となっています。

## ■基本方針

高地性気候を活かしたブランド農産物の振興を図るとともに、観光と連携したブランド加工特産品の開発と地産地消の推進、グリーンツーリズム（農業を活かした観光）の推進、農業後継者育成と新規就農者の受け入れなどを図ります。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年	目標値 令和7年	担当課
農業の振興に対する村民満足度	%	55.4	60.0	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：住民アンケート

### 【主な施策】

#### (1) 農業の担い手の育成・確保 **〔重点施策〕** [〔総合戦略 1-2②〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 農業への誇りを育てる農業体験教育の充実	教育委員会	農林建設課
② U ターンの農業後継者の育成と、新規就農者や複業就業者の総合的・系統的な受け入れ体制の整備	農林建設課	—
③ 家族経営協定の締結の支援など若い女性の就農支援	農林建設課	—
④ 認定農業者の確保と農業生産法人化などの支援	農林建設課	—
⑤ 省力化や農作業の受委託など、女性や退職者・高齢者の営農支援と、農業者年金制度など農業者福祉の向上	農林建設課	—
⑥ 消費者との提携、加工販売、観光農業、体験農業などの多様な小規模経営農家の支援	農林建設課	むらづくり 観光課

#### (2) 農地の保全・有効活用と土地基盤の整備 [〔総合戦略 1-2③〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 無秩序な開発の抑制と優良農地の保全・確保	農林建設課	—
② 意欲ある担い手への農地の利用集積とほ場・農道・耕作道・農業用水・排水路などの基盤整備	農林建設課	—
③ そばや花豆など花の谷景観作物栽培など、食の魅力づくりや特産加工品開発と連携した耕作放棄農地の有効活用の促進	農林建設課	むらづくり 観光課
④ 野生生物による鳥獣害対策の促進	農林建設課	—

(3)大規模農業の育成

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 農地利用の集積化と資金制度活用の促進	農林建設課	－
② 利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所普及指導課などとの連携による、研究・開発、市場開拓、営農指導、経営指導などの機能強化	農林建設課	－
③ 緑肥作物や対策植物の活用、有機肥料の活用による土づくり、輪作体制の確立など連作障害対策の促進	農林建設課	－
④ 経理・経営診断などのためのOA化の促進	農林建設課	－
⑤ 作型・品種の改良や新作物の導入などによる高収益化の促進	農林建設課	－
⑥ 観光・製造業と連携した農業従事者の冬期の雇用確保	むらづくり 観光課	農林建設課
⑦ 無理のない農業経営・農業就労の確立による経営の健全化と農業後継者の確保	農林建設課	－

(4)高付加価値型農業の推進〔重点施策〕〔総合戦略 1-2①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 安全・安心な環境保全型農業の推進	農林建設課	－
② 関係機関との連携による、野菜・果物などの適応品種の開発と生産の促進	農林建設課	－
③ 生産・加工・飲食・観光が一体となった高冷地農業（まめの谷、ワインの谷など）の推進	農林建設課	－
④ 地元特産の大白大豆や花豆、大納言小豆などの農畜産物を活用した加工食品や名物料理・名物みやげの開発と流通・販売の促進	むらづくり 観光課	農林建設課
⑤ 尾瀬の郷エリアや花の駅、とうもろこし街道などの直売所、りんご・ブルーベリー・とうもろこしなどの観光農園やオーナー制度、体験農園、農家レストラン、農家民宿など、観光農業の振興	農林建設課	むらづくり 観光課
⑥ 学校給食や宿泊・飲食施設、尾瀬の郷エリアなどと連携した地産地消の生産・販売活動の促進	農林建設課	むらづくり 観光課
⑦ 生産者や生産過程を透明化した「顔の見える」販売活動の促進	農林建設課	－
⑧ 消費者団体・グループなどとの契約栽培・販売などの促進	農林建設課	－
⑨ 農協民宿と農林漁業体験民宿などを活用した体験修学旅行や体験婚活旅行、体験ファミリー旅行などの受け入れ	農林建設課	むらづくり 観光課

⑩ 農林産物を利用した郷土料理、特区制度を活用した酒米の生産とその米でつくった濁酒の提供など、グリーンツーリズム（農業・農村体験観光）の推進	農林建設課	むらづくり 観光課
--	-------	--------------

(5) 魅力ある美しい農村づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 景観作物育成による休耕地や耕作放棄農地の活用や美しい花の庭づくり、一斉清掃など、尾瀬を有する村にふさわしい、魅力のある美しい花の谷づくり	農林建設課	むらづくり 観光課
② 農業集落排水事業など定住生活環境の整備	農林建設課	-

## 5-1-2 林業・内水面漁業

### ■現状と課題

平成13年(2001年)に「森林・林業基本法」が制定され、木材生産機能を重視する林業施策から、水源かん養や国土保全など、森林の多面的な機能の発揮が位置づけられました。

本村の森林面積は村の90.0%(36,499ha)を占め、うち70%が私有林で、その大半は社有林となっています。植林、除間伐、枝打ちなどは森林組合が受託しておこなっているほか、ボランティアによる間伐などもおこなわれています。また、本村は湖水と溪流に恵まれ、多くの釣り客が訪れており、漁業組合では毎年、片品川などに稚魚を放流し、ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖などもおこなわれています。

今後は、水源のかん養、自然景観の保全、防災、保養・レクリエーション・教育機能など、森林の多様な機能の保全・活用や茸や炭などの特用林産物の振興を図るとともに、観光と連携した内水面漁業の振興が求められます。

### ■基本方針

森林の木材生産機能や災害防止、水源のかん養、自然環境の保全、保養・観光・教育機能などの公益的機能の維持と計画的な整備を進めるとともに、溪流釣りを楽しめるよう、観光漁業の振興を図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	担当課
林業従事者数	人	15	20	農林建設課

・出典元及び概算根拠など：森林整備担い手対策

【主な施策】

(1) 生産の振興 **〔重点施策〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 片品村森林組合の経営安定と山林作業の担い手の育成・確保	農林建設課	－
② 植林・保育・間伐などの計画的な推進による生産性の向上	農林建設課	－
③ 村の名物となる新たな茸の開発、舞茸・木炭など直売所での販売、消費者との提携販売などの促進	農林建設課	むらづくり 観光課

(2) 森林の公益的機能の維持・増進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 森林の災害防止、水源かん養、景観・環境機能などの公益的機能の維持・増進	農林建設課	－
② 国有林を活用した「遊々の森」の利用など、森林の学習・レクリエーションなど多目的利用の推進	農林建設課	－
③ 学校教育や社会教育での森林や木についての学習機会の充実	教育委員会	－
④ 森林ボランティアによる森林の保全・活用の促進	農林建設課	－

(3) 観光漁業の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 片品川などへの稚魚の放流や釣り場の整備	農林建設課	－
② ニジマス・ヤマメ・イワナの養殖と特産品化の促進	農林建設課	－

## 5-1-3 工業

### ■現状と課題

国際化に伴う生産拠点の海外移転や、安価な海外製品の輸入などにより、オンリーワンの競争力のある部門などを除き、製造業は厳しい状況にあります。

本村には9の事業所があり、従業者158人、製造品出荷額などは24.0億円であり平成14年（2002年）から事業所数、従業者数、製造品出荷額などともに減少しています。平成19年（2007年）には名水を活かした誘致企業に成功しました。

本村では、名水や「尾瀬」「片品」というイメージを活かした国際観光地としての魅力を高め、既存企業の経営革新や地域の資源を活かした新地域企業づくり、企業誘致が課題です。

### ■基本方針

国際観光地としてのイメージを高め、既存企業の強化育成とともに、「尾瀬ブランド」商品の開発と新しい企業づくり、U・Iターン者の起業家支援、企業誘致などを進めます。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	担当課
企業誘致件数	件	0	1	むらづくり 観光課

・出典元及び概算根拠など：むらづくり観光課



【主な施策】

(1)新しい地域企業づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 高冷地農業などと連携した「尾瀬ブランド」「片品ブランド」の食品加工業など、地域の資源を活かした企業づくりの促進	むらづくり 観光課	農林建設課
② U・Iターン者などの技術・知識を活かした企業づくりの支援	むらづくり 観光課	—

(2)森林の公益的機能の維持・増進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 国・県の制度資金の活用などによる既存企業の経営革新の支援	むらづくり 観光課	—
② 県と連携した、村内企業や利根沼田地域の企業、大学などのコラボレーションによる既存工業の新商品・新技術開発や販路開拓などの支援強化	むらづくり 観光課	—
③ 「時計工房」のある国際観光地「スイス村」のイメージづくり	むらづくり 観光課	—

(3)観光漁業の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 国際観光地「尾瀬」「片品」のイメージアップによる、村の湧水や農林水産物などを活かした企業誘致の推進	むらづくり 観光課	農林建設課
② 本村出身者や都市との交流を通じた企業誘致の推進	むらづくり 観光課	—

## 5 - 2 商業・観光・雇用

### 5 - 2 - 1 商業

#### ■現状と課題

本村の商業は、商店数は平成 11 年（1999 年）から、従業者数、年間商品販売額は平成 14 年（2002 年）から減少しており、国道 120 号線沿いの鎌田に多かった商店も、人口の減少・高齢化による購買力の低下、交通の利便性が向上し村民が村外で買い物をする機会の増大、さらに観光客の減少によって、後継者不足により商売を継続できず、空き店舗が多くなっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、他の地区でも、同じように商店数が減少しています。

今後は、尾瀬の郷エリアの整備と国際観光の推進により、名物料理・名物みやげの開発と販売をおこなう観光商業の振興とともに、村民生活を支える地域商業の維持を図ることが求められます。

#### ■基本方針

国際観光の村づくりを進めながら、尾瀬の郷エリア整備にあわせて、名物料理・名物みやげを目玉にして鎌田商店街の再生を図るとともに、新規感染症対策を徹底しながら、住民生活を支える地域商業の維持を図ります。

#### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年度	目標値 令和 7 年度	担当課
空き家バンク取扱物件数	件	19	20	むらづくり 観光課
空き家バンク契約件数	件	11	12	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：空き家バンク台帳

【主な施策】

(1) 住民生活密着型の商業の充実

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 子どもや高齢者などの生活に密着した商店の維持・確保	むらづくり 観光課	—
② 商工会の経営改善指導、融資制度の充実による経営基盤の強化と人材育成機能の充実の支援	むらづくり 観光課	—

(2) 観光商業の振興 [〔総合戦略 1-2④〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 尾瀬の郷エリアの整備と名物料理・名物みやげの開発	むらづくり 観光課	—
② 尾瀬の郷エリアの整備にあわせた、「尾瀬ブランド」の農林産物・土産品・軽食・スイーツ・料理などを提供できる店づくりの促進	むらづくり 観光課	—
③ 観光客がぶらぶら歩きできる遊歩道や腕時計工房、画廊、尾瀬写真館や小さな美術館、カフェなどのある商店街づくり	むらづくり 観光課	—
④ 空き店舗の活用（村の特産品を扱う店舗の出店など）	むらづくり 観光課	—
⑤ 若者や女性、退職者などの新規開業の支援	むらづくり 観光課	—
⑥ 自家でとれたものを提供する「農家レストラン」づくりの促進	むらづくり 観光課	農林建設課

(3) ふるさと納税の活用 [〔総合戦略 2-3〕](#)

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① ふるさと納税の返礼品として「尾瀬のおいしい水」、「舞茸」、「スキーリフト券」などの特産品や観光資源をPRすることで販路や関係人口の拡大に努め、商工会と連携して地域経済の活性化につなげます。	むらづくり 観光課	—

## 5-2-2 観光

### ■現状と課題

わが国の国内観光は減少傾向が続く一方、日本への外国人観光客はまもなく 2000 万人時代を迎え、日本人海外旅行者を上回りました。今後は、子ども・若者マーケットの縮小が進むとともに、団塊リタイア世代のマイカーリタイアと観光リタイア、若い世代の格差社会化やインドア化が心配されます。

本村が面積の多くを占める尾瀬国立公園は、平成 17 年（2005 年）にラムサール条約登録湿地に指定され、日光の社寺が平成 11 年（1999 年）、富岡製糸場などが平成 26 年（2014 年）に世界遺産、和食が平成 27 年（2015 年）にユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界的な観光地となりうる条件ができてきました。

また本村には、「尾瀬国立公園」や「日光国立公園」に含まれる日光白根山・丸沼・武尊などの自然や 5 つのスキー場、10 箇所の温泉地（湯宿 100 軒）、合宿に利用されるスポーツ施設があり、旅館 41、民宿 53、ホテル 8、ペンション・ロッジ 85、山小屋 13、合計 200 軒、1.01 万人収容の宿泊施設がありますが、施設数はピーク時の 2 / 3 となり、施設の老朽化も進んでいます。また、農林漁業体験宿は 5 軒です。

平成 26 年度（2014 年度）に本村を訪れた観光客数は 186 万人（日帰り客が 144.3 万人、宿泊客が 42.1 万人）で、平成 4 年度（1992 年度）の観光客数 387 万人から半減し、スキー場入り込み客は平成 7 年度（1995 年度）の 172 万人から平成 26 年度（2014 年度）は 74 万人に、尾瀬への入山者数は平成 8 年度（1996 年度）の 65 万人から平成 26 年度（2014 年度）は 31 万人に減少しています。

今後は、国際観光地を目指した日光～尾瀬かたしな～富岡観光コースの開発と PR、5 スキー場の国際スキー場化、祭りや伝統食など歴史・文化観光の推進、尾瀬の郷エリア整備にあわせた名物料理・名物みやげの開発とぶらぶら歩きできる中心地づくり、ものづくり体験型観光の推進、縁結び観光の推進、花の郷づくり、こだわり観光・マニア観光への対応などが課題です。

### ■基本方針

尾瀬・丸沼・武尊などの自然環境や温泉、スキー場、腕時計製造、歴史的な祭り、郷土料理などを活かし、日光、富岡と連携して国際観光地・国際スキー場化を進めるとともに、「花と歴史とウォーキング」「温泉と食」「こだわり体験」「縁結び」「スキー・合宿」などの魅力のある観光工夫を図ります。

## ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	担当課
村有観光施設利用者数	人	359,066	400,000	むらづくり 観光課
片品村イベント回数	回	6	10	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：むらづくり観光課

### 【主な施策】

#### (1) 総合的な観光の振興 **〔重点施策〕** **〔総合戦略 1-1①〕**

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 観光基本計画の策定による総合的な国際観光の推進	むらづくり 観光課	—
② 各観光施設からの情報発信	むらづくり 観光課	—
③ 片品村の文化特色を生かしたイベント、また、地域のお祭りから誘客につなげていく取組	むらづくり 観光課	—

#### (2) 縁結び観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「尾瀬トレッキング」「尾瀬写生会」「尾瀬撮影会」「歩くスキートレッキング」「片品ランニング」「アウトドア料理教室」「バーベキューパーティ」「農業協働体験」など趣味を通じた若者の交流・交際観光の推進	むらづくり 観光課	—
② 「尾瀬コン（トレッキングなど）」「スキーコン」「ランコン（片品ランニング）」「農コン」など、若者の婚活観光の推進	むらづくり 観光課	—
③ 中高年の「おひとり様」「シングルマザー・シングルファザー」婚活観光の推進	むらづくり 観光課	—
④ 「縁結びパワースポット」の観光名所化と「縁結び」名物料理・名物みやげの開発	むらづくり 観光課	—
⑤ 尾瀬の山小屋などでの「ブライダル観光」の検討	むらづくり 観光課	—

(3) 歴史・文化観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 片品の祭りなどの歴史文化を活かした「国際観光」「こだわり観光」の受け入れ体制の整備と情報発信	むらづくり 観光課	—
② 「ぜんざいと赤飯の郷」「どぶろくの郷」「花咲そばの郷」「豆文化の郷」など、和食文化観光の推進	むらづくり 観光課	—

(4) ウォーキング観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 尾瀬や丸沼・武尊などの豊かな自然の中で、世界でも屈指の「木道ウォーキング」と「山歩き（トレッキング）」の推進	むらづくり 観光課	—
② 花いっぱい運動や集落景観の整備など美しい花の郷づくりと「花の谷ウォーキング」の推進	むらづくり 観光課	—
③ 日光街道・会津街道などの歴史マップづくりと案内板設置による「歴史の道ウォーキング」の推進	むらづくり 観光課	—
④ 尾瀬の郷エリアでのウォーキング木道やフラワーロードづくり	むらづくり 観光課	—

(5) 花観光の推進

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 水芭蕉の森とほたか牧場レンゲツツジに続く花観光拠点の整備促進	むらづくり 観光課	—
② そばやヒマワリ、花豆など遊休農地を活用した観光景観作物の栽培促進	むらづくり 観光課	—

(6) 温泉のブランド化

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 温泉郷ごとに魅力をアピールする事業を支援	むらづくり 観光課	—
② 日帰り入浴のできる宿づくりと共通入浴券など、何度も利用しやすい温泉地づくりの支援	むらづくり 観光課	—
③ 高齢者や障害者が利用しやすい家族風呂などバリアフリー化を促進	むらづくり 観光課	—
④ 温泉と名物料理とウォーキング、雪遊びなどを組み合わせた温泉地のブランド化を促進	むらづくり 観光課	—

(7) 食の魅力づくり

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 「とっちゃんげ汁」「ツメッコ」「ぜんざい」「赤飯」「たらし焼」「そば」「豆腐」「きのこ」「清流魚」「尾瀬豚」料理などの名物料理・名物みやげによる「尾瀬～日光」食の観光ルートづくり	むらづくり 観光課	—
② 山小屋料理店、農家レストラン、料理民宿、山菜・きのこ料理店、ワイナリーレストランなど、個性的な食の魅力づくり	むらづくり 観光課	農林建設課
③ 花豆・大納言小豆・とうもろこし・ブルーベリー・トマト・りんごなどの特産品を活かした食の魅力づくり	むらづくり 観光課	農林建設課
④ 尾瀬ブランドの名物みやげ開発による買い物の魅力づくり	むらづくり 観光課	—

(8) 体験観光の推進〔総合戦略 2-1①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 観光果樹園や観光農園、マイ腕時計・アクセサリ・木工房など見学・加工体験施設の活用と整備促進	むらづくり 観光課	農林建設課
② 自然体験や農業体験、工芸体験や文化・芸術体験、アルプホルン体験、スポーツ体験など、さまざまな体験を提供する組織の整備	むらづくり 観光課	—
③ 観光客参加型イベントを組み込んだ祭りや伝統行事・伝統芸能の世界へ向けた PR と受け入れ	むらづくり 観光課	—
④ 体験メニューを持った農家民宿や料理民宿など、グリーンツーリズムの充実	むらづくり 観光課	農林建設課
⑤ 尾瀬などでの夜行性動物や星座鑑賞などナイトウォーキング観光の推進	むらづくり 観光課	—
⑥ 外国人・子ども・女性向けの、動物（神使の猿とオコジョ、ホタルなど）にふれあえる体験観光の推進	むらづくり 観光課	—
⑦ 尾瀬の郷エリアなど地場産品販売拠点施設の整備・充実	むらづくり 観光課	—
⑧ 農協と観光協会、村との連携強化	むらづくり 観光課	—
⑨ 「日光～尾瀬体験」「農業体験」修学旅行の受け入れに向けた営業活動の推進	むらづくり 観光課	—

(9) スポーツ観光の推進〔総合戦略 1-1③〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 家族連れスキーヤーや高齢者、スノーボーダー、子どもや外国人の雪遊び、体験修学旅行、スキー婚活、アフタースキーなど多様なサービスのスキー観光の推進	むらづくり 観光課	—
② 各種スポーツ大会やイベントの誘致	むらづくり 観光課	—
③ スキー場連絡協議会と観光協会が連携した新たなサービスの提供	むらづくり 観光課	—
④ サッカーや野球・ソフトボール・テニス、合宿などの利用者誘致促進	むらづくり 観光課	—

(10) 国際観光の推進〔総合戦略 1-1④〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 個別手配観光（FIT：foreign independent travel）が6割を超える時代に対応した外国人観光客向けホームページやYouTube、パンフレットによるPR	むらづくり 観光課	—
② さまざまなレベルでの国際理解・語学学習機会の充実	むらづくり 観光課	教育委員会
③ 外国人観光客接客セミナーの開催	むらづくり 観光課	—
④ 観光協会、片品村民宿旅館組合連合会、村の連携によるアジア各国や欧米などへの誘致活動の推進	むらづくり 観光課	—
⑤ 「国際観光宿泊施設」の認定と施設整備への支援	むらづくり 観光課	—
⑥ 「国際雪遊びスキー場づくり」の推進	むらづくり 観光課	—

(11) 観光基盤の整備・充実〔総合戦略 2-1②・2-2〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 村中心地の活性化と若者雇用創造の拠点となる尾瀬の郷エリア整備	むらづくり 観光課	農林建設課
② 個別手配観光（FIT）時代に対応した日光～尾瀬かたしな～富岡のバス観光ルートの形成	むらづくり 観光課	—
③ 国道 120 号線・401 号線の整備促進と災害時の孤立防止に向けた、金精峠の年間開通、国道の拡幅改良による日光～尾瀬観光ルートの強化	むらづくり 観光課	農林建設課



④ 広域的な連携による日本ロマンチック街道、奥利根ゆけむり街道のイメージづくりの強化	むらづくり 観光課	-
⑤ わかりやすい案内板や道路標識、外国語案内板・道路標識の整備	むらづくり 観光課	-
⑥ 尾瀬交通対策連絡協議会による、尾瀬の自然保護と交通安全を考えた鳩待峠口の交通計画の確立	むらづくり 観光課	-
⑦ 環境にやさしい観光地づくりのシンボルとなるエコカーの導入	むらづくり 観光課	-
⑧ 村民との協働による、伝統的な建築物の保全と伝統的建築デザインを活かした統一性ある街並みづくり	むらづくり 観光課	-
⑨ 尾瀬ヶ原のアクセスフリー化と観光施設のバリアフリー化の促進	むらづくり 観光課	-

## 5-2-3 雇用

### ■現状と課題

本村の人口構成を平成 27 年（2015 年）で見ると、15～19 歳が 195 人に対し、20～24 歳は 100 人、25～29 歳は 151 人であり、アンケート調査では、20、30 歳代では、「ずっと住み続けたい」は 18%、17%と低くなっています。各施策の満足度で不満の割合が最も高かったのは「雇用の創出」（33.6%）であり、最も重要度が高かった施策も「雇用の創出」（54.8%）でした。

若者の希望する働きがいがあり、安定した就業の場をつくることは、むらづくりの最大の課題であり、産業振興と雇用安定の重要な施策で、多くの村民が求めています。

### ■基本方針

若者が働きたくなる就業の場づくりに向けて、村内中堅企業の経営革新による雇用創造の支援、トマト栽培とスキー・アウトドア指導員の複業就業体制の確立、若者の起業支援、求人情報の提供、労働環境・条件の整備促進などを図ります。

### ■実現に向けて

指標名	単位	現状値 令和 2 年	目標値 令和 7 年	担当課
新規就農者・後継者（支援活用者）数	人/年	2	3	農林建設課
起業支援制度利用者数	人/年	110	150	むらづくり 観光課

・ 出典元及び概算根拠など：片品村商工会等

【主な施策】

(1) 新たな就業の場づくり **〔重点施策〕**〔総合戦略 1-3①〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 県と連携し、「雇用創造中堅企業」への重点的な支援	むらづくり 観光課	—
② 尾瀬の郷エリア整備の第2ステップとして、空き店舗を活用した若者や女性の店づくりを重点的に支援	むらづくり 観光課	—
③ 尾瀬の郷エリア整備の第2ステップとして、名物料理・名物みやげの取組による既存店舗の後継者育成の重点的な支援	むらづくり 観光課	—
④ 農業と観光の複業新規就業者の受け入れに向けた、総合的な支援体制の整備	むらづくり 観光課	農林建設課

(2) 就業の安定と就業条件の向上 **〔重点施策〕**〔総合戦略 1-3②〕

主な事業（取組）	主担当課	関係課
① 国際観光の推進による若者の就業の場拡大	むらづくり 観光課	—
② 国際観光の推進に向け、「国際観光宿泊施設」の認定と既存の宿泊施設の維持・更新を支援	むらづくり 観光課	—
③ 田舎暮らし希望者への求人情報の提供	むらづくり 観光課	—
④ 労働環境・条件の整備促進	むらづくり 観光課	—

# IV 資料

## 1 片品村総合計画審議会

### 片品村総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、片品村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、片品村総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は次に掲げる者のうちから、村長が任命する。

- (1) 村議会議員 若干名
- (2) 識見を有する者 若干名

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、むらづくり観光課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月9日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月15日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4次片品村総合計画後期基本計画審議会委員 名簿

令和2年9月

NO	選出区分	氏名	地区	役 職
1	村議会議員	星野栄二	1区	片品村議会議長
2	〃	千明勉	4区	片品村議会副議長
3	〃	高山悦夫	3区	片品村議会議会運営委員長
4	〃	鹿野一郎	3区	片品村議会総務文教常任委員長
5	〃	星野吉弥	3区	片品村議会観光産業常任委員長
6	識見者	入澤美喜夫	5区	片品村商工会長
7	〃	田邊順一	1区	片品村森林組合長
8	〃	星野達哉	2区	利根沼田農業協同組合片品支店長
9	〃	飯塚茂	2区	片品村区長会長
10	〃	桑原邦明	1区	片品村教育委員（教育長職務代理者）
11	〃	萩原日郎	6区	片品村老人クラブ連合会長
12	〃	星野十四枝	8区	片品村婦人会長
13	〃	吉野一芳	6区	片品村民宿旅館組合連合会長
14	〃	笠原精作	5区	行政書士
15	〃	清水堂		群馬県立尾瀬高等学校長
16	〃	山中英臣		(株)群馬銀行尾瀬支店長
17	〃	小暮義隆		東京パワーテクノロジー(株)尾瀬林業事業所長
18	村長	梅澤志洋		村長
19	策定委員長	金子賢司		総合計画策定委員長（副村長）
20	課長	狩野久良		むらづくり観光課長
21	事務局	戸丸徳子		むらづくり観光課

## 2 片品村総合計画策定委員会

### 片品村総合計画後期基本計画策定委員会規程

#### (設置)

第1条 片品村総合計画後期基本計画策定事務を円滑に推進するため、片品村総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は片品村総合計画後期基本計画（総合戦略含む）策定のための調査、研究、企画立案等の事務にあたる。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員は課（局、次）長及び識見を有する者をもってあてる。

#### (委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は会議において、必要に応じ識見を有する者の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務はむらづくり観光課において処理する。

#### (任期)

第7条 委員の任期は当該計画の策定が終了したときまでとする。

#### (補則)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は委員長が定める。

#### 附則

この規程は令和2年5月1日から施行する。

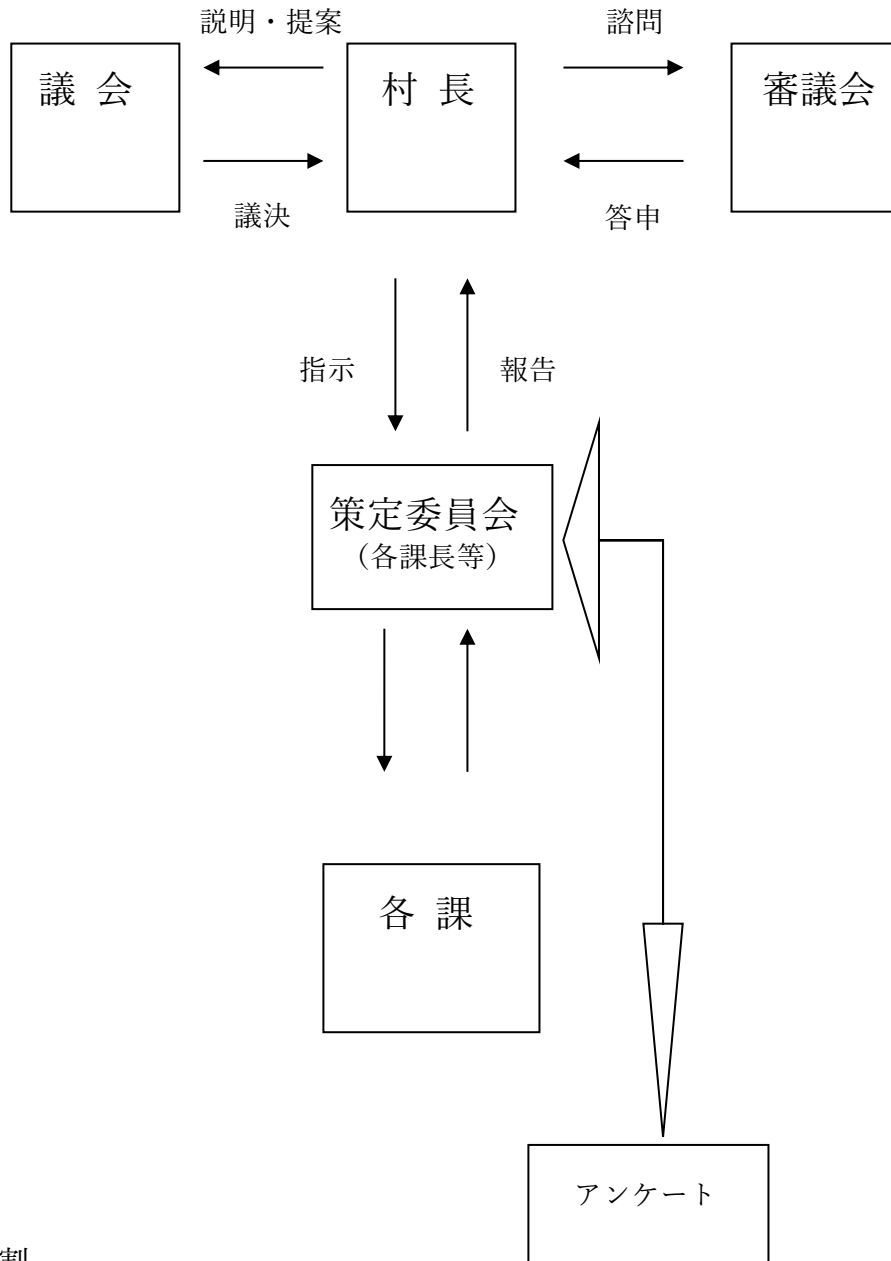
第4次片品村総合計画後期基本計画策定委員会委員名簿

令和2年5月

NO	役職	氏名	備考
1	委員長	金子 賢司	副村長
2	副委員長	萩原 明富	教育長
3	委員	桑原 信一	総務課長
4	委員	武藤 秀文	住民課長
5	委員	川田 貴広	保健福祉課長
6	委員	倉田 秀和	農林建設課長
7	委員	狩野 久良	むらづくり観光課長
8	委員	原澤 博美	会計管理者
9	委員	梅澤 康明	教育事務局長
10	委員	戸丸 権次	議会事務局長
11	委員	星野 英二	クリーンセンター局長
12	委員	須藤 育美	給食センター所長

- 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 委員長、副委員長は委員の互選とする。

### 3 第4次片品村総合計画後期基本計画策定体系図



#### 各会の役割

審議会（総合計画審議会）……………村長の諮問に応じ片品村総合計画・総合戦略策定に関する事項について調査及び審議する。

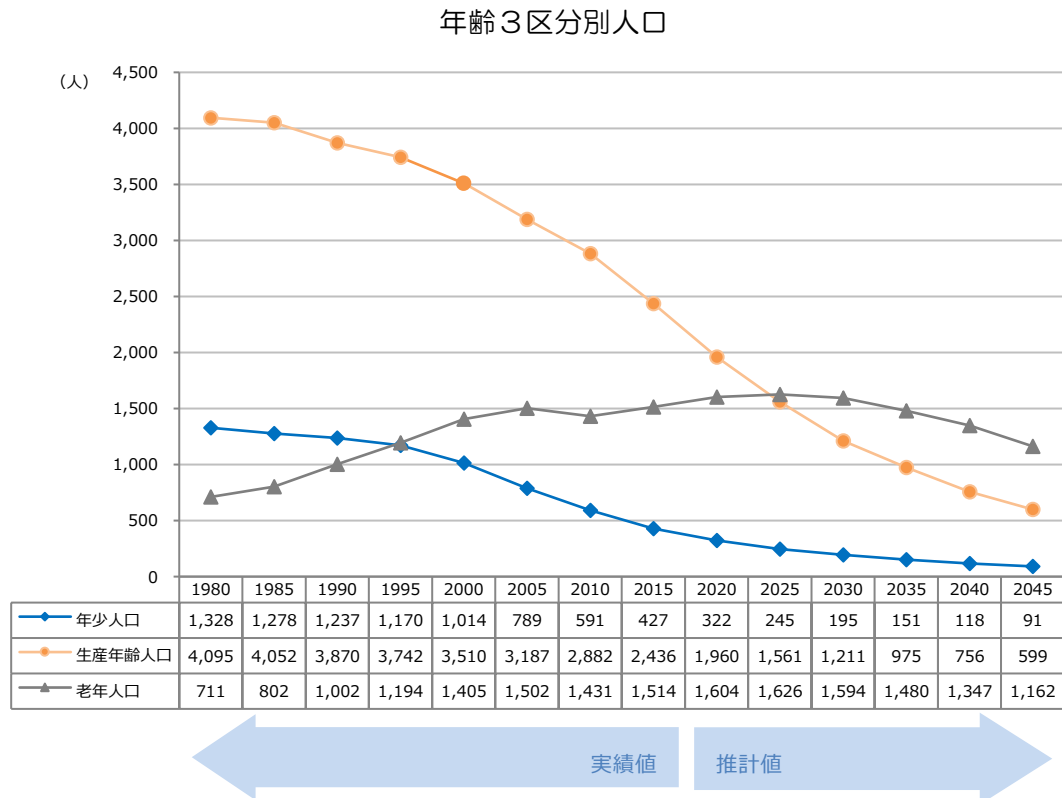
策定委員会（総合計画策定委員会）…総合計画・総合戦略策定のための調査、研究、資料の収集及び企画立案等の事務にあたる。



## 4 片品村の人口動態

### ① 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口構造の推移についてみると、65歳以上(老年人口)が昭和60年(1985年)13.1%から平成27年(2015年)には34.5%と、30年間で倍以上になっています。一方、0～14歳(年少人口)は21.6%から9.7%と、約半数になっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

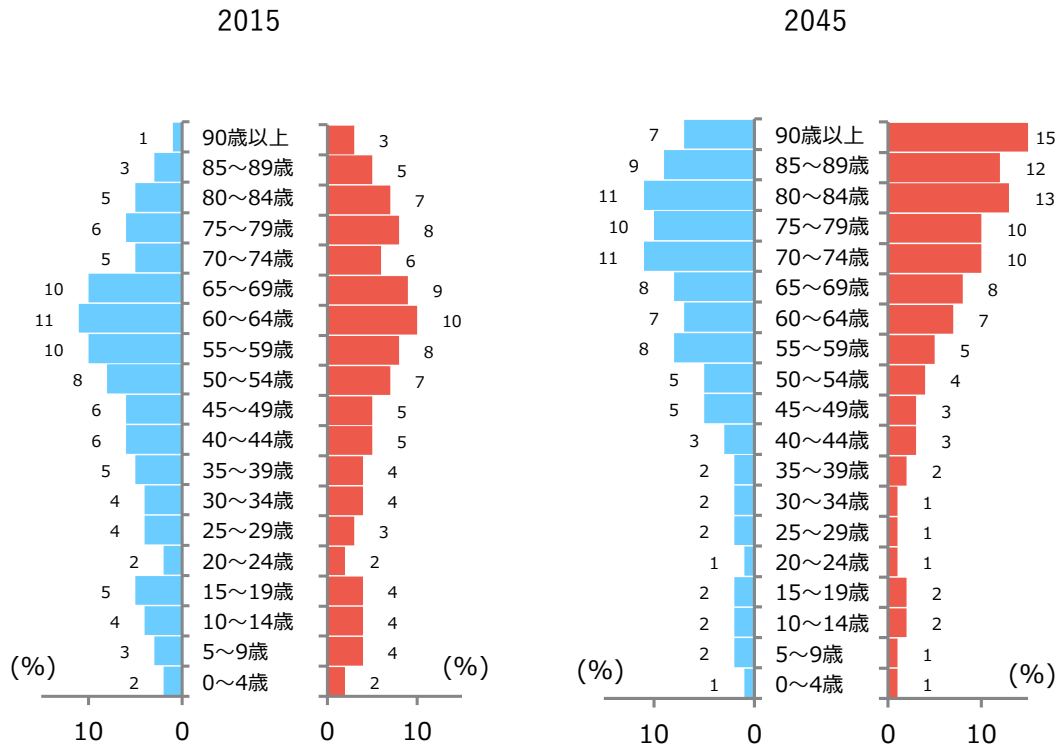


※資料：RESAS

② 人口ピラミッド

人口ピラミッド

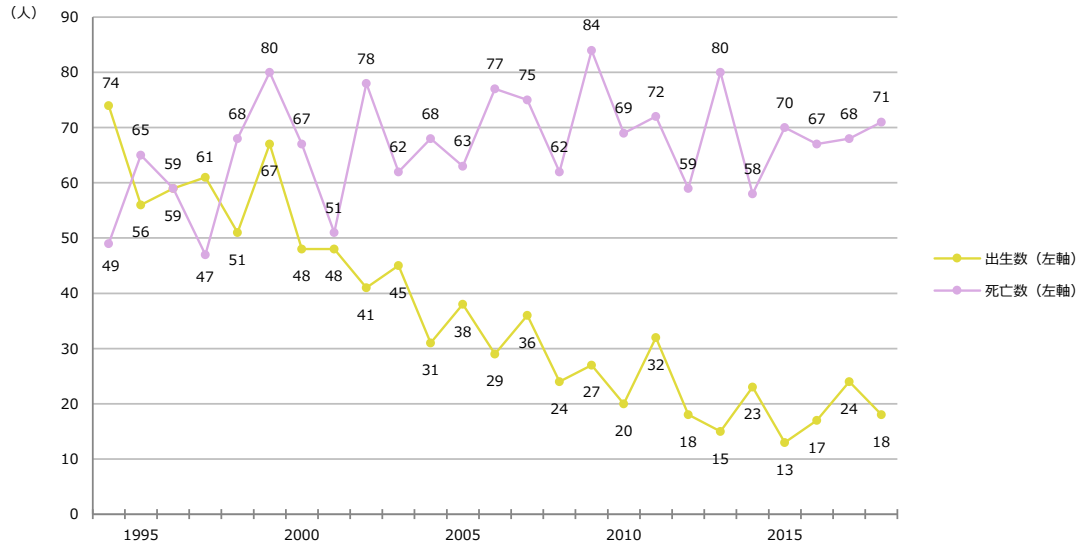
■ 男性 ■ 女性



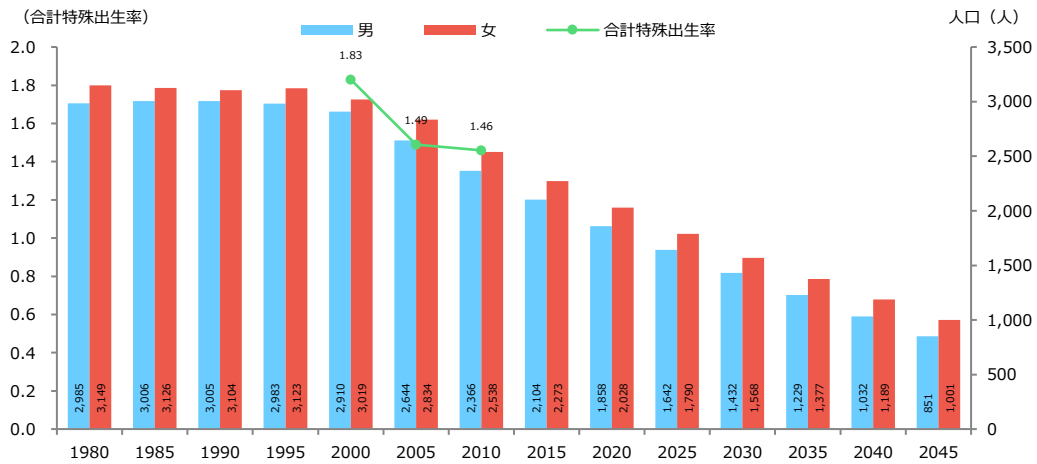
※資料：RESAS

### ③ 自然増減・社会増減の推移

#### 出生数・死亡数



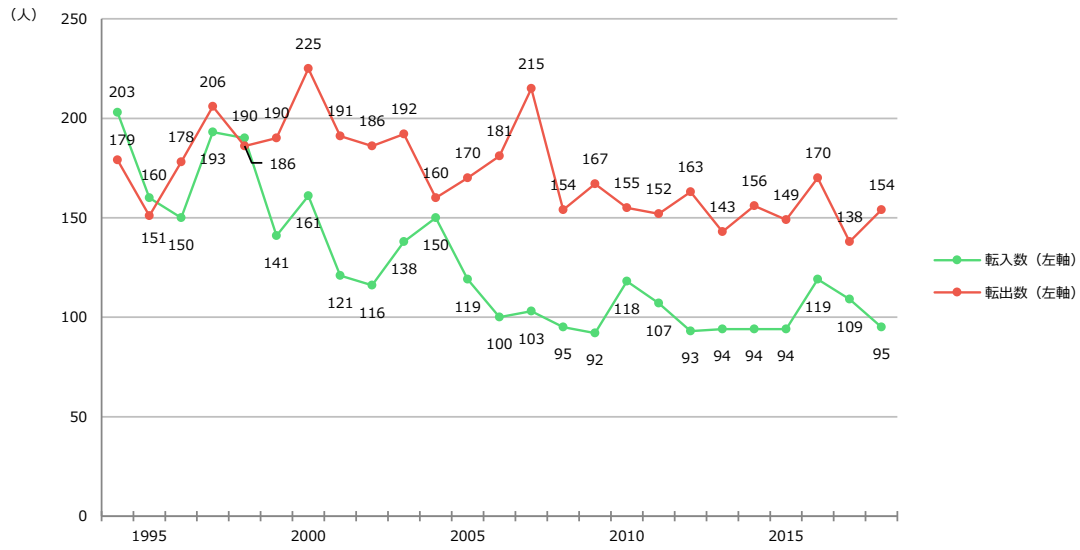
#### 男女別人口・合計特殊出生率の推移



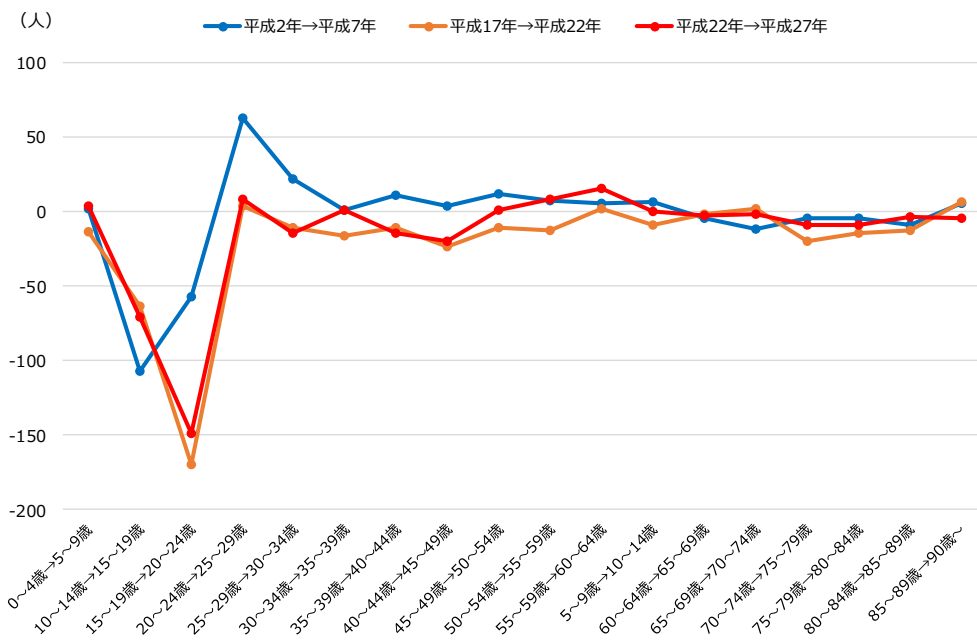
※資料：RESAS

合計特殊出生率は自然増減（出生数）に直結する指標であり、低下傾向にある場合には、婚姻率の向上、女性の地元定住促進、子育て支援など、政策面での対応が必要と考えられます。

### 年齢別社会増減

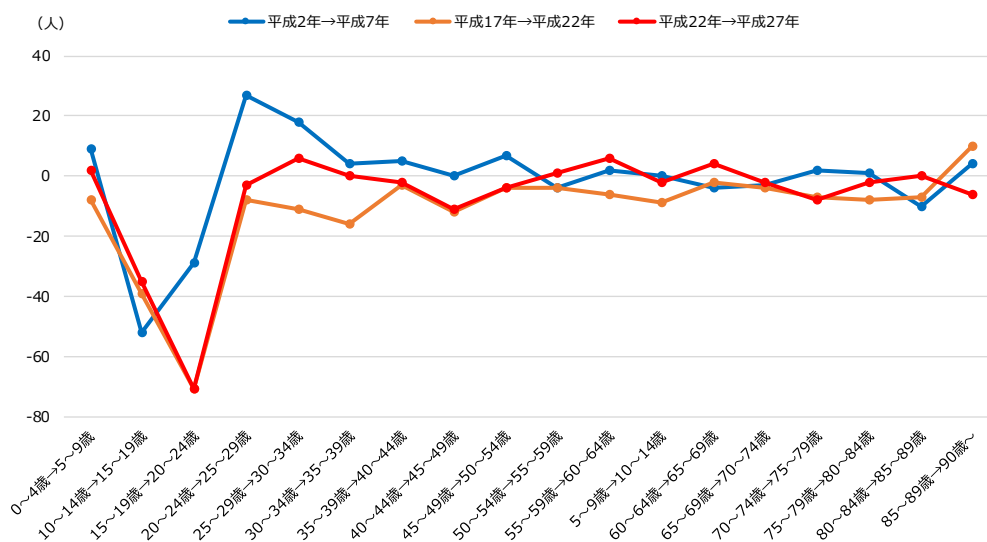


### 年齢別社会増減

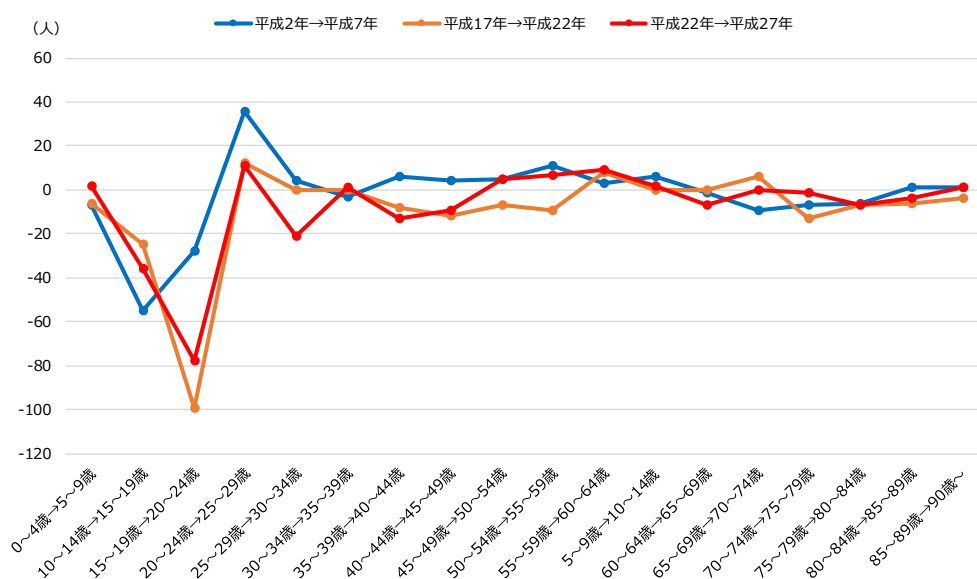


※資料：RESAS

### 年齢別社会増減（女性）

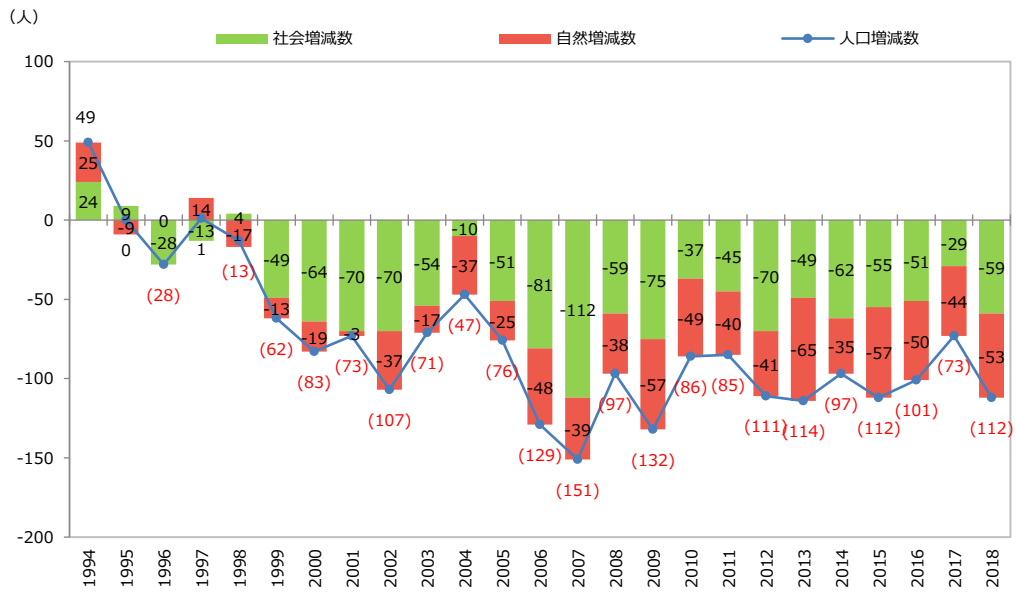


### 年齢別社会増減（男性）



※資料：RESAS

## 自然増減・社会増減の推移



※資料：RESAS

## 5 住民アンケート結果（抜粋）

### I 調査の概要

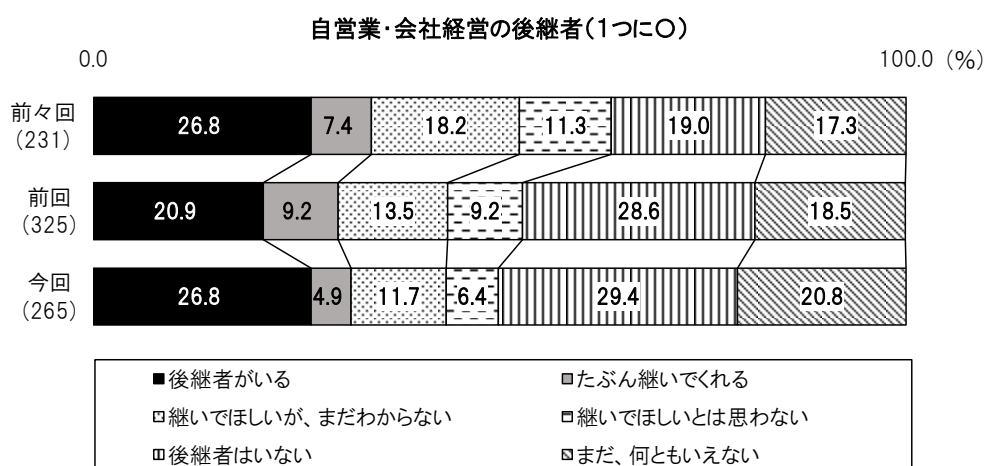
18歳以上の住民について、住民基本台帳から無作為抽出で対象者1,000人を選び、区を通した配布・回収により、令和2年（2020年）6月11日～7月31日に調査を実施し、回収数・有効回答数は726票、有効回答率72.7%でした。（※全回収数727票のうち有効回収数726票）

グラフの「前々回」「前回」「今回」は、平成22年度（第3次総計後期基本計画）、平成27年度（第4次総計前期基本計画）、令和2年度（本第4次総計後期基本計画）の各アンケート調査の結果を示しています。

### II 主な調査結果

#### 1 自営業・会社経営者の後継者（属性7）：1つに○

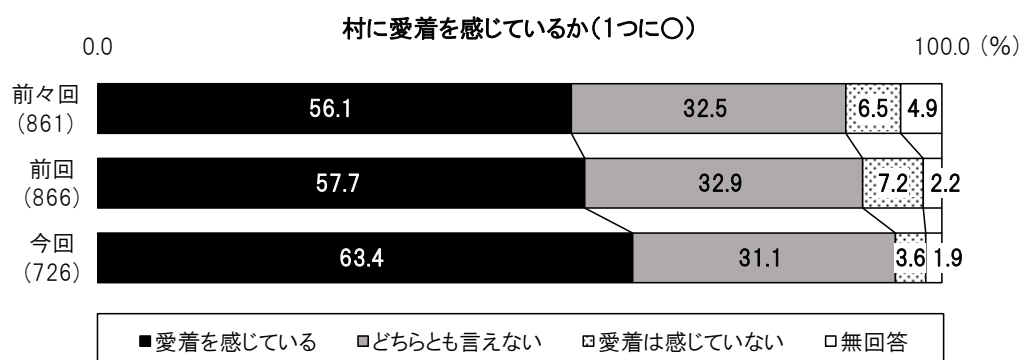
自営業・会社経営の後継者は、前回調査より「後継者がいる」（+5.9ポイント）が増加し、「たぶん継いでくれる」（-4.3ポイント）が減少しています。



#### 2 村への愛着（問9）：1つに○

村に「愛着を感じている」が6割以上で、「愛着は感じていない」は3.6%と少数です。

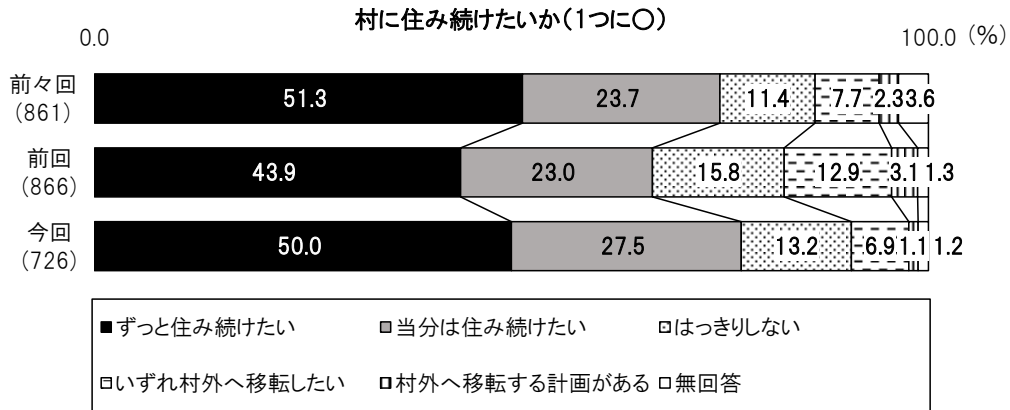
前回調査より「愛着を感じている」（+5.7ポイント）が増加しています。



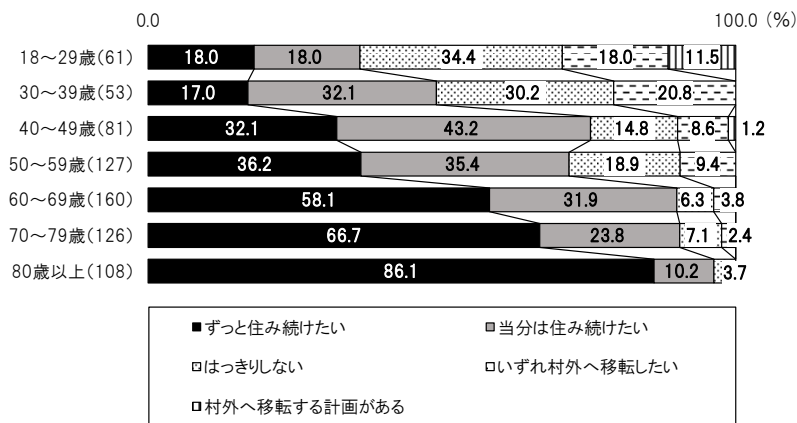
### 3 定住意向（問 10）：1つに○

定住意向は「ずっと住みたい」が50.0%、「当分は住みたい」が27.5%で、合計7割以上が『住みたい』と回答しています。

前回調査より『住みたい（合計）』（+10.6ポイント）が大幅に増加しています。

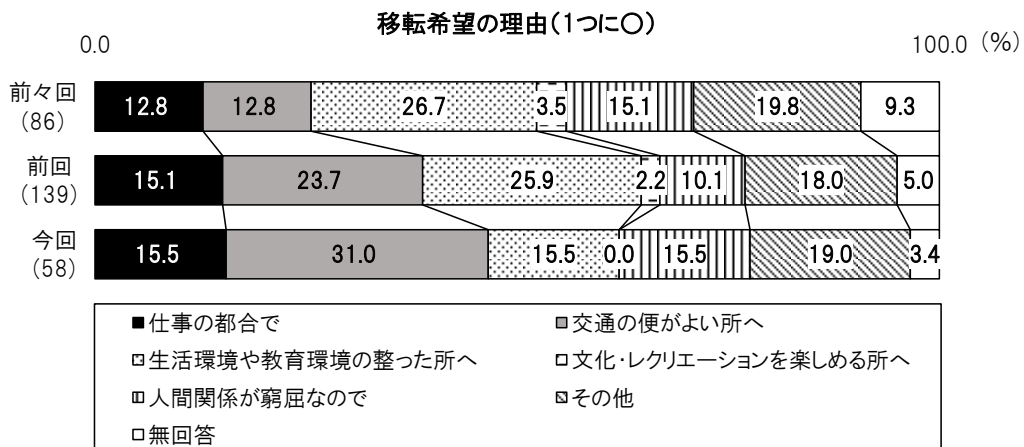


年齢別にみると、おおむね年齢が上がるほど「ずっと住みたい」の割合が増える傾向にあります。



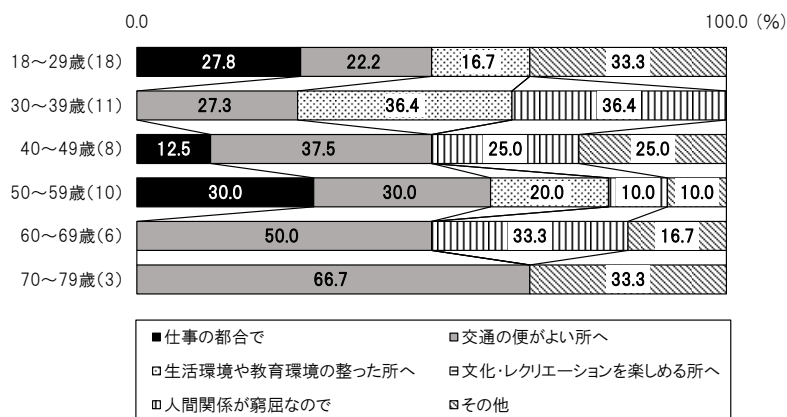
### 4 移転希望の理由（問 11）：1つに○

移転希望の理由は「交通の便がよい所へ」が最も高く、前回調査より増えています。





年齢別にみると、39歳以下で「生活環境や教育環境の整った所へ」の割合が高い傾向にあります。



※80歳以上は回答者が0人のためグラフには表記していない

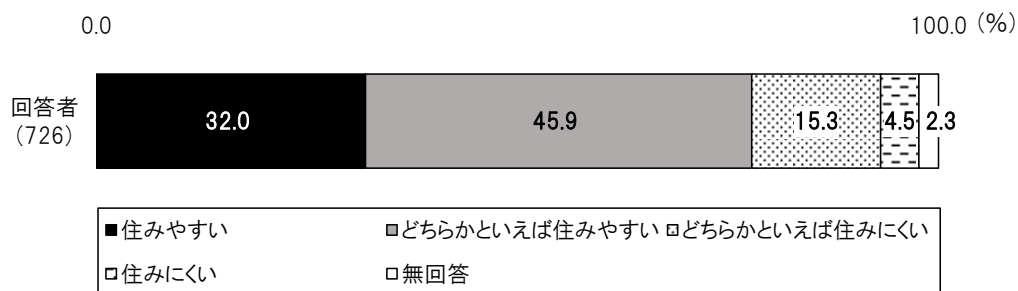
### 5 片品村の誇り（魅力）（問 13）：3 つまでに○

片品村の誇り（魅力）は「尾瀬、武尊、丸沼・菅沼」（70.5%）が最も高く、次いで「緑が多く、空気がよい」（44.5%）、「スキー場」（38.3%）、「水のおいしさ」（34.8%）、「農産物のおいしさ」（24.5%）、「温泉」（19.6%）の順となっています。

### 6 住みやすさ（問 15）：1 つに○

住みやすさは「住みやすい」（32.0%）、「どちらかといえば住みやすい」（45.9%）をあわせた『住みやすい（合計）』が7割以上となっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」（15.3%）と「住みにくい」（4.5%）の合計は約2割となっています。

「住みやすいむら」だと感じているか(1つに○)



## 7 片品村の郷土料理（問 14）

片品村の郷土料理については、475人（65.4%）の方から回答がありました。

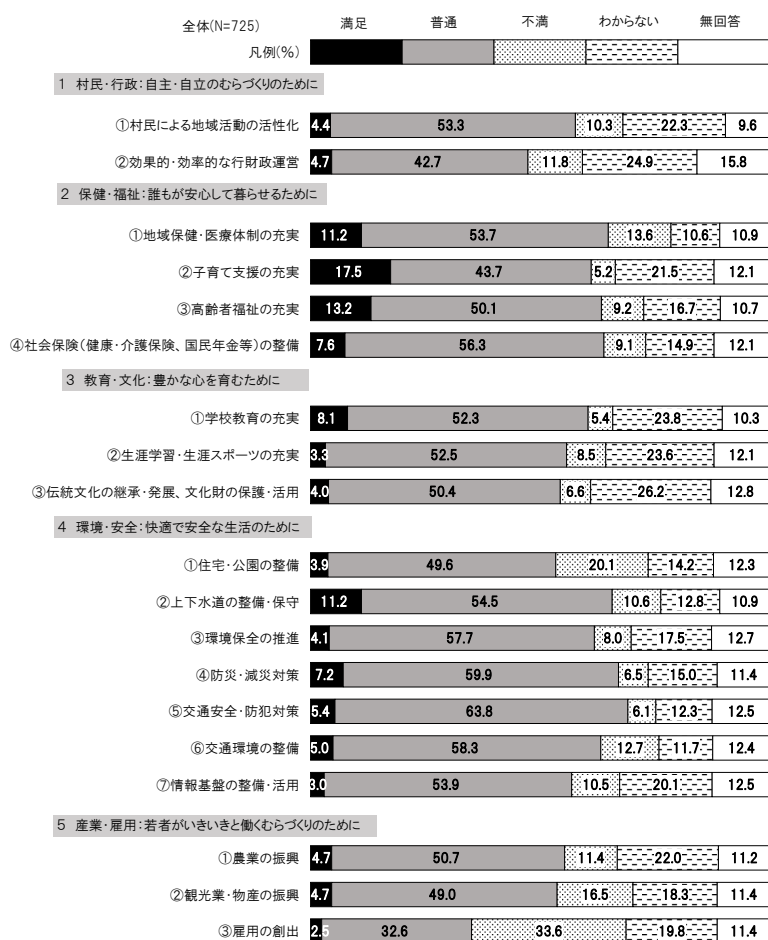
※一人が複数の内容を記入している場合があります、回答者数と回答数は一致しません。

No.	郷土料理名	回答数
1	すいとん(つめっこ)	207
2	やきもち(おやき、ぶち)	156
3	たらしやき	64
4	まいたけごはん	43
5	うどん	35
6	けんちん汁	34
7	花豆	32
8	山菜(料理)	22

## 8 各施策の満足度と重要度（問 16）：それぞれ1つに○

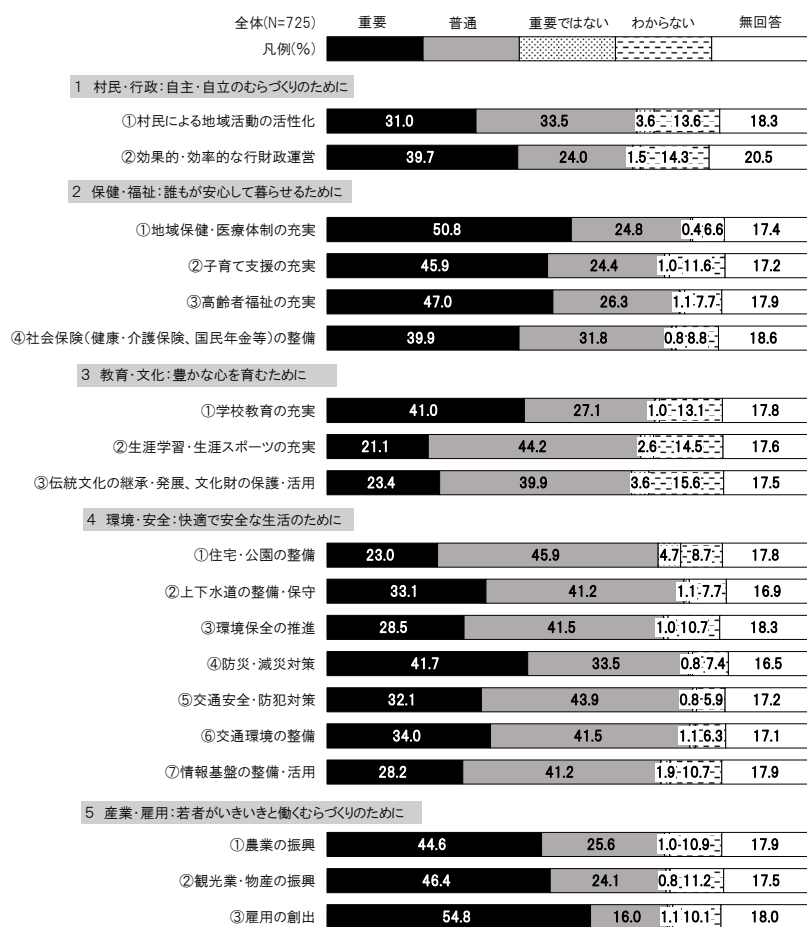
### (1) 満足度

不満が高いのは「【5】③雇用の創出」(33.6%)、「【4】①住宅・公園の整備」(20.1%)、  
「【5】②観光業・物産の振興」(16.5%) などです。



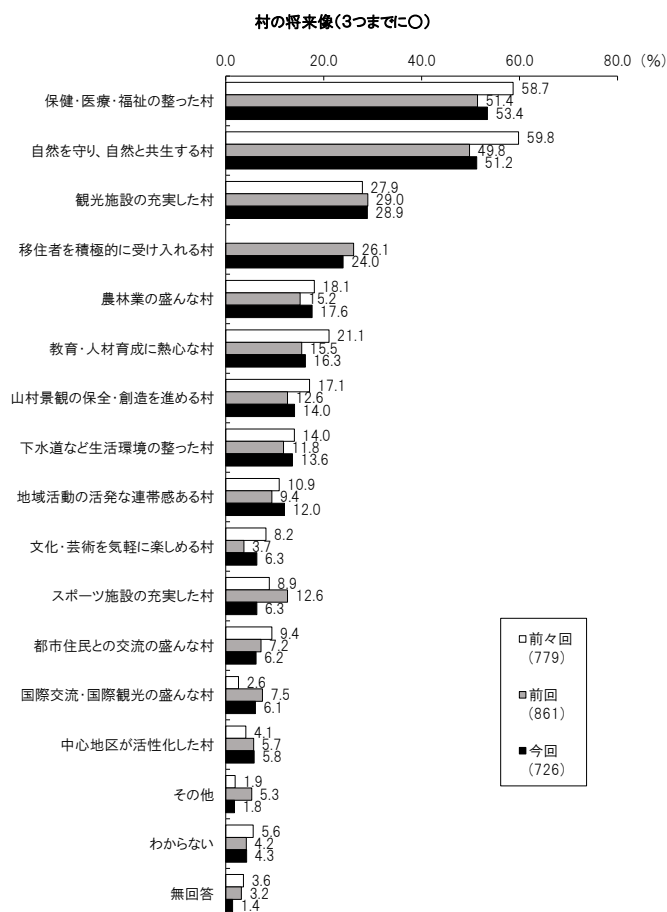
## (2) 重要度

重要度が高いのは「【5】③雇用の創出」(54.8%)、「【2】①地域保健・医療体制の充実」(50.8%)、「【2】③高齢者福祉の充実」(47.0%)などです。



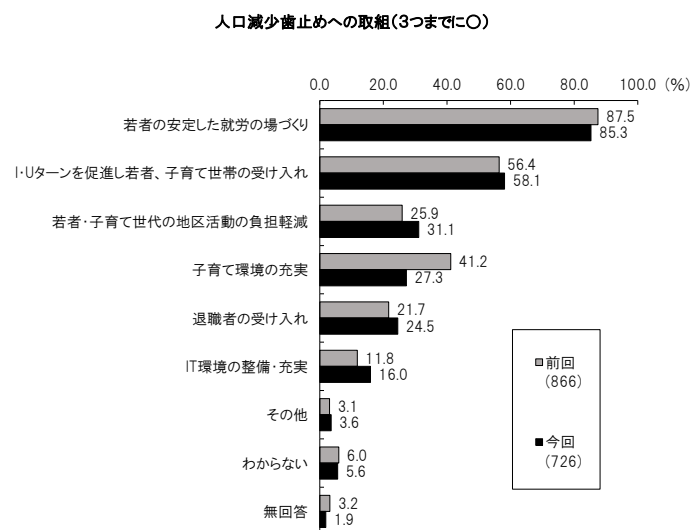
## 9 片品村の将来像（問17）：3つまでに○

今後、片品村に望む将来像は「保健・医療・福祉の整った村」(53.4%)が最も高く、「自然を守り、自然と共生する村」(51.2%)、「観光施設の充実した村」(28.9%)の順となっています。



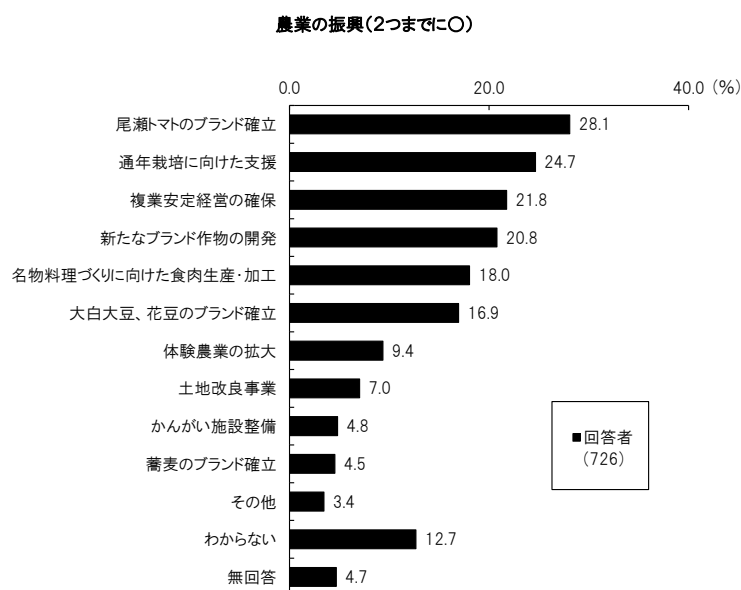
## 10 人口減少への歯止め対策（問18）：3つまでに○

人口減少対策では「若者の安定した就労の場づくり」(85.3%)、「I・Uターンを促進し若者、子育て世帯の受け入れ」(58.1%)、「若者・子育て世代の地区活動の負担軽減」(31.1%)などの順となっています。



11 農業の振興（問 19）：2 つまでに○

農業の振興では「尾瀬トマトのブランド確立」（28.1%）が最も高く、「通年栽培に向けた支援」（24.7%）、「複業安定経営の確保」（21.8%）の順となっています。



12 「道の駅 尾瀬かたしな」の満足度（問 20）：1 つに○

「道の駅 尾瀬かたしな」の満足度は「わからない」（38.6%）が最も高く、ほぼ並んで「満足していない」（37.7%）が続き、「満足している」は 20.7%となっています。

13 「道の駅 尾瀬かたしな」に満足している理由（問 21）：3 つまでに○

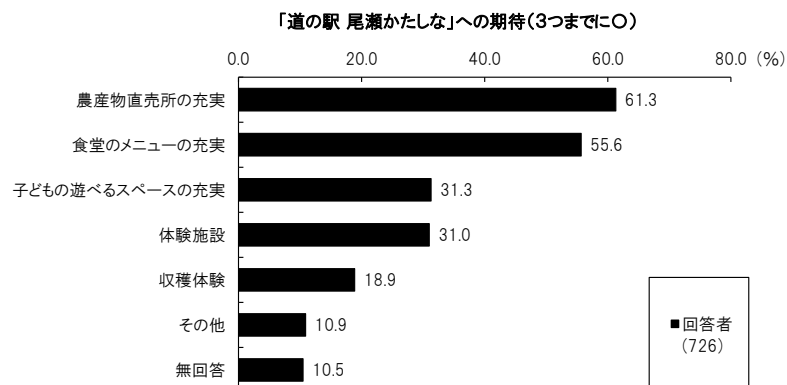
満足している理由は「農産物直売所」（72.7%）が最も高く、「トイレ」（56.0%）、「村民キッチン」（40.0%）の順となっています。

14 「道の駅 尾瀬かたしな」に不満を感じている理由（問 22）：3 つまでに○

不満を感じている理由は「農産物直売所」（56.9%）が最も高く、ほぼ並んで「かたしな食堂」（55.1%）の順となっています。

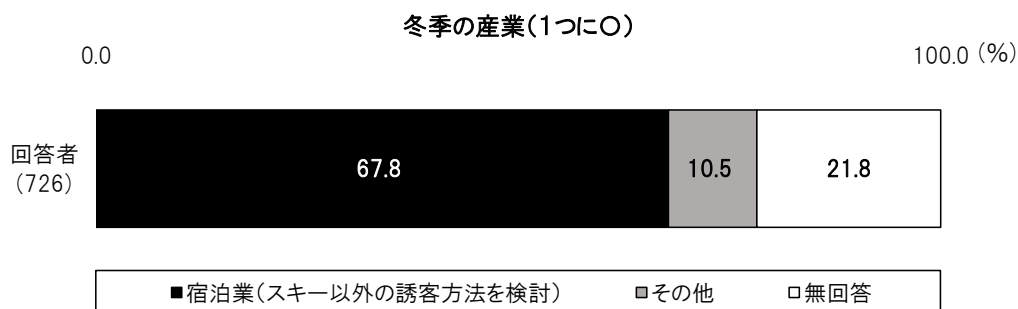
15 「道の駅 尾瀬かたしな」に期待すること（問 23）：3 つまでに○

期待することは「農産物直売所の充実」（61.3%）が最も高く、「食堂のメニューの充実」（55.6%）、「子どもの遊べるスペースの充実」（31.3%）の順となっています。



16 今後の冬季の産業について（問 24）：1つに○

スキー産業にかわる冬季の産業は「宿泊業（スキー以外の誘客方法を検討）」（67.8%）が最も高くなっています。「その他」（10.5%）に自由記述欄を設けたところ、「温泉関連」「施設（屋内）」「農業」「企業誘致・雇用関連」「施設（屋外）」「雪関連」「料理」などの回答がみられました。



17 関心のある県内各市町村の場所・施設等（問 25）

片品村以外の群馬県内で、関心のある場所・施設等については、330人（45.5%）の方から回答がありました。

※一人が複数の内容を記入している場合があります、回答者数と回答数は一致しません。

No.	場所・施設等	回答数
1	川場(道の駅川場田園プラザ)	168
2	草津(温泉)	44
3	水上	10
4	中之条(ガーデンズ)	7
5	富岡製糸場	4

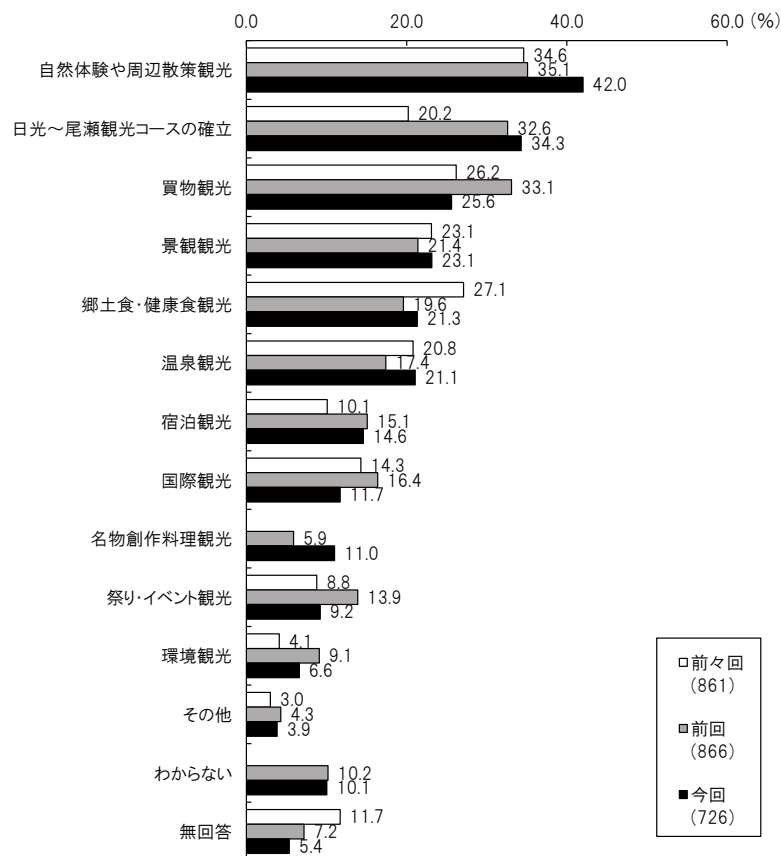
回答者の半分以上が「川場」と回答しています。理由としては「川場田園プラザ（道の駅）はスペースがあり、（中略）小さい子どもからお年寄りまでが1日過ごせる」ことなどがあげられています。

18 観光魅力化の取組（問 26）：3つまでに○

観光の魅力化については、「自然体験や周辺散策観光」（42.0%）が最も高く、次いで「日光～尾瀬観光コースの確立」（34.3%）、「買物観光」（25.6%）、「景観観光」（23.1%）、「郷土食・健康食観光」（21.3%）の順となっています。

前回調査より「自然体験や周辺散策観光」（+6.9 ポイント）、「名物創作料理観光」（+5.1 ポイント）が増加し、「買物観光」（-7.5 ポイント）、「祭り・イベント観光」（-4.7 ポイント）、「国際観光」（-4.7 ポイント）が減少しています。

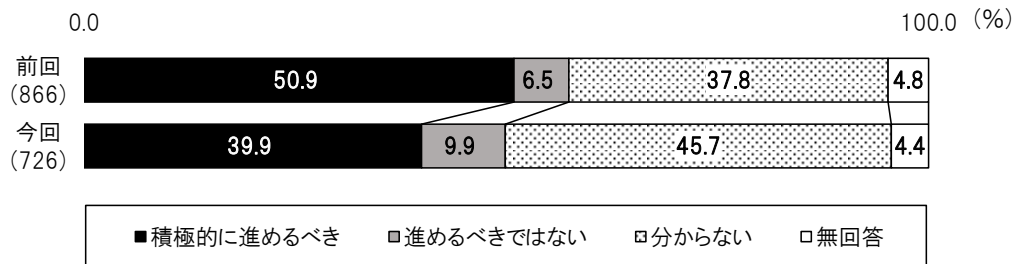
観光魅力化のための取組(3つまでに○)



19 国際交流と国際観光への考え（問 27）：1つに○

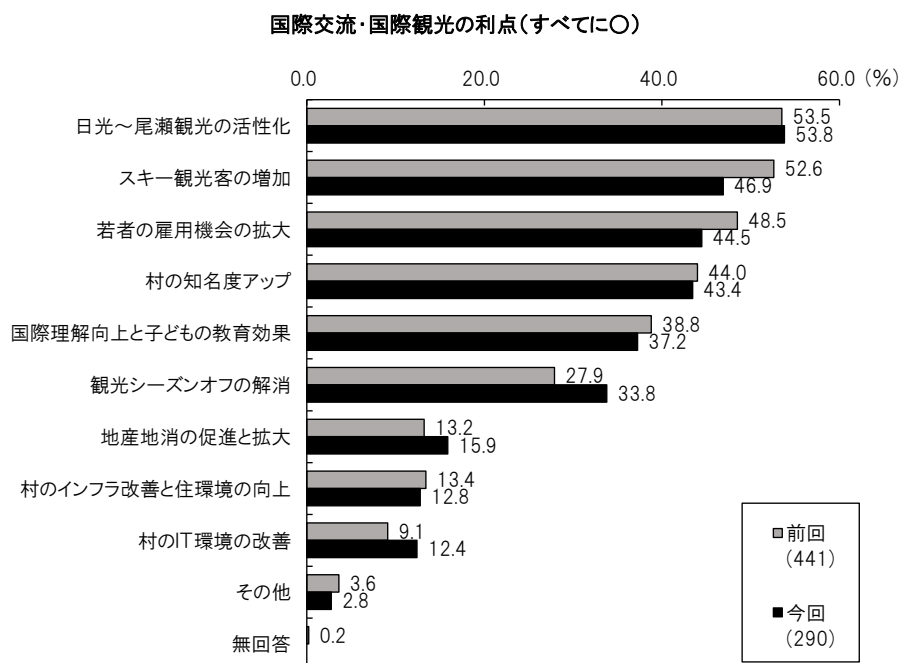
国際交流や外国人旅行者の受け入れでは、「積極的に進めるべき」（39.9%）が、「進めるべきではない」（9.9%）を大きく上回っています。

国際交流の・国際観光への考え(1つに○)



## 20 国際交流・国際観光の利点（問28）：すべてに○

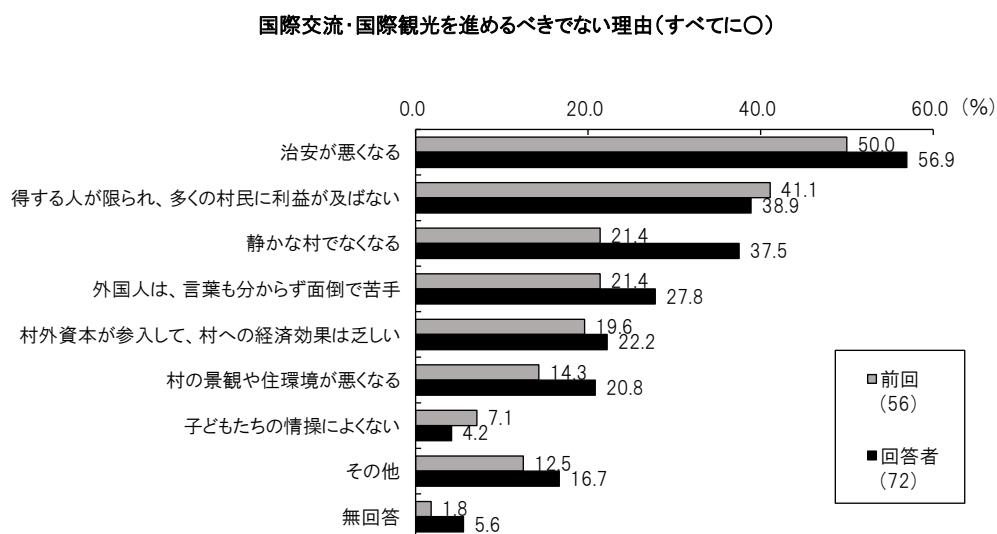
国際交流・国際観光を「積極的に進めるべき」とした回答者があげた利点は「日光～尾瀬観光の活性化」(53.8%)が最も高く、ほぼ並んで「スキー観光客の増加」(46.9%)、「若者の雇用機会の拡大」(44.5%)の順となっています。



## 21 進めるべきでない理由（問29）：すべてに○

国際交流・国際観光を「進めるべきではない」とした回答者があげた理由は「治安が悪くなる」(56.9%)が最も高く、「得する人が限られ、多くの村民に利益が及ばない」(38.9%)、「静かな村でなくなる」(37.5%)の順となっています。

前回調査より「静かな村でなくなる」(+16.1ポイント)が増加し、「子どもたちの情操によくない」(-2.9ポイント)、「得する人が限られ、多くの村民に利益が及ばない」(-2.2ポイント)が減少しています。



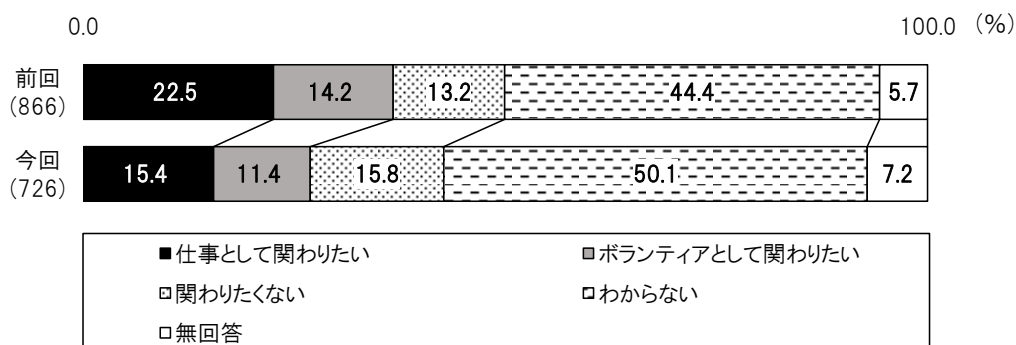


## 22 国際交流と国際観光での役割（問 30）：1つに○

外国人旅行者の受け入れや国際交流を推進するための個人の役割については「わからない」（50.1%）が最も高く、「仕事として関わりたい」（15.4%）と「ボランティアとして関わりたい」（11.4%）をあわせた『関わりたい（合計）』が 26.8%となっており、「関わりにたくない」（15.8%）を上回っています。

前回調査より『関わりたい（合計）』（-9.9 ポイント）が大幅に減少しています。

国際交流や国際観光での役割(すべてに○)

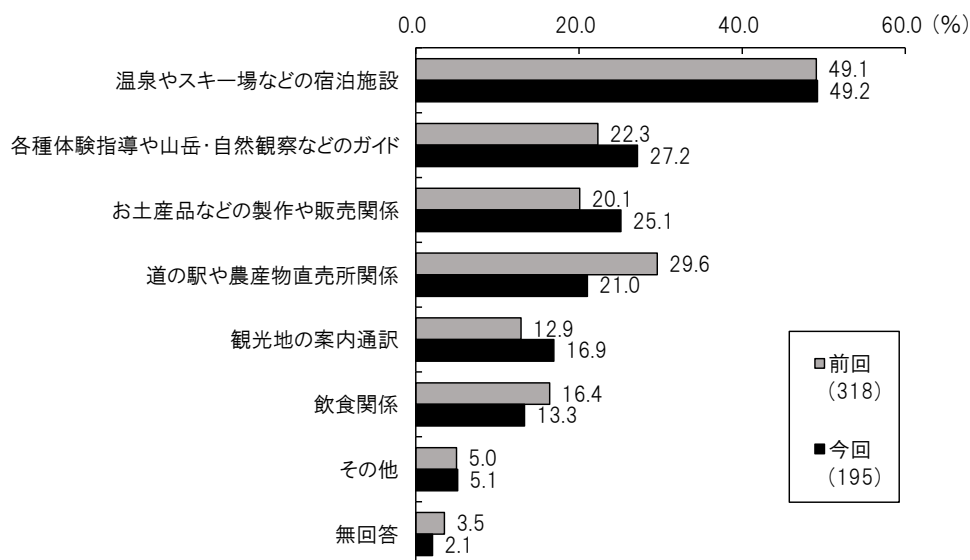


## 23 関わりたい場所や機会（問 31）：すべてに○

仕事やボランティアで国際観光・国際交流に関わりたい人がどのような場所や機会に関わってみたいかでは「温泉やスキー場などの宿泊施設」（49.2%）が最も高く、「各種体験指導や山岳・自然観察などのガイド」（27.2%）、「お土産品などの製作や販売関係」（25.1%）の順となっています。

前回調査より「お土産品などの製作や販売関係」（+5.0 ポイント）、「各種体験指導や山岳・自然観察などのガイド」（+4.9 ポイント）が増加し、「道の駅や農産物直売所関係」（-8.6 ポイント）が減少しています。

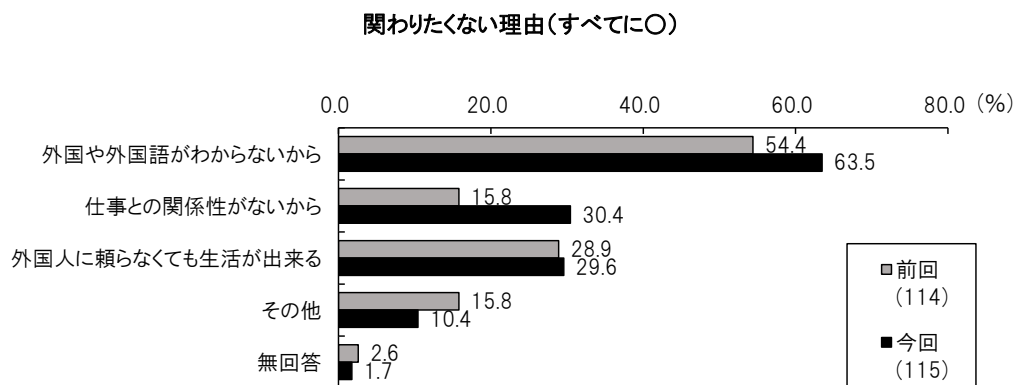
国際交流や国際観光に関わりたい場所や機会(すべてに○)



24 関わりたくない理由（問 32）：すべてに○

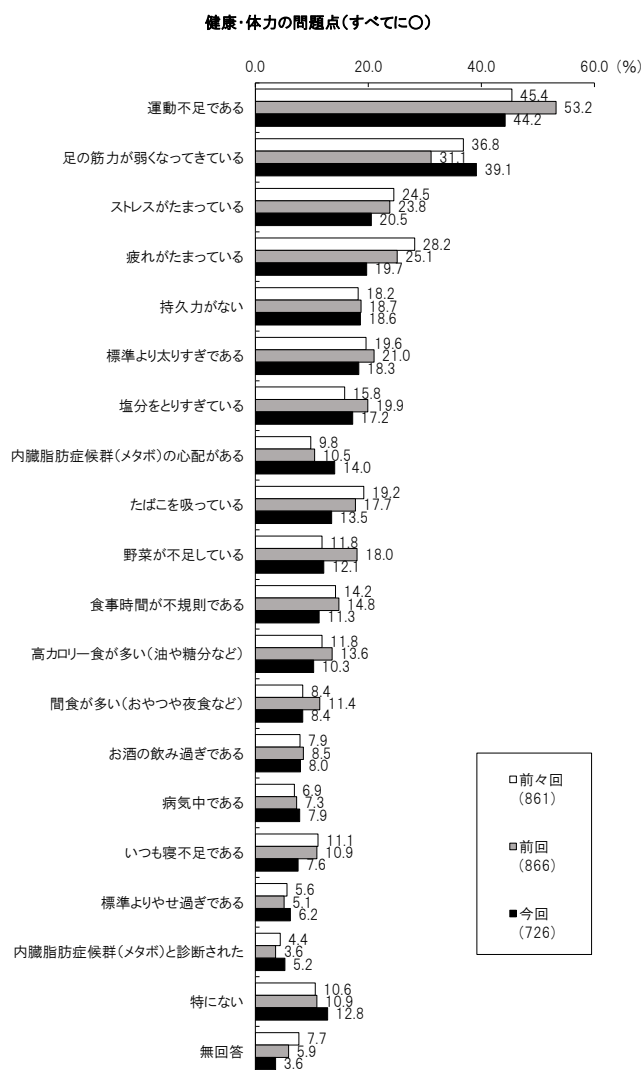
国際観光・国際交流に関わりたくない理由は「外国や外国語がわからないから」（63.5%）が最も高く、「仕事との関係性がないから」（30.4%）、「外国人に頼らなくても生活が出来る」（29.6%）の順となっています。

前回調査より「仕事との関係性がないから」（30.4%）が大幅に増加しています。



25 健康・体力について（問 33）：すべてに○

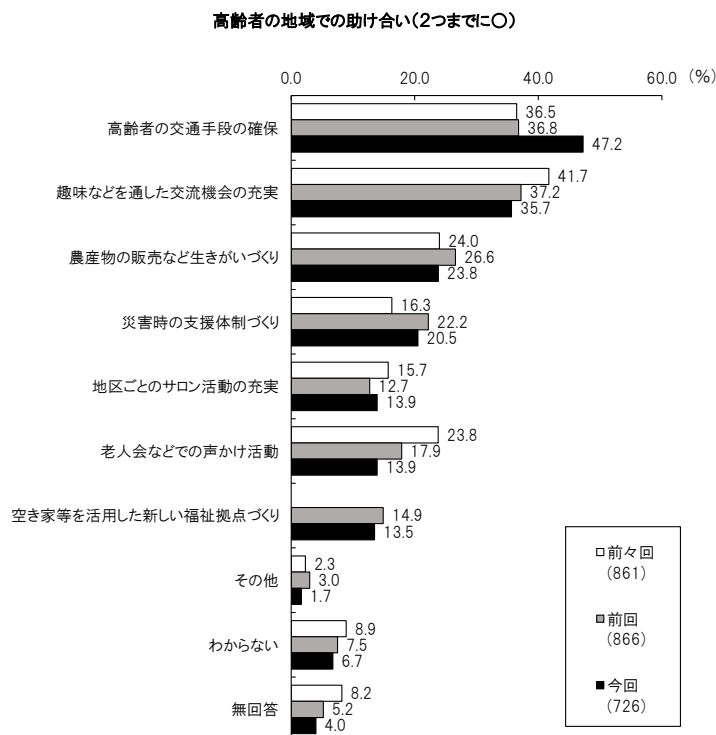
自身の健康や体力の問題点は「運動不足である」（44.2%）が最も高く、「足の筋力が弱くなってきている」（39.1%）、「ストレスがたまっている」（20.5%）の順となっている。



## 26 高齢者の地域での助け合いについて（問 34）：2 つまでに○

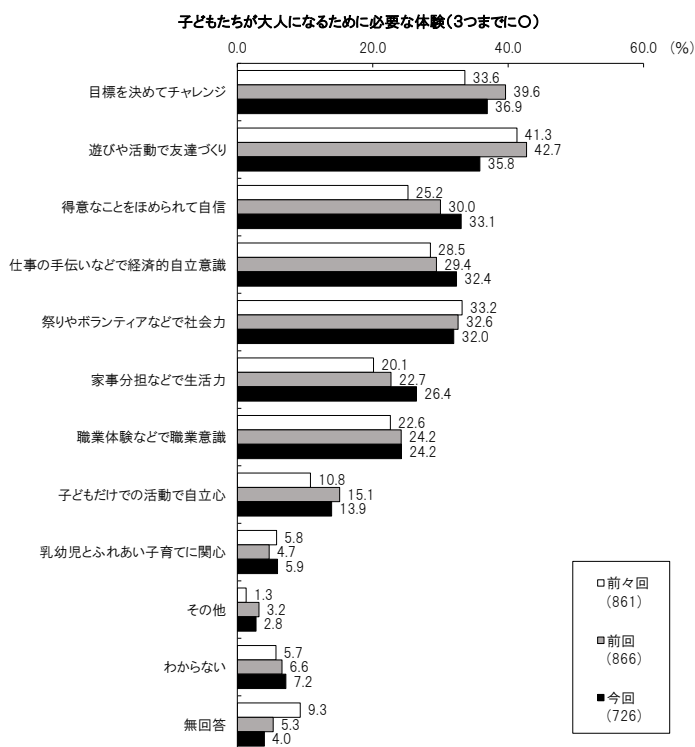
高齢者の地域での助け合いについては「高齢者の交通手段の確保」（47.2%）が最も高く、「趣味などを通じた交流機会の充実」（35.7%）、「農産物の販売など生きがいづくり」（23.8%）の順となっています。

前回調査より「高齢者の交通手段の確保」（+10.4 ポイント）が増加しています。



## 27 子どもの自立に向けた体験（問 35）：3 つまでに○

子どもたちが大人になるために必要な体験では「目標を決めてチャレンジ」（36.9%）が最も高く、「遊びや活動で友達づくり」（35.8%）、「得意なことをほめられて自信」（33.1%）の順となっています。



## 6 第4次総合計画前期基本計画の検証

### (1) 前期基本計画の達成状況と課題

前期基本計画では、将来像「小さくても輝く尾瀬の郷・かたしなの実現へ～世界を視野に～」に向け、5つの分野における基本施策（大項目）とその達成のための13の基本施策（中項目）、44の各分野（小項目）について取組を進めて参りました。

前期基本計画の各分野（小項目）の達成状況について、担当課が4段階（4良好・3やや良好・2やや不良・1不良）で評価をおこないました。

各基本施策（小項目）の評価平均値は次のとおりです。

前期基本計画達成状況

基本構想		基本計画	評価 平均
大項目	中項目	小項目	
1 村民・行政	1-1 村民と行政との協働	1-1-1 村民参画	2.9
		1-1-2 地域活動	3.1
		1-1-3 男女共同参画	2.8
		1-1-4 国際交流・地域間交流	2.7
	1-2 行財政	1-2-1 行政運営	2.6
		1-2-2 財政運営	3.4
		1-2-3 広域行政	3.1
2 保健・福祉	2-1 保健	2-1-1 健康づくり	3.0
		2-1-2 地域医療	2.7
	2-2 福祉	2-2-1 地域福祉	2.8
		2-2-2 次世代育成	2.6
		2-2-3 高齢者福祉	2.5
		2-2-4 障害者（児）福祉	3.0
		2-2-5 低所得者福祉	2.7
		2-2-6 勤労者福祉	2.5
2-3 社会保険	2-3-1 健康保険・介護保険・国民年金	3.7	
3 教育・文化	3-1 生涯学習	3-1-1 学校教育	3.1
		3-1-2 社会教育	2.8
	3-2 文化・スポーツ	3-2-1 文化・芸術	2.2
		3-2-2 スポーツ・レクリエーション	3.0

4 環境・安全	4-1 生活環境	4-1-1 自然環境	3.2
		4-1-2 景観	2.6
		4-1-3 住宅・住宅地	3.0
		4-1-4 公園・広場・緑地	3.0
		4-1-5 水道	3.0
		4-1-6 下水道	2.5
		4-1-7 環境衛生	2.7
		4-1-8 環境保全	2.6
		4-1-9 斎場・墓地	3.0
	4-2 生活安全	4-2-1 消防・救急	3.0
		4-2-2 防災	2.8
		4-2-3 交通安全・防犯	3.2
		4-2-4 消費生活	3.0
	4-3 地域基盤	4-3-1 土地利用	3.3
		4-3-2 道路	3.0
		4-3-3 公共交通	2.0
	4-4 情報・エネルギー	4-4-1 地域情報網	3.4
		4-4-2 地域新エネルギー	3.0
	5 産業・雇用	5-1 ものづくり	5-1-1 農業
5-1-2 林業・内水面漁業			2.4
5-1-3 工業			2.0
5-2 商業・観光		5-2-1 商業	2.3
		5-2-2 観光	2.7
		5-2-3 雇用	2.3

新たな取組が進められた施策がある中で、各分野（小項目）の【3-2-1 文化・芸術】、【4-3-3 公共交通】、【5-1-2 林業・内水面漁業】、【5-1-3 工業】、【5-2-1 商業】、【5-2-3 雇用】については、担当課の評価平均値が2.5未満となっています。特に、基本施策（大項目）【5 産業・雇用】では、片品村ならではの観光資源を活かしつつ、片品村を取り巻く環境の変化を捉えながら、各施策・事業の具体的な検証により、達成困難要因を把握しながら、目標の達成を図ることが課題です。

また、各分野（小項目）の基本方針を実現するための主な施策（細項目）、その主な施策（細項目）を実現するための主な事業ごとに記載のある担当課については、主担当課・関連課を整理し、役割を明確にする必要があります。

## 7 第1期むら・ひと・しごと創生総合戦略の検証

総合戦略について、数値目標及びKPI（重要業績評価指標）の達成状況とともに振り返ります。

### 基本目標

戦略の柱Ⅰ 豊かな自然環境と観光、農・林業に根ざした産業振興

戦略の柱Ⅱ 協定自治体などとの広域的連携による雇用確保と経済振興

戦略の柱Ⅲ 産業を支える暮らしの基盤強化

### 数値目標

上記の基本目標にそれぞれ設定された数値目標のうち、「戦略の柱Ⅰ（産業振興）」については数値目標を上回っているが、「戦略の柱Ⅱ（雇用確保と経済振興）」「戦略の柱Ⅲ（暮らしの基盤）」については、共に数値目標を下回っており、第2期総合戦略の課題として捉える必要があると考えられます。

表 1 数値目標の達成状況

（○：数値目標を上回る △：数値目標を下回る）

戦略の柱	数値目標	目標値	実績見込み	達成状況
Ⅰ	農林業の総生産 （総生産増加率 6%/年）	1,222 百万円 （H29）	1,751 百万円 （H27）	○
	観光業の総生産 （総生産増加率 5%/年）	7,156 百万円 （H29）	7,279 百万 （H29）	○
Ⅱ	協定自治体交流人口	5,000 千人 （R1）	1,750 千人 （R1）	△
Ⅲ	年間社会増	-31 人 （R1）	-50 人 （R1）	△
	年間自然増	-20 人 （R1）	-49 人 （R1）	△

## KPI（重要業績評価指標）

目標を上回る KPI の割合は、「戦略の柱 I」は 16.7%（= 2 / 12 指標）、「戦略の柱 III」は 22.2%（= 2 / 9 指標）と低く、全体としても 25.9%（= 7 / 27 指標）となっていることから、指標の達成率に対する担当課の評価、指標の設定に対する意見などを取り入れた、新たな指標の検討や取組が必要であると認識できます。

表 2 KPI の達成状況

戦略の柱	目標を上回る指標	目標を下回る指標	計
I	2	10	12
II	3	3	6
III	2	7	9
全体	7	20	27

表 3 KPI の達成状況（具体的項目）

（○：数値目標を上回る △：数値目標を下回る）

	項目	目標値	実績	達成状況	担当課
戦略の柱 I	外国人来村者数（日帰り）	10,000 人	6,200 人	△	観光協会
	スポーツ・レクリエーション 交流人口	100 万人	120 万人	○	観光協会
	観光関連就業者数増加率 （宿泊・飲食サービス）	94%	91%	△	観光協会
	観光交流拠点における情報 発信媒体アクセス数	5,000 件／日	3,500 件／日	△	観光協会
	観光協会ホームページ アクセス人数	3,000 人／日	700 人／日	△	観光協会
	公共交通機関などによる 観光客数	10 万人	4 万人	△	観光協会
	農林業総生産増加率	110.0%	96.0%	△	農林建設課
	新規就農者・後継者 （支援活用者）	3 人／年	2 人／年	△	農林建設課

戦略の柱Ⅰ	項目	目標値	実績	達成 状況	担当課
	経営耕地面積 (年率 0.5%増加)	47,662 a	30,687 a	△	農林建設課
	交流拠点利用者数	40 万人	19 万人	△	むらづくり 観光課
	交流拠点従事者数	30 人	23 人	△	むらづくり 観光課
	人材育成に関する 研修・教育受講者、 支援制度利用者数	100 人/年	110 人/年	○	むらづくり 観光課 教育委員会

戦略の柱Ⅱ	項目	目標値	実績	達成 状況	担当課
	尾瀬自然体験学習に 取り組む協定自治体	1 団体	0 団体	△	むらづくり 観光課
	直通バス利用客数	1,600 人/年	1,700 人/年	○	むらづくり 観光課
	蕨市との交流人口	500 人	300 人	△	むらづくり 観光課
	誘致特別養護老人施設数	1 施設	0 施設	△	保健福祉課
	情報発信・交流連携拠点 における 日光及び富岡からの客数率	30%	31%	○	むらづくり 観光課
	北群馬エリアにおける 観光連携事業	1 件	2 件	○	むらづくり 観光課



	項目	目標値	実績	達成 状況	担当課
戦略の柱Ⅲ	村内合計特殊出生率	1.57%	1.23%	△	むらづくり 観光課
	25歳～39歳の人口	530人	349人	△	むらづくり 観光課
	定住意向率 「ずっと住みたい」 「当分住みたい」 ※村民アンケートにおける 定住意向調査	80.0%	77.5%	△	全課
	教育環境を理由とした 転入者率	20%	33%	○	むらづくり 観光課
	空き家バンク 取扱物件数及び 契約数	10/10件	8/11件	△	むらづくり 観光課 農林建設課
	【達成率把握用】 空き家バンク 新規取扱物件数	10件	8件	△	むらづくり 観光課 農林建設課
	【達成率把握用】 空き家バンク契約数	10件	11件	○	むらづくり 観光課 農林建設課
	起業支援制度を活用した 新規起業数	1件	0件	△	むらづくり 観光課
	空き家等活用支援制度を 利用したビジネス創出	1件	0件	△	むらづくり 観光課

## 第4次片品村総合計画 後期基本計画

---

発 行 / 令和3年(2021年)3月

発 行 者 / 片品村

問 合 せ 先 / 片品村役場 むらづくり観光課

〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

T E L (0278) 58-2111 (代表)

F A X (0278) 58-2110

---